

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部組織及び災害警戒本部組織計画

第1項 災害対策本部組織及び災害警戒本部組織計画

第1項 災害対策本部組織及び災害警戒本部組織計画

1. 災害対策本部及び災害警戒本部の設置、廃止基準【資料編*1 参照】

本市の地域において、基本法第2条第1号に定める災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があるときは、「基本法」及び「筑紫野市災害対策本部条例」により「筑紫野市災害対策本部」（以下「市災対本部」という。）を設置するものとする。

本部を設置するに至らない災害にあたっては、本部に準じた体制を整え事態の対処にあたる。

(1) 市災害対策準備体制

気象台から大雨・洪水注意報が発表される等災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部（以下「市警戒本部」という。）及び市災対本部を設置するに至らないときは、危機管理課職員等により市災害対策準備体制をとる。

(2) 市警戒本部の設置

- 1) 市警戒本部は、総務部長の判断において設置し、市警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）を置く。
- 2) 市警戒本部は、警戒配備体制（第3節の3. 配備要員）により動員配備を行う。
- 3) 市災対本部への移行

市内の被害状況等から災害応急活動が必要と判断される場合は速やかに市長にその旨を報告し、市災対本部に移行しうる体制をとる。

(3) 市災対本部の設置

- 1) 市災対本部は、市長の判断において設置し、市災対本部長（以下「本部長」という。）を置く。
- 2) 市災対本部は、第1次～第3次配備体制（第3節の3. 配備要員）により動員配備を行う。

*1 ● 資料 3. 1. 1 「筑紫野市災害対策本部条例」

(4) 市災対本部及び市警戒本部の設置及び廃止基準

《市災対本部及び市警戒本部の設置基準》

	市警戒本部設置基準	市災対本部設置基準
設置者	市警戒本部長；総務部長	市災対本部長；市長
動員配備	警戒配備体制	第1～3次配備体制
設置基準	ア. 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水等の警報が発令され、災害の発生が予想される時 イ. 比較的軽微な規模の災害、若しくは局地的な災害発生のおそれがある場合	ア. 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水等の警報が発令され、総合的な対策を必要とする時 イ. 土砂災害警戒情報が発令された時 ウ. 大規模な地震、火災、爆発その他の重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とする時 エ. その他の災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合であって特にその対策の必要がある時

《市災対本部及び市警戒本部の廃止基準》

市災対本部及び市警戒本部の廃止は、次の判断に基づき行う。

- ア. 予想された災害の危険が解消したと認められたとき
- イ. 災害の応急対策が完了したと認められたとき
- ウ. 上記状況に応じて設置者が認めたとき

(5) 市災対本部及び市警戒本部設置または廃止の通知

本部長は、市災対本部及び市警戒本部を設置し、または廃止したときは、速やかに関係機関に通知及び報告する。

(6) 本部会議の開催【資料編*2 参照】

本部会議は、本部長が副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。

(7) 現地災対本部

現地災対本部は、市対策本部条例第4条に定めるとおりである。

2. 市災対本部及び市警戒本部の組織及び事務分掌

市災対本部は、筑紫野市の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に筑紫野市長がこれを設置する。市災対本部は市長を本部長とし、「副本部長を副市長・教育長とし、本部員を総務部長・議会事務局長・企画政策部長・市民生活部長・こども部長・健康福祉部長・建設部長・環境経済部長・教育部長とし、そのもとに班長・班員を配備し、消防本部、消防団、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得ながら災害予防及び災害応急対策を実施する。

また機構改革等により組織・課名等が変更になった場合、市災害対策本部の組織構成は、庁内防災マニュアルにて見直しを図り、防災事業運営に支障のないように即時対応する。

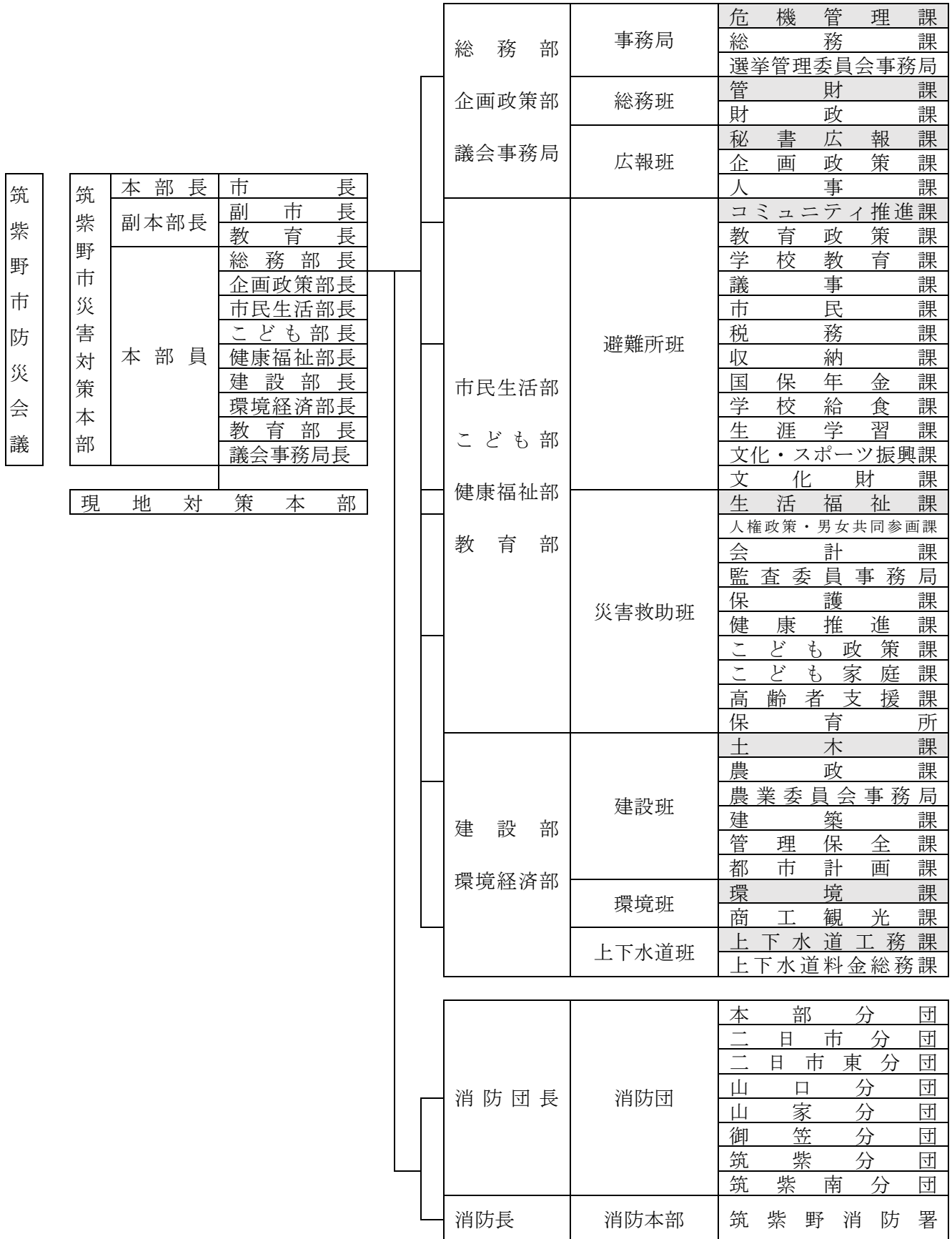
*2 ● 資料 3.1.2 「市災対本部の標識（案）」

(1) 組織

市災対本部組織系統図を以下に示す。

《 筑紫野市災害対策本部 組織系統図 》

(令和7年4月)



(2) 市災対本部の分掌事務

市災対本部の分掌事務を次表に示す。

《 筑紫野市災害対策本部事務分掌 》◎書き；班長

班名	分 掌 事 務
事務局 ◎危機管理課 ・総務課	1.市本部の設置及び廃止に関する事 2.市本部会議に関する事 3.気象庁、国・県等の災害担当部署からの情報収集及び連絡調整に関する事 4.職員及び消防団員の動員に関する事 5.災害資料の作成及び災害記録に関する事 6.気象状況分析、報告に関する事 7.マスコミ対応（記者会見準備指示）に関する事 8.避難情報の発令に関する事 9.テレホンサービス登録者への情報伝達に関する事 10.救助法に基づく諸対策に関する事 11.災害救助活動及び水防活動の総括調整に関する事 12.他の公共団体等との連絡、応援要請に関する事 13.自衛隊の派遣要請等に関する事 14.本部長及び副本部長の秘書に関する事 15.災害時における本部長の特命事項に関する事 16.災害応急復旧用諸物資等の受け入れに関する事 17.災害の予防及び応急復旧の総合調整に関する事 18.本部全般の事務に関する事
総務班 ◎管財課 ・財政課	1.災害危険箇所の状況に係る情報の収集、連絡に関する事 2.各班との連絡調整に関する事 3.災害時における通信の確保に関する事 4.避難誘導に関する事 5.自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関する事 6.緊急輸送の調整に関する事 7.要員確保に関する事 8.災害相談窓口の開設に関する事 9.市有財産等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 10.庁内の非常用の電気及び電話に関する事 11.必要車両等の確保及び緊急通行車両の運用に関する事 12.災害応急復旧用諸物資・避難所用物資等の調達・供給に関する事 13.市営住宅・仮設住宅等の供給に関する事 14.災害応急復旧費及び市対策本部費等の予算措置並びに出納に関する事 15.義援金品の受付、管理、配分に関する事 16.配置職員の食事の準備に関する事（炊き出しなど） 17.その他、災害に関する事務で他班の所管に属さないものの処理に関する事

班名	分 掌 事 務
広報班 ◎秘書広報課 ・企画政策課 ・人事課	1.災害状況に係る情報の収集、連絡に関する事 2.市民等からの通報・情報等の収集、伝達に関する事 3.避難情報の住民への広報に関する事 4.テレビ放送、ラジオ放送、新聞発表、その他広報に関する事 5.職員の安否確認、対策本部員の労働安全衛生に関する事。BCPに関する事 6.その他各班の属さない施設等の被害状況調査に関する事
避難所班 ◎コミュニティ推進課 ・教育政策課 ・学校教育課 ・議事課 ・市民課 ・税務課 ・収納課 ・国保年金課 ・学校給食課 ・生涯学習課 ・文化・スポーツ振興課 ・文化財課	1.コミュニティセンター等の避難所開設 2.開設避難所の管理及び本部との連絡調整に関する事 3.関係施設での避難所開設及び避難者受入れ 4.コミュニティセンター施設、学校教育施設、生涯学習施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 5.児童及び生徒等の避難及び安全確保等に関する事 6.学校給食に関する事 7.応急教育の実施に必要な教材の調達に関する事 8.災害後の学校環境保健衛生に関する事 9.通学路の安全確認等に関する事 10.ボランティア活動に関する事 11.罹災証明に関する事（情報収集・現地確認）

班名	分 掌 事 務
災害救助班 ◎生活福祉課 ・人権政策・男女共同参画課 ・保護課 ・会計課 ・監査委員事務局 ・健康推進課 ・こども政策課 ・こども家庭課 ・高齢者支援課 ・保育所	1.福祉避難所の開設、管理及び運営に関する事 2.救助法の運用に関する事 3.福祉施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 4.避難所における受入れ体制に関する事 5.要配慮者の支援に関する事 6.救出活動に関する事 7.避難所の炊き出しに関する事 8.災害地及び避難所に必要な救助食糧、物資の調査・調達確保・輸送・配分に関する事 9.応急用被服、寝具その他生活必需品の確保及びあつせんに関する事 10.罹災労働者の福祉対策に関する事 11.罹災者の生活保護及び災害救護資金貸付等に関する事 12.罹災証明に関する事 13.医療機関からの被害状況の収集及び応急復旧に関する事 14.医療救護、助産に関する事 15.災害時における負傷者の搬送並びに医薬品、衛生材料の調達及び配分に関する事 16.応急復旧を実施するための医療関係者に対する要請に関する事 17.伝染病の予防に関する事 18.被災者及び給食施設の栄養指導に関する事 19.災害弔慰金及び災害見舞金等の支給、その他災害援護に関する事 20.保育所児童の避難及び安全確保等に関する事 21.保育所施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事

〈第3章 第1節 災害対策本部組織及び災害警戒本部組織計画〉

班名	分 掌 事 務
建設班 ◎土木課 ・農政課 ・農業委員会事務局 ・建築課 ・管理保全課 ・都市計画課	1.河川・道路・公園・橋梁・がけ崩れ等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2.農林業用施設、農林作物等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3.水防活動に関する事 4.交通不通箇所及び通行路線等の交通対策に関する事 5.障害物除去に関する事 6.応急復旧を実施するための建築技術者等に対する応援協力要請に関する事 7.応急仮設住宅の供給に関する事 8.罹災住宅の応急復旧に関する事
環境班 ◎環境課 ・商工観光課	1.環境関係施設等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2.清掃作業に関する事 3.災害時のごみ、し尿、廃棄物等の処理、その他環境衛生に関する事 4.逸走した危険な動物の危害防止に関する事 5.災害時における食品衛生に関する事 6.死亡者の処置及び埋葬に関する事 7.被災地の防疫に関する事 8.商工観光関係施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 9.罹災に伴う中小企業の財政援助に関する事
上下水道班 ◎上下水道工務課 ・上下水道料金総務課	1.災害時における応急給水全般に関する事 2.水質管理に関する事 3.上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事
消防団	1.市災対本部長からの協力要請に関する事 2.消防団活動に関する事 3.消防活動に関する事

(2) 市警戒本部の分掌事務市警戒本部は、筑紫野市の地域において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に総務部長が設置する。

- 1) 気象情報等の収集に関する事
- 2) 被害状況の把握に関する事
- 3) 職員への連絡、報告に関する事
- 4) 関係機関への連絡体制に関する事

第 2 節 災害救助法適用計画

第 1 項 災害救助法の適用基準

第 2 項 災害救助法の手続き

第 3 項 救助の実施

第 4 項 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第 5 項 災害対策基本法の定める応急措置

第 1 項 災害救助法の適用基準

1. 災害救助法の適用基準

救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用については救助法、救助法施行令（昭和 22 年政令 225 号）及び基本法（昭和 36 年法律第 223 号）等の定めにより、必要と認めたときは、速やかに所定の手続きを行う。

《災害救助法の適用基準》

(救助法施行令第1条に定めるところによる。)

1. 市の区域内の人口 100,000 以上 300,000 未満のとき

市の住家滅失世帯数が 100 世帯以上

2. 福岡県全区域内の住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上であって

市の住家滅失世帯数が 50 世帯以上

3. 福岡県全区域内の住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上であって

市の区域内の被害世帯数が多数であること

4. 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害により被災した者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと

例) ア. 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔絶または孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

イ. 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

5. 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

例) ア. 交通事故により多数の者が死傷した場合

イ. 山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

2. 被災世帯の算定基準

《被災世帯の適用基準》

住家の滅失

適用（救助法）

住家が全壊、全焼または流失した世帯は 1 とする。

住家が半壊、半焼したものにあつては 2 世帯を持って 1 とみなす。

住家が床上浸水または土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては、3 世帯を持って 1 とみなす。

認 定

全壊、全焼または流出

住家の損壊（焼失）または流失した程度が 1 棟の延床面積の 70%以上に達したもの
※全壊、全焼に達しない場合でも、残存部分に補修を加えても再使用できないもの

半壊または半焼

住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満の場合であつて、その部分を修理することによって住家として使用できるもの

床 上 浸 水

- ・ 住居建物
住家のうち居住の用に供する部分の床を超える浸水又は地盤面より 45 cmを超えて浸水したもの
- ・ 非住居建物
建物内の一部に、居住スペースや座敷（畳敷、板張敷）等の床部分がある場合で、その床を超える浸水又は地盤面より 45 cmを超えて浸水したもの

3. 住家、世帯の定義

《住家、世帯の定義》

住 家

人が起居できる設備のある建物
または現に人が居住のため使用している建物

(解釈) 必ずしも1棟の建物に限らない。例えば炊事場、浴場または便所が別棟であったり、離家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して1棟とする。

なお、社会通念上住家と称せられる程度であることを要しない。
したがって学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住しているものはもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

世 帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、生活共同体を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。

4. 被害の程度認定基準

被害区分		認定基準	
人的被害	死者	当該災害で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1箇月以上の治療を要する見込みのある者とする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または必要のある者のうち1箇月以内で治療できる見込みの者とする。	
住家被害	住家	現実に居住の為使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全(焼)壊 流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの。または住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半(焼)壊	住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元どおりに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部損傷	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損傷で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上 浸水	住居 建物	住家のうち居住の用に供する部分の床を超える浸水又は地盤面より45cmを超えて浸水したもの
		非住居 建物	建物内の一部に、居住スペースや座敷(畳敷、板張敷)等の床部分がある場合で、その床を超える浸水又は地盤面より45cmを超えて浸水したもの
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。 (床を超えない浸水又は地盤面より45cm以下の浸水)	
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	例えば市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	※ ただし、非住家被害は全壊または半壊の被害を受けたもののみを計上し、一部損壊、床上床下浸水については計上しない。		
その他	田の流出 埋没	田の耕土が流出しまたは砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が、見えなくなる程度に水が浸かったものとする。	
	畑の流埋没 及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋を除いたものとする。	
	橋梁	道路を連結するために川、運河等の上に仮設された橋とする。	
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される川若しくはそのほかの川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防護岸、水利、床止そのほかの施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、係留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。		

被害区分		認定基準
その の	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ、かいのみをもって運航する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
他	罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった、生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、そのほかこれに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。 ※ 住家の一部損傷及び床下浸水の被害世帯は含まない。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
被害 金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	その他の公共施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、及び漁港とする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びそのほかの公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農作物被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機器等とする。
災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びそのほかの公共施設については査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きとする。	

第2項 災害救助法の手続き

1. 災害救助法の手続き

救助法に基づく応急救助にかかる事務処理は、すべて法令の規定によって実施する。

- (1) 救助法による救助は、市の地区単位ごとに実施されるものであるから、市における被害が第1項に掲げた適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、市長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、すでにとった救助措置と今後の救助措置の見込を知事に情報提供するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。
- (2) 救助法適用の要請を受けた知事は、適用の要否を判断し、必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助を実施するよう市長に指示するとともに、関係機関に通知または報告し、一般に告示する。
- (3) 知事は、災害による被害が第1項に該当する場合に救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣と協議する。
- (4) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の措置に関して知事の指示を受けなければならない。

《災害救助法の適用手続き》

知事に情報提供、要請その後活動	災害に際し、市における災害が適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を知事に情報提供するとともに、救助法を適用する必要がある場合は、合わせてその旨を要請する。
活動後 事後情報提供	災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

この報告は、確認集計の上、直ちに内閣総理大臣に提供され、災害救助費、国庫負担金の概算交付、救助用物資及び義援金品の配分の基礎となる他、関係各省庁の重要な諸対策の基礎となる極めて重要な情報である。

2. 知事への請求及び記録

(1) 市における簿冊等の作成（支払証拠書類の整備含む。）

《 整備すべき簿冊等 》	
簿冊の種類	
1) 救助の種目別物資状況	9) 被災者救出状況記録
2) 避難所設置及び収容状況	10) 住宅応急修理記録簿
3) 炊出し給与状況	11) 学用品の給与状況
4) 飲料水の供給簿	12) 埋葬台帳
5) 物資の給与状況	13) 死体処理台帳
6) 救護班活動状況	14) 障害物除去の状況
7) 病院診療所医療実施状況	15) 輸送記録簿
8) 助産台帳	

様式等は、「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）」に準ずる。

(2) 知事への請求

《知事への提出書類》	
繰替支弁金請求に必要な提出書類	提出期限
1) 災害救助費繰替支弁金請求書 2) 救助業務に要した経費算出内訳 3) 決定報告による被害状況調 4) 災害救助費繰替支弁状況調 5) 歳入歳出予算抄本及び支払い証拠書類の写	救助に関する業務の完了後60日以内

《費用の交付を受ける場合の書類》

災害救助費繰替支弁金概算請求書 災害救助費繰替支弁金精算請求書

第3項 救助の実施

1. 救助の実施

救助法に基づく救助は、知事が実施する。この場合、市長は知事の補助機関として実施する。

なお、救助法の適用に当たらない災害についての被災者の救助は、本計画に定めるところにより市長が実施する。（救助法第2条）

《救助の種類》	
救助の種類	担当班
1) 避難所及び応急仮設住宅の供与	1) 総務班・建設班
2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	2) 災害救助班・上下水道班
3) 被服寝具その他生活必需品の給与または貸与	3) 災害救助班・物資調達班
4) 医療及び助産	4) 災害救助班
5) 被災者の救出	5) 各班
6) 福祉サービスの提供	6) 災害救助班
7) 被災した住宅の応急修理	7) 建設班
8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	8) 災害救助班
9) 学用品の給与	9) 教育施設班
10) 埋葬	10) 環境班
11) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの	11) 各班適宜

救助法第 4 条

第 4 項 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

1. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

【 資料編*1*2 参照】

救助法による救助の程度、方法及び期間の基準は、救助法施行令に定めるとおりである。

第 5 項 災害対策基本法の定める応急措置

《 基本方針 》

基本法及び関係法令に定めるもので、災害が発生し、またはまさに発生しようとする場合の市長の応急措置は、以下のとおりである。

1. 応急措置についての責任（基本法第 62 条第 1 項）

市長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとするときは、法令、または本計画の定めるところにより消防、水防、救助、その他災害の発生を防ぎよし、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。

2. 出動命令（基本法第 58 条）

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令、または本計画の定めるところにより消防機関、若しくは関係職員等に出動準備をさせ若しくは出動を命じ、または警察官若しくは海上保安官の出動

を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

*1 ● 資料 3.2.1 「災害救助法（抜粋）」

*2 ● 資料 3.2.2 「災害救助法施工令（抜粋）」

3. 事前措置（基本法第59条）

市長は、設備または物件の占有者、所有者、または管理者に対し、災害の拡大を防止するため、必要な限度において当該設備または物件の除去、保安、その他必要な措置をとることを指示することができる。

4. 警戒区域の設定権（基本法第63条）

市長は、人命または身体の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止、または当該区域からの退去を命ずることができる。

5. 工作物等の使用、収容等

- (1) 基本法施行令第24条に限定する手続きによって、当該市の区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、または土石、竹林、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。（基本法第64条第1項）
- (2) 市は工作物の使用、収容等の処分が行われた際の、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（基本法第82条第1項）

第3節 動員配備計画

第1項 市の動員配備計画

第2項 風水害の事前対策

第3項 指定地方行政機関等の動員配備体制

第1項 市の動員配備計画

1. 配備体制

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害応急対策実施責任機関は、必要に応じ警戒及び災対本部を設置し、緊密な連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

	配備区分	配 備 内 容
市警戒本部	警戒配備	気象業務法に基づく警報が発令される等、災害が発生するおそれがある場合、各班の連絡担当職員及び災害予想箇所等の警戒にあたる職員が配置につき、状況により第1次配備に移行しうる体制とする。
市災対本部	第1次配備	気象業務法に基づく警報が発令される等、現に災害が発生しつつあり、かつ相当な災害発生が予想される場合、各班の所要の人員は配置につく。 また、他の必要な人員を待機させ、状況によりいつでも第2次配備に移行しうる体制とする。
	第2次配備	市の局地的にわたって災害が発生し、若しくは発生が予想される場合、または市全域ではないが被害が重大な場合、第1次配備に所要の人員を追加する。
	第3次配備	市の広範囲にわたって大規模な災害が発生し、若しくは発生が予想される場合、または市全域ではないが被害が特に重大な場合は全職員が配置につく。

(1) 配備要領

- 1) 市災対本部設置時において各部長は、それぞれの部の動員系統、連絡の方法等をあらかじめ実績に即した方法により定めておくものとする。
動員要領は、本章第1節の市災害対策本部組織系統図に示す。
- 2) 市災対本部長から配備の指示を受けた各部長は、速やかに各班長に通知し配備体制を整える。
- 3) 配備を完了した各班長は、配備完了の旨を速やかに各部長に報告し、各部長は、市災対本部長へ報告しなければならない。

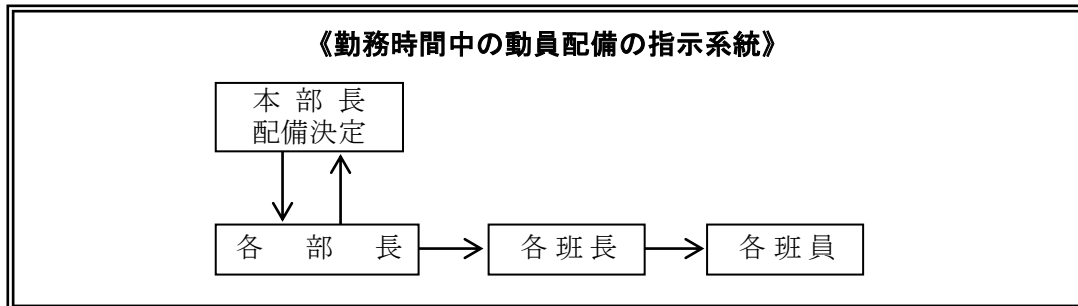
2. 配備の方法

本部長は、異常現象等により災害発生のおそれのある場合、あるいは災害が発生し直ちに応急対策を実施する必要がある場合、市災対本部を設置し、各職員に対し電話、庁内放送等最も早い方法で配備体制を指令する。

- (1) 職員に対する伝達
 - 1) 市災対本部において、配備の決定がなされ、動員のある場合は、動員配備表にしたがい行う。
 - 2) 動員の伝達は、市災対本部指令により、庁内放送または電話等で行う。
 - 3) 職員の配備は、動員配備表に基づき各班の班長が配備体制に応じて行う。
 - 4) 各班長は、配備された職員に対し災害状況の周知を図るとともに所属職員の指揮監督を行い災害情報の収集、伝達、調査その他応急対策を実施する体制をとる。
 - 5) 休日または退庁後の職員への伝達は、各班においてあらかじめ定められた連絡方法・系統により行う。
- (2) 職員の非常動員
 - 1) 職員は、勤務時間外または休日等において災害が突発した場合、または災害が発生するおそれがある情報等を察知したときは、所属の班長等との連絡をとり、または自らの判断により災害応急対策活動のため登庁しなければならない。
 - 2) 総務班は、突発災害等のために災害応急対策の必要がある場合、市災対本部の設置について市行政無線、電話等最も早い方法で職員に伝達する。
- (3) 報告

各班長は、配備体制に応じて職員を配置したときは、その状況を本部長へ報告しなければならない。
- (4) 配備の決定及び変更
 - 1) 本部長は、災害の発生が予想される時、または災害の状況により配備体制を決定する。
 - 2) 本部長は、災害状況の変化により、必要があると認めるときは、本部会議の意見を聴いて配備要員を変更する。
- (5) 応援のための動員

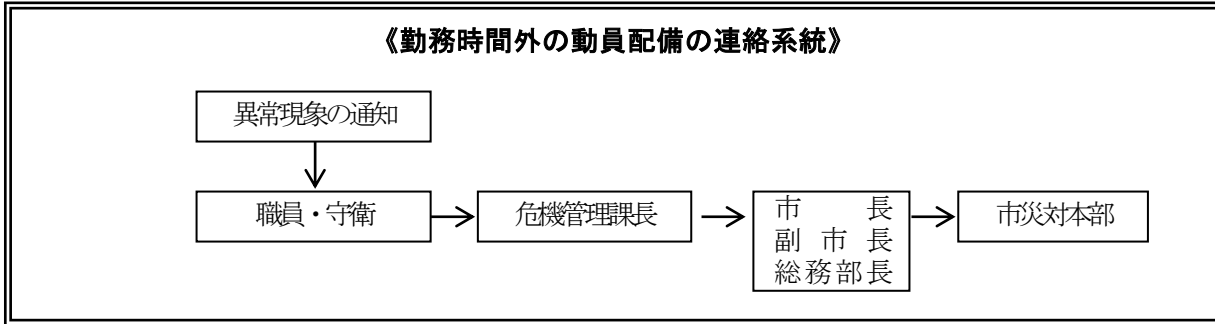
災害対策活動を行うに当たり、各班の職員では不足する場合は、当該班長は所属の部長に対し応援のための動員を求める。この場合本部長は、応援を命ずる。
- (6) 災害が長期化する場合の交代要員の確保を図る。



- (7) 勤務時間外（退庁後及び休日）
 - 1) 市職員及び守衛は、夜間及び休日、退庁時において、気象業務法に基づく注意報または警報の発表、その他異常現象の通知を受けたとき、危機管理課長に連絡し、危機管理課長は市長、副市長、総務部長等と協議し、市災対本部設置の検討を行う。
 - 2) 動員の伝達は、市災対本部指令により、電話連絡等で行う。
 - 3) 非常伝達

当直者は、次の情報を覚知したときは危機管理課長に連絡し、危機管理課長は市長の指示を仰ぎ、必要に応じ関係課長に連絡する。

 - ア. 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、または自ら覚知し、緊急に
応急措置を実施する必要があると認められるとき
 - イ. 災害が発生し、緊急に
応急措置を実施する必要があると認められるとき



(8) 職員の自主集合基準

1) 集合基準

職員は、夜間、休日及び退庁後において、市内に甚大な被害を及ぼす災害を覚知し、または被害の発生が予想される場合は、配備体制の命令を待たずに、各自最も適した交通手段で直ちに自主集合する。

2) 登庁場所

職員は原則として、所属する勤務場所に登庁する。

本庁舎等への集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、「最寄りの小学校及び中学校、公共施設」に自主集合し、当該小学校及び中学校、公共施設において編成される「地区情報連絡班」にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

3. 配備要員

《動員配備表》

		本部長 市長 副本部長 副市長・教育長						
部名	部長	班名	担当課等	班長	警戒配備体制	災害対策第1配備体制	災害対策第2配備体制	災害対策第3配備体制
総務部	総務部長	事務局	危機管理課	危機管理課長	各部局長	市長	第1配備体制職員に以下の職員を追加	全職員
企画政策部	企画政策部長		総務課 選挙管理委員会					
議会事務局	議会事務局長	総務班	管財課	管財課長	各班長	副市長	教育長	課等の長
			財政課					
		広報班	秘書広報課	秘書広報課長	各副班長	各部局長	課等の長	
			企画政策課 人事課					
市民生活部	市民生活部長	避難所班	コミュニティ推進課	コミュニティ推進課長	コミュニティセンター館長	各班長	課等の長補佐	
			教育政策課					
			学校教育課					
			議事課					
			市民課					
			税務課					
			収納課					
			国保年金課					
			学校給食課					
			生涯学習課					
健康福祉部	健康福祉部長	災害救助班	生活福祉課	生活福祉課長	班長が必要とする職員	各副班長	係長	
			人権政策・男女共同参画課					
			会計課					
			監査委員事務局					
			保護課					
			健康推進課					
			こども政策課					
			こども家庭課					
			高齢者支援課					
			保育所					
建設部	建設部長	建設班	土木課	土木課長	班長が必要とする職員	コミュニティセンター館長	主査	
			農政課					
			農業委員会事務局					
			建築課					
			管理保全課					
環境経済部	環境経済部長	環境班	都市計画課	環境課長	生涯学習センター館長	各班長	課等の長	
			環境課					
		上下水道班	商工観光課	上下水道工務課長	カミィリヤ館長	各班長	課等の長	
			上下水道工務課					
			上下水道料金総務課					

令和7年4月現在

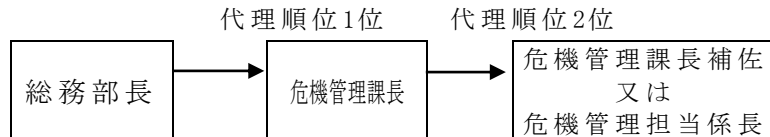
(1) 意思決定権者（本部長職務）代理順位

- 1) 市災対本部及び市警戒本部の設置後、自衛隊災害派遣要請依頼等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在または連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

ア. 市災対本部の場合



イ. 市警戒本部の場合



- 2) 本市に激甚な災害が発生したと認められる場合は、事務局は、市長に対して次の必要事項を報告し、市長は市災対本部を設置する。

(報告事項等)

ア. 市長等の所在の確認

イ. 災害の概要、その時点で把握された被害状況、被害予測、対応状況

ウ. 市災対本部の設置

エ. 登庁方法の確認

オ. その他必要な事項

- 3) 上記の場合において市長と連絡が取れない場合、不在の場合、または事故がある場合は、副市長のほか市長の職務を代理すべき者に対して市長の場合に準じて報告し、市災対本部を設置する。その場合の順位は、意思決定権者代理順位による。

- 4) 本部長の職務代理者は、市長との連絡が取れた場合、または市長が登庁した場合は、直ちにこれまでとった措置を報告し、市長の指示を仰ぎ、または職務を引き継ぐ。

(2) 職員の状況把握及び業務

- 1) 職員が登庁した場合は、その氏名及び配属班を各班の班長に報告し、各班毎にとりまとめて総務班に報告する。
- 2) 各班を統括する者は、職員の登庁状況について総務班に定期的に報告する。
- 3) 総務班は、各部の職員の登庁状況を勘案し、配備計画を行う。
- 4) 総務班は、市災対本部員の登庁状況を把握し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。

(3) 情報の収集について

- 1) 職員は、自主集合途中で出来る限り被害状況を把握しながら、速やかに集合し、所属する班長に報告する。また、各部はその被害状況をとりまとめ、“総務班”に報告する。
- 2) 事務局及び消防団は、情報収集（消防無線等による情報伝達）に努める。

第2項 風水害の事前対策

《 基本方針 》

風水害については、気象予報等により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するために災害発生直前における情報収集・伝達、住民の避難誘導、災害防止活動等が極めて重要であるため、次の点に留意し対策を講ずる。

1. 水防活動体制

風水害が発生する危険性があり、市災対本部の設置に至らない段階においては、水防計画に則り、適切な水防活動を行う。

2. 避難誘導活動

(1) 警戒活動の実施

市は、災害発生のおそれがある場合、河川管理者、消防団等と連携を図り気象情報等に十分注意し、水害危険箇所や土砂災害危険箇所の警戒活動を行う。

(2) 要避難地域の早期把握

市は、必要と認められる地域の居住者、滞在者、要配慮者に配慮し、避難情報の発令等をはじめ迅速かつ的確な避難対策に着手できるよう避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

(3) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、災害により大きく異なるため、市は各種の情報収集を踏まえ、避難要否を判断する。

(4) 早期避難の実施

市は、風水害の発生のおそれがあると認められる場合、対象地域の住民への迅速かつ的確な情報の伝達や避難のための準備、避難指示等の必要な措置を行い、適切な避難誘導を実施する。

避難誘導に際しては、次の点について事前に計画・検討を進めておく。

- 1) 避難誘導員、避難所管理責任者等の選定
- 2) 避難所・避難路の選定、避難所の開設
- 3) 避難誘導方法、手段（緊急移送方法等）
- 4) 災害時要援護者の状況把握及び避難対策

3. 災害未然防止活動

市は、災害発生のおそれがある場合、各施設管理者との連携により事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害発生防止に努める。

(1) 河川堤防等の巡視

市は、水防上危険と判断される箇所について河川堤防等の巡視を行い、災害防止活動を実施する。

(2) 堰、水門等の適切な措置

市は、洪水の発生が予想される場合には、施設管理者と連携して、降水量・水位等の状況に応じて水害未然防止に必要な措置を行う。

危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を関係機関に通知するとともに、住民に対して周知する。

(3) 道路パトロール、事前規制等の措置

市は道路管理者と連携して、降水量等の状況に応じて、パトロール及び事前規制等の必要な措置を行う。

第3項 指定地方行政機関等の動員配備体制

1. 指定地方行政機関等の動員配備体制

市は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等に対し、法令または防災に関する計画等に基づき、災害時における各機関の防災関係事務または業務を的確かつ円滑に実施できるような動員配備の要請を行う。

2. 消防本部等への伝達

事務局は、市災対本部を設置した場合、消防本部、福岡県、陸上自衛隊、筑紫野警察署等へ伝達し、配備体制等について連携を図る。

第4節 気象予報・警報等伝達計画

第1項 予報・警報等の種類・基準

第2項 注意報警報等の伝達系統

第3項 洪水予報・水防警報

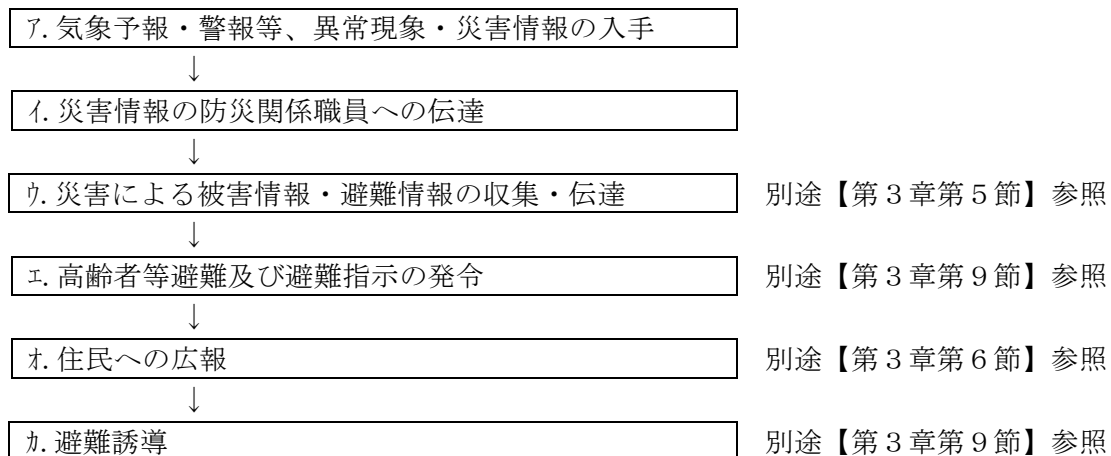
第1項 予報・警報等の種類・基準

《 基本方針 》

市域に災害の発生のおそれがある場合、気象業務法に基づいて発表される注意報及び警報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を市、関係機関、住民に迅速かつ確実に伝達するため、伝達系統を定めて適切な防災対策の実施を図るものとする。

1. 情報種類伝達の流れ

- (1) 情報の収集及び伝達事項は、おおむね次の内容である。
各班は、各種情報の緊急性、重要性等を判断し、必要な措置をとる。
なお、本節では下記のア. ～イ. の内容とし、ウ. 以下は別節で取り扱う。



2. 気象予報、警報等情報種類

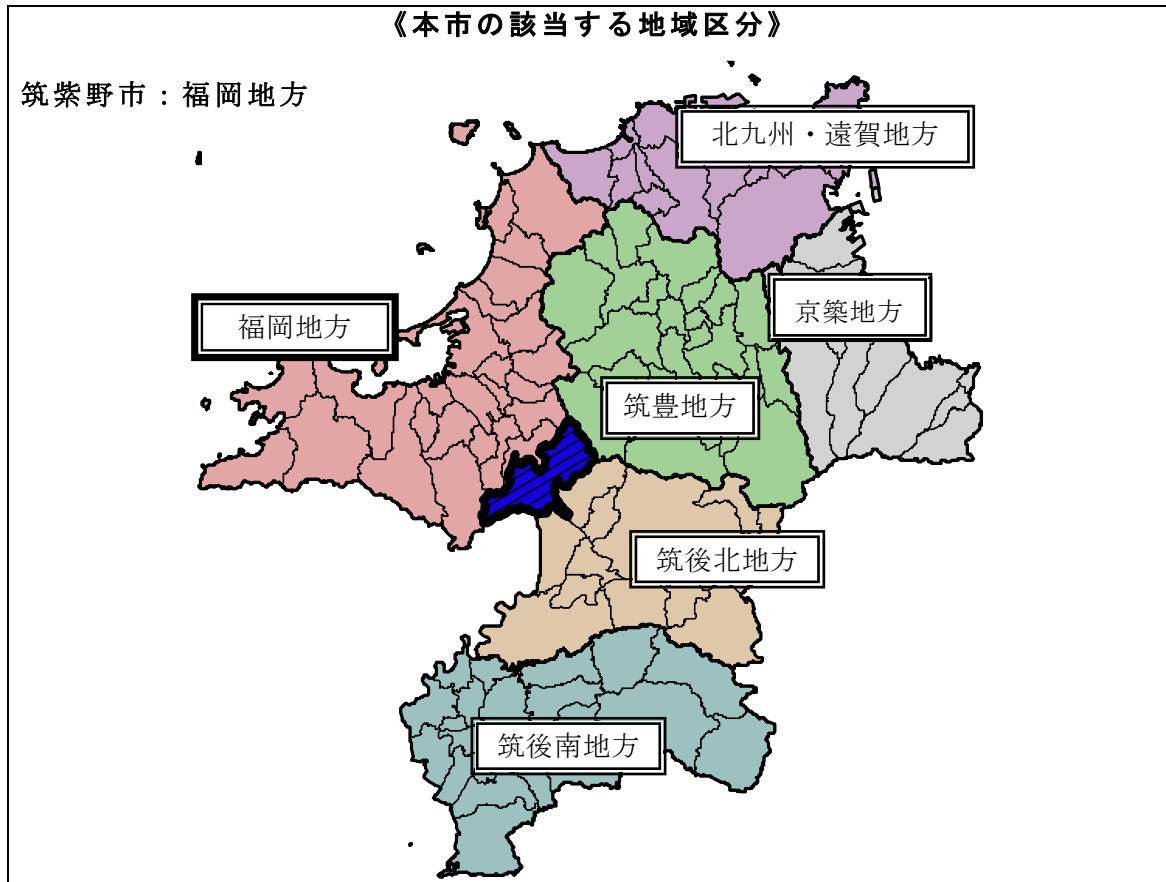
- (1) 気象予報、警報等情報の種類及び発表基準【資料編*1*2 参照】
注意報及び警報の種類並びに発表の基準は、資料編に示す。
気象予報、警報の発令は、福岡管区気象台から発表される気象予報、警報、種類及び発表の基準に準ずる。

*1 ● 資料3.4.1「注意報・警報・情報等の種類並びに発表の基準」

*2 ● 資料3.4.2「気象・火災の情報、注意報及び警報」

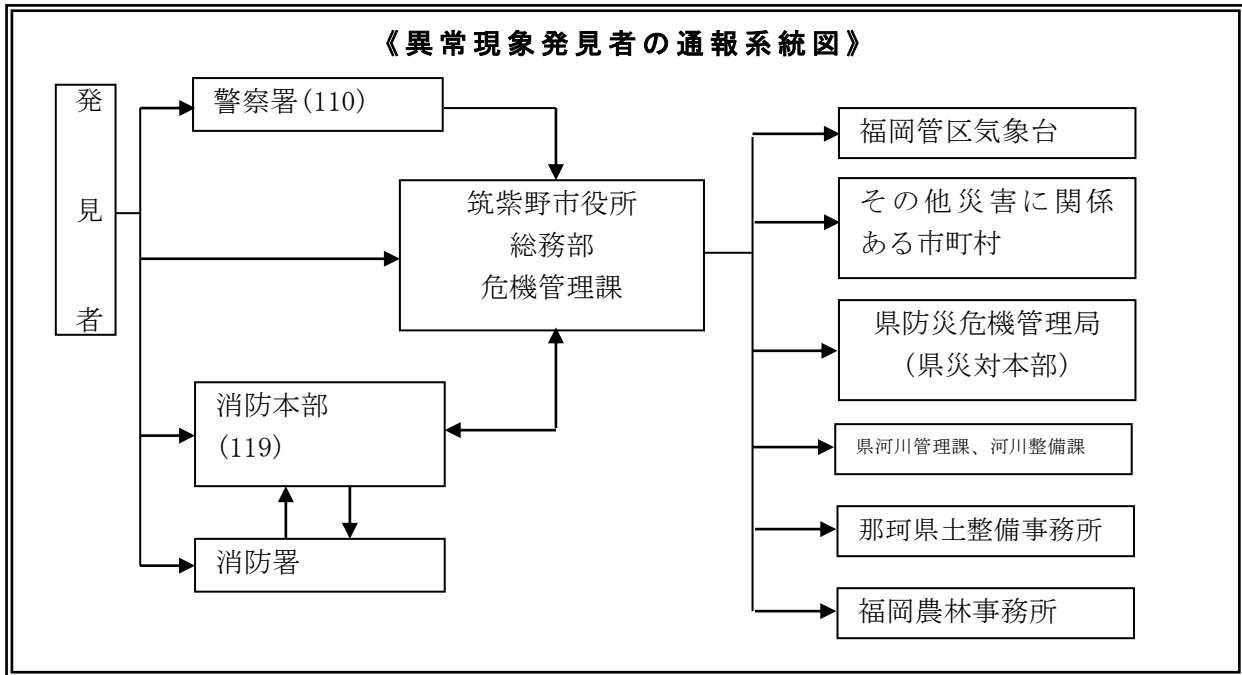
(2) 注意報・警報の地域細分

気象情報に伴う災害の発生が予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上、必要と考えられる場合には、地域を細分して注意報・警報を発表する。



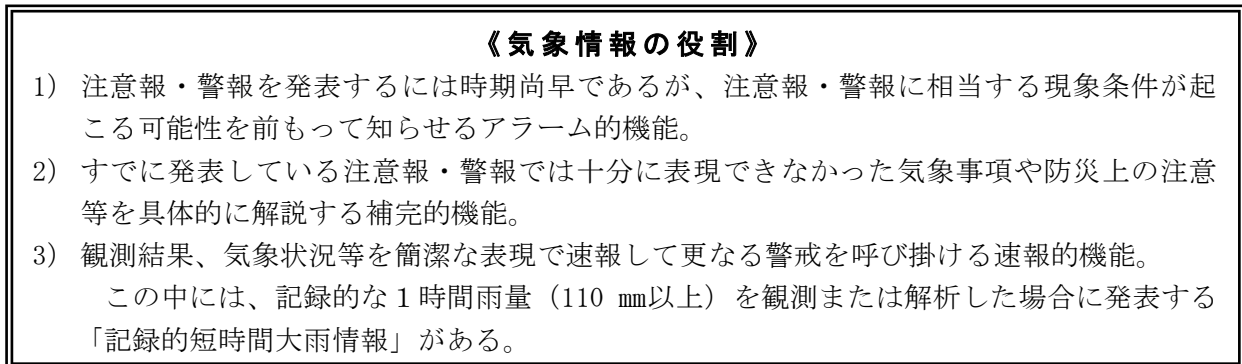
(3) 異常現象等の通報（基本法第54条）

- 1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長または警察官に通報しなければならない。
- 2) 異常な現象等の通報を受けた警察官は、速やかに市長に通報しなければならない。
- 3) 異常な現象の通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県（消防防災指導課、那珂県土整備事務所、福岡農林事務所）その他関係機関に通報しなければならない。
- 4) 異常な現象とはおおむね次にあげる自然現象をいう。
 - ア. 気象に関する事項
著しく異常な気象現象 大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう
 - イ. 地震に関する事項
頻発地震 数日以上にわたり頻繁に感ずるような地震
 - ウ. 水象に関する事項
異常河川増水



(4) 気象情報の役割

気象情報の機能は、次の3つに大別される。

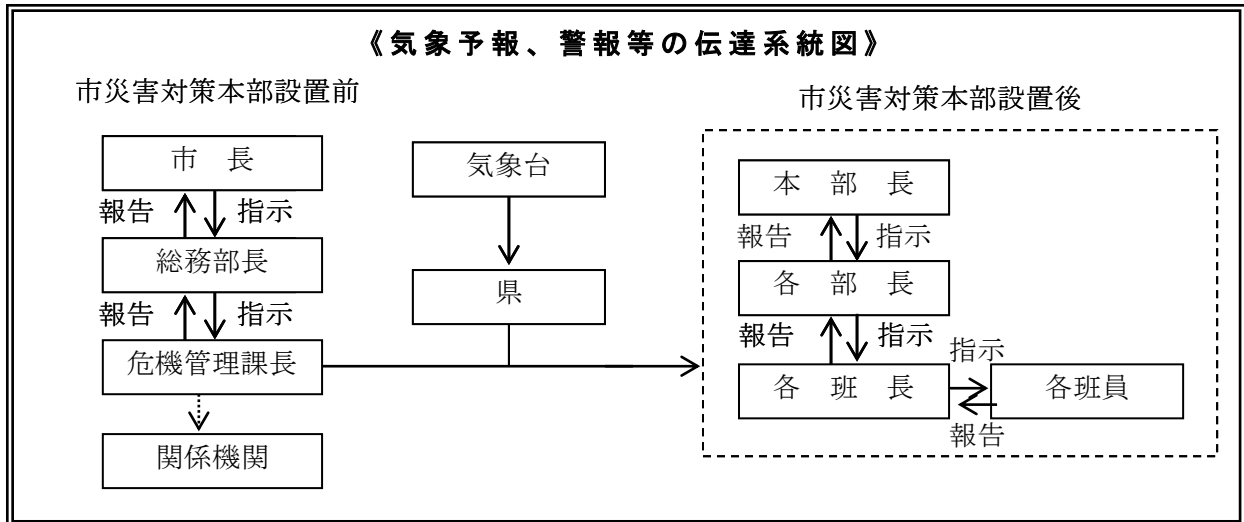


第2項 注意報警報等の伝達系統

1. 気象予報、警報等の伝達計画【資料編*3 参照】

- (1) 气象台が発表する気象予報、警報等は、県知事からの伝達系統に従い、県防災行政無線にて市(危機管理課)及び消防本部等に伝達される。
- (2) 気象予報、警報や異常現象の伝達を受けた職員は、直ちに危機管理課長に報告し、市長の指示を受けるとともに、市災対本部を設置する場合はその指示等を各班に伝達する。
- (3) 市災対本部設置後、伝達系統図にしたがい、各部長は各班長から各班員に指示を行う。
- (4) 各班長不在の場合は、それぞれ各班の上席者がその任務を代行する。
- (5) 関係機関への連絡は、原則として電話にて行うこととするが、不必要な混乱を避けるため、連絡相手は各機関の責任者(あるいは責任者の指定した者)とする。
- (6) “総務班”“広報班”は、住民に広くかつ早急に伝達する必要がある場合には、市防災行政無線または広報車等による広報を行う。時間的余裕のない場合、臨機応変に対処し、経過を速やかに上司に報告する。

*3 ● 資料 3.4.3 「防災気象情報(注意報・警報・情報)伝達系統図」



(7) 伝達内容

- 1) 市災対本部等の設置及び廃止に関すること
- 2) 被害状況把握に関すること
- 3) 関係機関へ連絡すると認められる被害状況に関すること
- 4) その他防災上、必要と認められること

(8) 避難情報の基準

避難情報については、第3章第9節によるものとする。

2. 市から住民への周知方法

市は地域防災計画に基づき関係住民に対し、必要と認められる予報・警報だけでなく、予測される事態及びこれに対する取るべき措置の伝達周知を行う。

これらの一般的な周知方法は、次のとおりである。

(1) 直接的な方法

- 1) 電話、ファクシミリ、口頭による戸別連絡
- 2) 広報車による広報
- 3) インターネット、電子メール、防災アプリ等による伝達（市HP、ふくおか防災ナビ・まもるくん、緊急速報メールシステム等）

(2) 間接的な方法

- 1) 行政区長等を通じての連絡（固定電話、携帯電話）
- 2) 消防団等を通じての連絡

第3項 洪水予報・水防警報

1. 福岡管区気象台が行う水防活動用の予報及び警報

気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

2. 福岡管区気象台・九州地方整備局が共同して行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定による洪水予報及び警報は、知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

3. 県が行う洪水予報の通知

1. 及び2. による水防活動用の予報及び警報を受けた県は、通信連絡系統により各県土整備事務所、その他の出先機関及びその他の水防関係機関に通知し、各県土整備事務所は、関係水防管理者に通知する。

4. 水防警報

水防警報とは、水防法第16条第1項の規定に基づき、国土交通大臣は洪水、津波または高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれのあると認めて指定した河川（湖沼または海岸）について、県知事は国土交通大臣が指定した河川（湖沼または海岸）以外の河川（湖沼または海岸）で、洪水（津波または高潮）により損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防のために行う警報をいう。

（1） 県知事による水防警報（水防法第16条）

知事は、国土交通大臣が指定したもの以外の河川（湖沼）で、洪水による被害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、そのおそれが強いと認めるときは、水防警報を発令する。

知事は、自ら水防警報を発令したときは、水防事項を水防管理者、その他の関係者に通知しなければならない。

5. 避難判断水位到達情報

避難判断水位とは、はん濫注意水位を超える水位で、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、避難情報の発令を判断する際の目安の一つとなるもの。県は水位情報周知河川として指定する河川の水位が避難判断水位に達したときは、関係水防管理者及び報道機関へ通知する。市は通知を受けたときは、住民への周知に努めるとともに、避難情報の発令について、他の情報も考慮しながら総合的に検討を行う。

6. 浸水想定区域における避難を確保するための措置（水防法第15条）

市長は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- （1） 洪水予報等（気象庁、国土交通大臣、県知事が行う洪水予報）の伝達方法
- （2） 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- （3） 浸水想定区域内に地下街等または主として要援護者その他の特に防災上配慮を要する施設がある場合、これら施設名称及び所在地

7. 火災気象通報

(1) 火災気象通報（乾燥注意報、強風注意報、暴風・暴風雨警報）

- 1) 火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を知事に通報する。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。これを受けた市長は、必要と認めた場合に火災警報を発令する。
- 2) 火災警報を行う場合の基準実効湿度が65%以下でかつ最小湿度が40%以下となるとき

(2) 火災警報

火災警報は、消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、住民に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

火災警報の発令は次のような場合、消防法に基づき消防長が行う。

- 1) 知事から気象に関する通報を受け、火災の予防上必要と認めるとき
- 2) 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき

《火災警報の発令》

火災気象通報を行う場合の基準は、次のどちらかを満たす場合である。

- 1) 実効湿度が 60%以下でかつ最小湿度が 40%以下となり最大風速が 7 m/s を超える見込みのとき。
- 2) 平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。
(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

第5節 被害情報等収集伝達計画

第1項	災害情報の収集
第2項	被害情報の調査要領、伝達
第3項	被害情報の報告基準
第4項	通信計画

第1項 災害情報の収集

《基本方針》

市災対本部並びに関係機関は、情報の相互連絡の重要性を認識し相互に連携協力して、刻々と変わる災害の状況に応じた的確な初動応急対策を実施するため、次の事項について災害に関する情報の収集を行う。

なお、大規模地震発生時における被害情報等の収集伝達について特に留意すべき点は、震災対策編第6章 第2節「災害応急対策活動」第2項「被害情報等収集伝達計画」に準ずる。

1. 初期情報の把握

災害活動は、まず、正確な情報及び被害情報を迅速に把握することにはじまり、災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。

(1) 被害状況調査等

市は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会等からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の初期の段階においては具体的な被害状況によらず、通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報とする。

(2) 災害情報の把握内容

各班は被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

《被害情報の把握内容》

- ア. 人的被害、家屋等の被害状況
- イ. 火災の発生状況
- ウ. 土砂災害等の発生状況
- エ. 住民の行動・避難状況
- オ. 救出・医療救護関係情報
- カ. 交通機関の運行・道路の状況
- キ. ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況
- ク. その他必要な被害報告

2. 災害情報の収集計画

(1) 情報総括責任者の指定：広報班

1) 連絡・報告

各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査・収集にあたり、その集約を“広報班”が行う。

“広報班”はその集約を行うため、各班と連絡を密にしておくものとする。

各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査・収集にあたり情報連絡員を定め、被害の集約を“情報収集班”に報告する。

2) 情報連絡員は各班に1名以上を定める。

各班の情報連絡員は、班長を補佐し、被害状況を集約しとりまとめる。

(2) 災害情報の収集

1) 各班は、災害発生と同時にそれぞれの所属する班の災害状況について調査、収集を行う。

2) 市は、情報の収集等迅速正確を期すため、あらかじめ定める報告用紙、調査要領、連絡方法等にしがたい報告する。

3) “広報班”において写真取材担当を編成し、被害の程度及び状況がわかるよう、また被害の報告・広報写真として役立つような写真の撮影を行う。

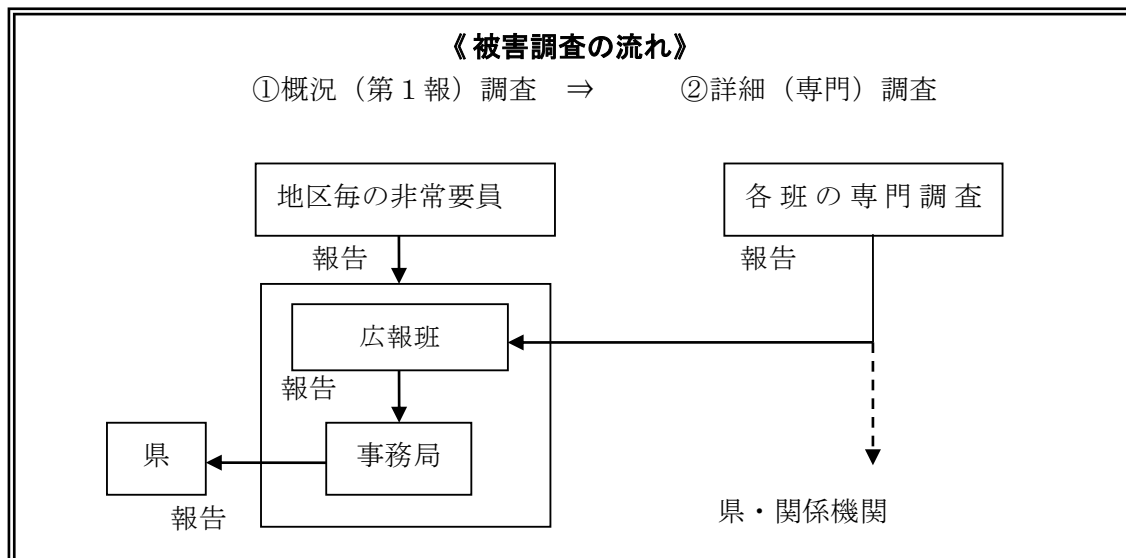
4) 各地区での情報収集活動

夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡が不可能な場合は、“地区情報連絡班”を設置し、地域の消防団、区長等と連携して被害状況の収集を行う。

5) 地区情報連絡班は、最寄の“広報班” “各班情報連絡員”がこれにあたるものとする。

(3) 災害調査部隊等の編成

各班は、災害が発生したときは、直ちに各所管する施設（住家、土木施設、農林産物、農林産業用施設、商工業施設）等の状況を専門の技術員、関係職員等からなる“災害調査部隊”等を編成して被害状況を調査する。



第2項 被害情報の調査要領、伝達

1. 被害状況の調査要領【資料編*1 参照】

次の点に留意し、被害状況を的確に調査し伝達する。

(1) 被害情報項目

《被害情報の項目》

- ア. 災害の原因
- イ. 災害が発生した日時・場所または地域
- ウ. 被害の状況、写真
- エ. とられている対策
- オ. 今後の見込み及び必要とする救助の種類

- (2) 被害状況等の収集と、調査は、関係機関、諸団体及び自主防災組織等の協力を得ながら実施するものとする。
- (3) 各班は、災害が発生したときは、直ちに災害調査担当を編成して被害状況等を調査する。
- (4) 被害認定基準【資料編*2*3 参照】
被害状況調査にあたっては、救助法適用の「被害認定基準」に基づき判定するものとする。
- (5) “広報班”は、所轄警察署及び消防本部と密に連絡を図り、被害情報の収集にあたるものとする。
- (6) 被害の程度の調査にあたっては、内部の連絡体制を密にし、調査脱漏、重複のないよう留意し、調整する。
- (7) 被害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の協力を得て概況を把握し、被災人員についても、平均世帯により計算し即報する。
- (8) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- (9) 被害が甚大なため、市のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及びあらかじめ定めた組織により応援を求めて実施する。
- (10) “広報班”は、最終的な被害情報収集を総括表にまとめておくものとする。

2. 被害情報の伝達、報告

(1) 被害情報の伝達系統

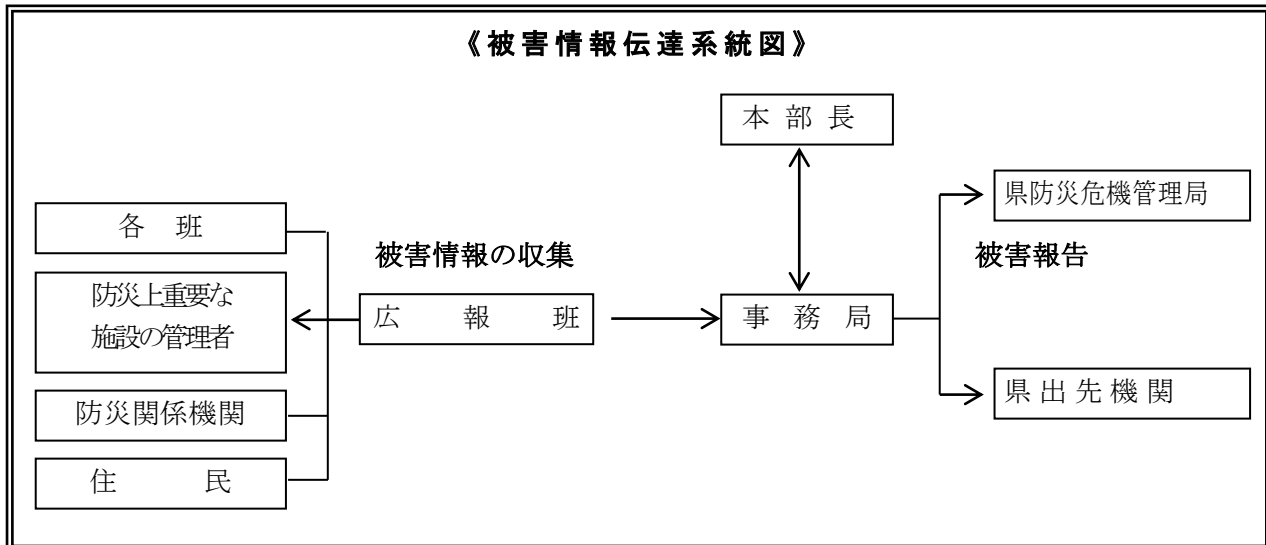
基本法及び他の法令の規定に基づく被害の情報収集は“広報班”が行う。

収集した被害情報については、次に示す伝達系統図及び災害応急対策動員配備表に基づき、連絡を密にしておく。

*1 ●資料 3.5.1「被害状況等の調査・報告事項」

*2 ●本章第2節第1項「災害救助法の適用規準」

*3 ●資料 3.5.1「被害状況等の調査・報告事項」



- 1) 各部の情報連絡担当員は部内とりまとめのうえ、被害状況の調査報告を“広報班”に報告する。総務班は、最終的な被害情報を総括表にまとめておく。
- 2) 地区情報連絡班長は被害情報を集約し、“広報班”へ被害状況を報告する。

第3項 被害情報の報告基準

1. 被害情報の報告要領【資料編*4 参照】

市は、迅速に概括情報の収集を行い、緊急の場合は災害即報等のシステムによらず、直接、電話等により防災関係機関へ連絡を行う。

(1) 県への報告

市は、災害が発生したとき、基本法第53条第1項に基づき、速やかに、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告しなければならない。

(2) 県への報告要領

1) 被害状況等の報告

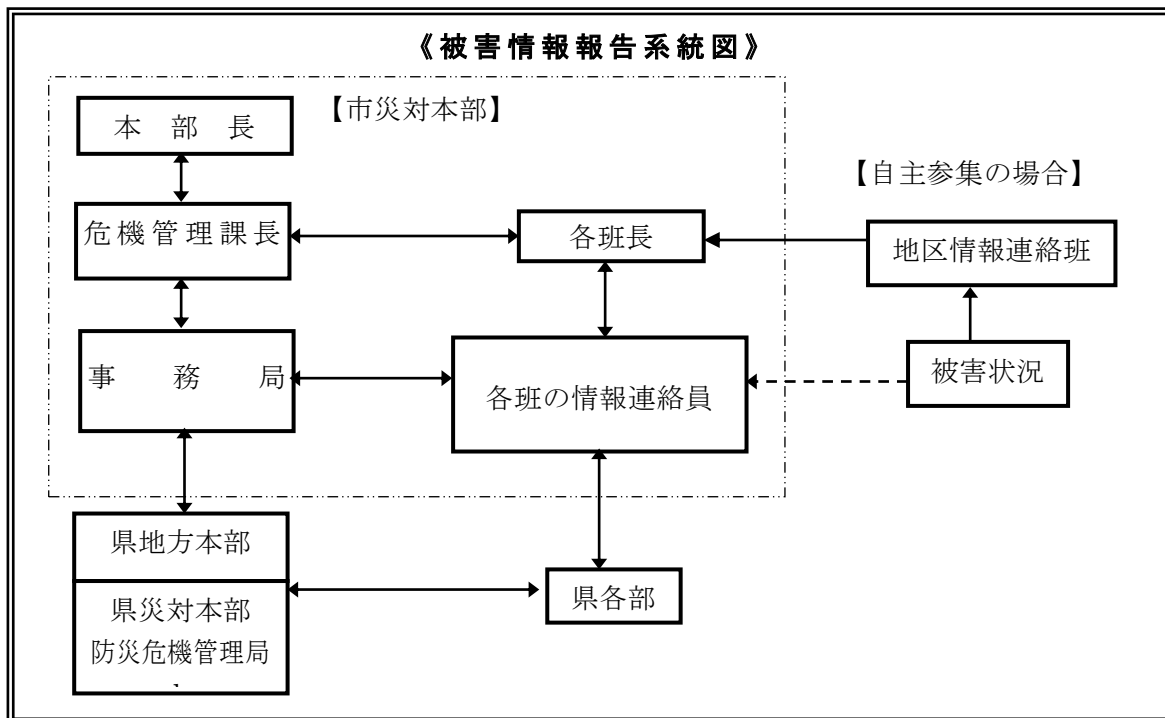
基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集、被害状況及び部門別被害状況報告の取扱いについては、「福岡県災害調査報告実施要綱（県地域防災計画）」の定めるところによる。

*4 ● 資料 3.5.2 「福岡県災害調査報告実施要綱（抄）」

2) 報告要領

区分	責任者	様式	摘 要
(1) 災害概況 及び被害 状況即報 (即報)	市長 危機管理課長	様式 第1号 様式 第2号	災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、 または避難が行われた場合、直ちに災害概況即報（様式 第1号）を県防災行政無線または電話（ファクシミリを 含む。）をもって報告する。 以後、新たに被害が発生したとき、または増大した場 合はその都度遅滞なく様式第2号を提出する。 前記報告の他、判明した被害状況については様式第2 号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後は毎 日、定められた時間までに報告する。
(2) 災害概況 詳報 (詳報)	市長 危機管理課長	様式 第2号 第3号	被害状況がある程度まとまった段階において、災害発生 日より5日以内に様式第2号または第3号にて報告する。
(3) 被害状況 確定報告 (確定報告)	市長 危機管理課長 各部門別 担当班長	様式 第2号 第3号 各部門別 様式	応急対策を終了したとき、または市災対本部を解散した 日から15日以内に様式第2号または様式第3号を前項に 準じて提出しなければならない。 確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況 の総括的なものであって、その被害の実態を把握するた めに必要な証明書、現地写真、図面その他必要な書類を 添付する。

3) 各班の被害情報報告の流れ



《基本法第53条に規定された被害状況等の報告要領》

報告の内容
被害の概要
市災対本部設置の状況
避難指示の状況
消防団の活動状況
応援要請状況
要員及び職員派遣状況
応急措置の概要
救出活動の状況
要望事項
その他の状況

《報告の種類》

被害状況等の報告

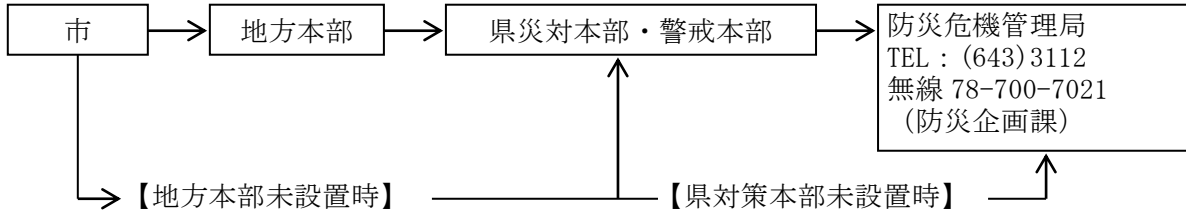
第53条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県に報告しなければならない。

即報	初期段階で被害の有無及び程度の全般的状況について県防災行政無線または電話で直ちに報告し、以後遅滞なく様式第1号、様式第2号を提出する。
詳報	被害状況がある程度まとまった段階において、災害発生日から5日以内に様式第3号で報告する。
確定報告	応急対策が終了したとき、様式第2号、様式第3号で15日以内に報告する。

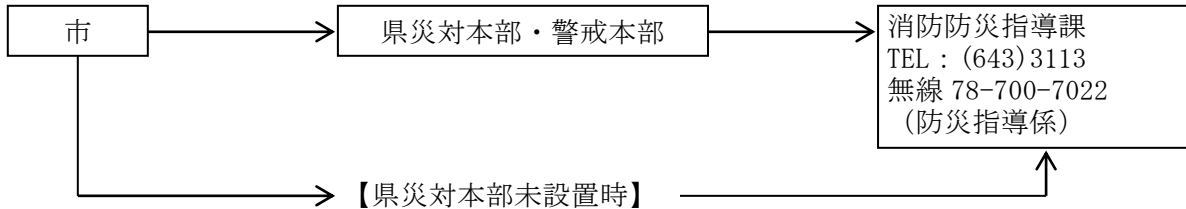
《 県への被害状況報告系統 》

(1) 各班の報告

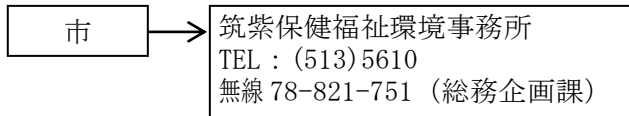
- 1) 災害概況及び被害状況即報（総務班）
 (様式第1号・様式第2号の1)



- 2) 被害状況確定報告（総務班）
 (様式第2号の1)



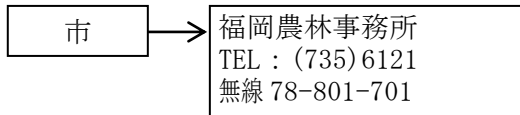
- 3) 保健福祉環境関係被害即報・詳報・確定報告（災害救助班、環境班）
 (様式第2号の2)



- 4) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告（環境班）
 (様式第2号の4、様式第3号の2)



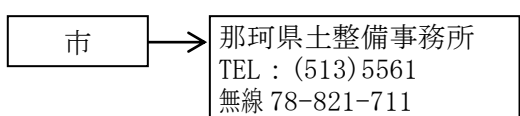
- 5) 農業関係被害即報・詳報・確定報告（建設班）
 (様式第2号の5、様式第3号の2から15)



- 6) 林業関係被害即報・詳報・確定報告（建設班）
 (様式第2号の6から10)



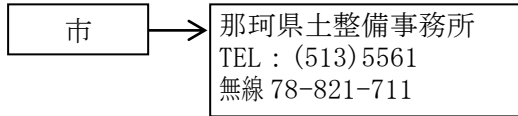
- 7) 土木関係被害即報・詳報・確定報告（建設班）
 (様式第2号の13、様式第3号の16)



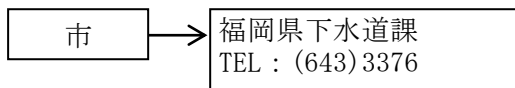
《 県への被害状況報告系統 》

8) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告（建設班）

(様式第2号の13、様式第3号の17)



9) 水道関係被害即報・詳報・確定報告（上下水道班）



10) 教育関係被害即報・詳報・確定報告（避難所班）

(様式第2号の14, 15、様式第3号の17)



第4項 通信計画

1. 非常時の使用通信施設

(1) 防災行政無線の活用【資料編*5 参照】

災害時に際しては、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、主たる手段として防災行政無線を活用する。

《災害時に使用できる通信施設》

- ◎ ア. 防災行政無線
 - イ. 非常電話・非常電報
 - ウ. 他の機関の専用通信施設
- ◎ エ. 非常無線
 - オ. 消防無線
 - カ. 水防無線
 - キ. 携帯電話
- ◎ ク. 衛星電話

◎ ; 整備が必要

*5 ● 資料 3.5.3 「消防本部無線通信系統」

本市における無線通信施設は次のとおりである。

《 移動局 一覧表 》

呼 出 名 称	設 置 個 所	無 線 機
ちくしのぼうさい 1	災害対策本部	携 帯 型
ちくしのぼうさい 2	避難所班本部	携 帯 型
ちくしのぼうさい 3	建設班本部	携 帯 型
ちくしのぼうさい 4	一次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 5	一次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 6	一次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 7	一次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 8	一次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 9	一次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 10	一次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 11	一次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 12	二次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 13	二次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 14	二次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 15	二次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 16	二次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 17	二次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 18	二次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 19	二次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 20	二次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 21	二次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 22	二次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 23	二次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 24	二次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 25	二次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 26	二次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 27	二次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 28	二次避難所	携 帯 型
ちくしのぼうさい 29	建設班	携 帯 型
ちくしのぼうさい 30	建設班	携 帯 型
ちくしのぼうさい 31	建設班	携 帯 型
ちくしのぼうさい 32	建設班	携 帯 型
ちくしのぼうさい 33	建設班	携 帯 型
ちくしのぼうさい 34	建設班	携 帯 型
ちくしのぼうさい 35	建設班	携 帯 型
ちくしのぼうさい 36	建設班	携 帯 型
ちくしのぼうさい 37	建設班	携 帯 型
ちくしのぼうさい 38	建設班	携 帯 型
ちくしのぼうさい 39	本部分団（指令車）	車 載 型
ちくしのぼうさい 40	二日市分団 1号車	車 載 型
ちくしのぼうさい 41	二日市分団 2号車	車 載 型
ちくしのぼうさい 42	二日市東分団 3号車	車 載 型
ちくしのぼうさい 43	御笠分団 4号車	車 載 型
ちくしのぼうさい 44	山家分団 5号車	車 載 型

《 移動局一覧表 》

呼出名称	設置個所	無線機
ちくしのぼうさい 45	山口分団 6号車	車載型
ちくしのぼうさい 46	筑紫分団 7号車	車載型
ちくしのぼうさい 47	二日市東分団 8号車	車載型
ちくしのぼうさい 48	筑紫南分団 9号車	車載型
ちくしのぼうさい 49		携帯型

2. 通信の非常疎通措置

(1) 重要通信の疎通確保（NTT西日本株式会社）

災害等に際し、次の措置により迅速かつ適切に通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- 1) 応急回線の作成、ネットワーク回線網による疎通確保を図る。
- 2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため、必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、迅速かつ適切に利用制限の措置をとる。
- 3) 非常、緊急電話または非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話または電報に優先して取り扱う。
警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

救助法が適用された場合等には、避難場所等に被災者が利用できる特設公衆電話の設置を要請する。

(3) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「171」の利用を促進する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、西日本電信電話㈱において決定され、住民への利用を周知する。

利用方法については、「171番」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって、伝言－録音－再生を行う仕組みとなっている。

3. 公衆電気通信施設の利用計画（非常電話、電報）

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能または困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、非常電話、非常電報を利用することができる。

(1) 非常通話

1) 非常電話取扱の承認

市は災害時における緊急通信のため、加入する電話の「災害時優先電話」取扱いについて、加入電話取扱局と協議して、その取扱いについて承認を受ける。

2) 災害時に迅速な通信連絡を必要とする場合は、非常電話の「102」番をダイヤルしオペレーターに「非常通話」を告げ、承認を受けた電話番号とその理由を申し出る。

災害時優先電話

災害時等に通話が混み合った場合、電話回線は一般的にはほとんど接続されなくなるが、そうした場合でも災害対策上重要な電話を優先的に接続する（発信規制がかかりにくい）ために指定された電話回線である。

非常通話、緊急通話

災害が発生し、または発生するおそれのある場合、あるいは緊急事態が発生した場合に救援、復旧等のための必要な事項を内容とする通話であり、交換手扱いで優先的に接続される。あらかじめ電話番号を電話局に登録しておく必要がある。

3) 市が登録している災害時優先電話の設置場所は次のとおりである。

No.	電話設置場所	No.	電話設置場所
1	危機管理課	10	原田小学校
2	二日市小学校	11	筑紫東小学校
3	二日市東小学校	12	天拝小学校
4	吉木小学校	13	二日市中学校
5	阿志岐小学校	14	筑山中学校
6	山家小学校	15	筑紫野中学校
7	筑紫小学校	16	天拝中学校
8	山口小学校	17	筑紫野南中学校
9	二日市北小学校	18	山家幼稚園

(2) 非常緊急電報

非常扱いの電報、または緊急扱いの電報を発受する機関は次のとおりである。

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、輸送確保機関、警察機関
通信の確保に直接関係のある機関、電力供給機関

4. 非常災害時における通話料の免除取扱

電話回線を経由する場合は次のものが料金免除となる場合がある。

- (1) 天災、地変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助、救援に直接関係がある機関に対して発するもの。
- (2) 災害に際し、NTT西日本株式会社が指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報、または救いを求めることを内容とする電報であって、NTT西日本株式会社が定める条件とする。

5. その他の通信施設利用計画

(1) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定により、他の機関が設置する有線電気通信設備または無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。使用できる主な機関は次のとおりである。

通信施設が優先利（使）用できる主な機関名は次のとおりである。

利（使）用できる者	通信設備設置機関	申 込 窓 口
市長 消防団長 消防機関の長	県（防災行政無線）	那珂県土整備事務所
	県警察本部	筑紫野警察署
	九州地方整備局 福岡国道事務所	福岡維持出張所
	九州旅客鉄道(株)	二日市駅
	九州電力送配電株式会社	福岡南配電事業所

利（使）用しようとするときは、次の事項を記載した書類または口頭により申し込む。

《専用通信施設利用申込要領》

- ア. 利（使）用しようとする理由
- イ. 通信の内容
- ウ. 発信者及び受信者

(2) 非常無線通信の利用

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときに電波法（昭和52年法律第131号）第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信を行うことができる。次の計画に定めるところにより依頼する。

1) 利用資格者

原則として、非常無線通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

2) 非常無線通信の依頼先

福岡地区非常無線通信協議会加入の無線局または最寄りの無線局に依頼する。この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

3) 非常無線通信としての通信内容

非常無線通信の内容は次のとおりである。

《非常無線通信内容》

- ア. 人命の救助、避難所の保護に関するもの
- イ. 犯罪、交通制限等秩序の維持に関するもの
- ウ. 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- エ. 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの
- オ. その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等、災害に関して緊急措置を要するもの

4) 発信の手続き

発信したい通信文を、次の順序で電報依頼紙（なければ普通の用紙で可。）にカタカナまたは普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

《非常無線の通信文記載要綱》

- ア. 宛先の住所、氏名（職名）及びわかれば電話番号
- イ. 本文（200字以内）、末尾に発信人名（「段落」にて区切る。）
- ウ. 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、余白の末尾に発信者の住所、氏名（職名）及びわかれば電話番号

(3) パソコン通信の活用

電子メール等を用いて関係機関との間で情報交換を行う。

(4) アマチュア無線等の活用

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、アマチュア無線等を活用し、有線通信の途絶時の代替えとして災害情報の収集や伝達に役立てる。

(5) 航空機との交信

《災害時における地上と陸上自衛隊航空機との交信方法》

1) 地上から航空機に対する信号の種類

旗色	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項	摘 要
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（患者または緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸または隊員の降下を乞う。	旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。
黄旗	異常事態発生	食糧または飲料水の不足等異常が発生している。	市役所または警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

2) 地上からの信号に対する航空機の回答要領

事 項	信 号
了解	翼を振る（ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる。）
了解できず	蛇行飛行（機首を左右交互に向ける。）

3) 航空機から地上に対する信号要領

事項	信 号	信 号 の 内 容
投下	急降下	物資または信号筒を投下したい地点の上空で急降下を繰り返す。
誘導	旋回等で捜索隊または住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向かい直線飛行し、目的地上空で急降下を繰り返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

- 4) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径 10m のHを図示し、風向きを吹き流し、またはT字形（風向き→ト）で明確に示す。

第6節 災害広報計画

第1項 広報体制の整備

第2項 広報要領

第3項 広報の実施方法

第1項 広報体制の整備

《基本方針》

被害の状況及び応急対策あるいは復旧等に関する情報の広報については、市及び関係機関が迅速かつ的確に被災地住民をはじめ一般住民に広報を行い、民心の安定と速やかな復旧を図るものとする。

1. 広報体制の整備

(1) 運用体制の整備

市及び関係機関は、次により広報運用体制の整備を図る。

- 1) 広報重点地区（各災害危険地区）
- 2) 地区住民（要援護者）の把握
- 3) 広報・広報担当者の習熟
- 4) 広報文案の作成
- 5) 広報優先順位の検討
- 6) 伝達ルートが多ルート化

(2) 広報施設

市及び関係機関は、次の広報施設の整備・拡充を図り、住民に対する災害広報を実施する。

- 1) 防災行政無線
- 2) その他の無線放送施設
- 3) 広報車
- 4) 有線放送施設
- 5) 関係資機材等

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

“総務班”は、大規模災害の発生等により、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、市役所内に「災害相談窓口」を開設する。

災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努めることにする。

また、災害相談窓口は市災対本部の各班により編成され、行方不明者の受付、罹災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の申請、医療相談、生活相談等の市役所の実施する災害対策業務の受付案内を行う。また、災害によって生じる法律問題や住宅応急修理等の専門的問題に対処するため、社会福祉協議会、弁護士会、建設協力会等に協力を要請する。

- 1) 行方不明の受付
- 2) 罹災証明
- 3) 税の減免
- 4) 仮設住宅への入居申請
- 5) 住宅応急修理の相談
- 6) 医療相談
- 7) 生活相談等
- 8) 災害によって生じる法律問題

第2項 広報要領

《基本方針》

市が行う広報内容については、以下のものについて配慮するものとする。なお、避難勧告等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

1. 住民に対する広報要領等

(1) 広報要領

《住民に対する広報の要点》

- ア. 災対本部設置・廃止（年 月 日時分）
- イ. 「避難勧告・指示」及び「避難所情報」
- ウ. 自主防災組織等に対する活動実施要請に関する事
- エ. 安否情報に関する事
- オ. 気象予報、警報の状況
- カ. 余震、二次災害危険の見通し
- キ. ガス漏れ、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- ク. 交通停滞解消への協力
- ケ. 電話混雑解消への協力
- コ. 上水道の飲用注意
- サ. 生活関連施設（電気、水道、鉄道、道路等）の被害と復旧の見込み
- シ. 給食、食糧、生活必需品の確保状況
- ス. 応急仮設住宅の供与に関する事

これらの広報内容については、事前に広報文例や広報録音テープを作成しておくことが望ましい。

2. 放送機関に対する放送要請計画

(1) 報道機関への広報要請【資料編*1 参照】

機関に対する災害情報の発表項目は、次のとおりである。

*1 ● 資料 3.6.1 「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」

《報道機関に対する発表項目》

- ア. 災害の種別
- イ. 発生日時及び場所
- ウ. 被害の状況
- エ. 応急対策実施状況
- オ. 住民に対する避難勧告・指示の状況
- カ. 避難所の情報
- キ. 住民及び被災者に対する協力・注意事項

(2) 県への広報要請

市長は、災害に関する情報を緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、知事に対して基本法第57条に基づき、無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送の要請を依頼する。ただし、放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得ない場合を除き、県（防災危機管理局）を通じて行う。

- 1) 要請権者 市町村長、県知事
- 2) 要請先 NHK福岡放送局
- 3) 要請事由 災害が発生し、又は発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合とする。
 - ア. 事態が切迫し、避難勧告、指示や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要する。
 - イ. 通常の市町村、防災機関等の伝達手段では対応困難で、伝達のための特別の必要があること。
- 4) 要請手続
 - ア. 要請は別紙様式による。【資料編*2*3 参照】

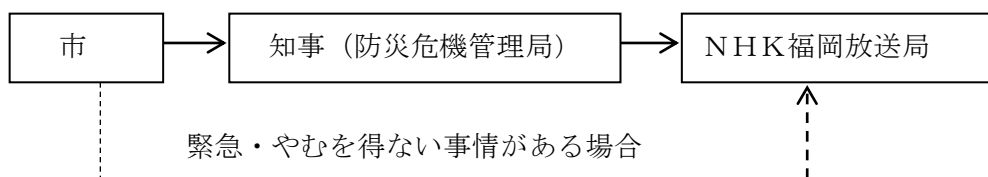
基本法第57条に基づき、県知事とRKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社とは、「災害時における放送要請に関する協定」を締結している。

市災対本部長は、この協定に基づき各放送機関に対して災害に関する対策のための放送要請を行う。

イ. 要請方法

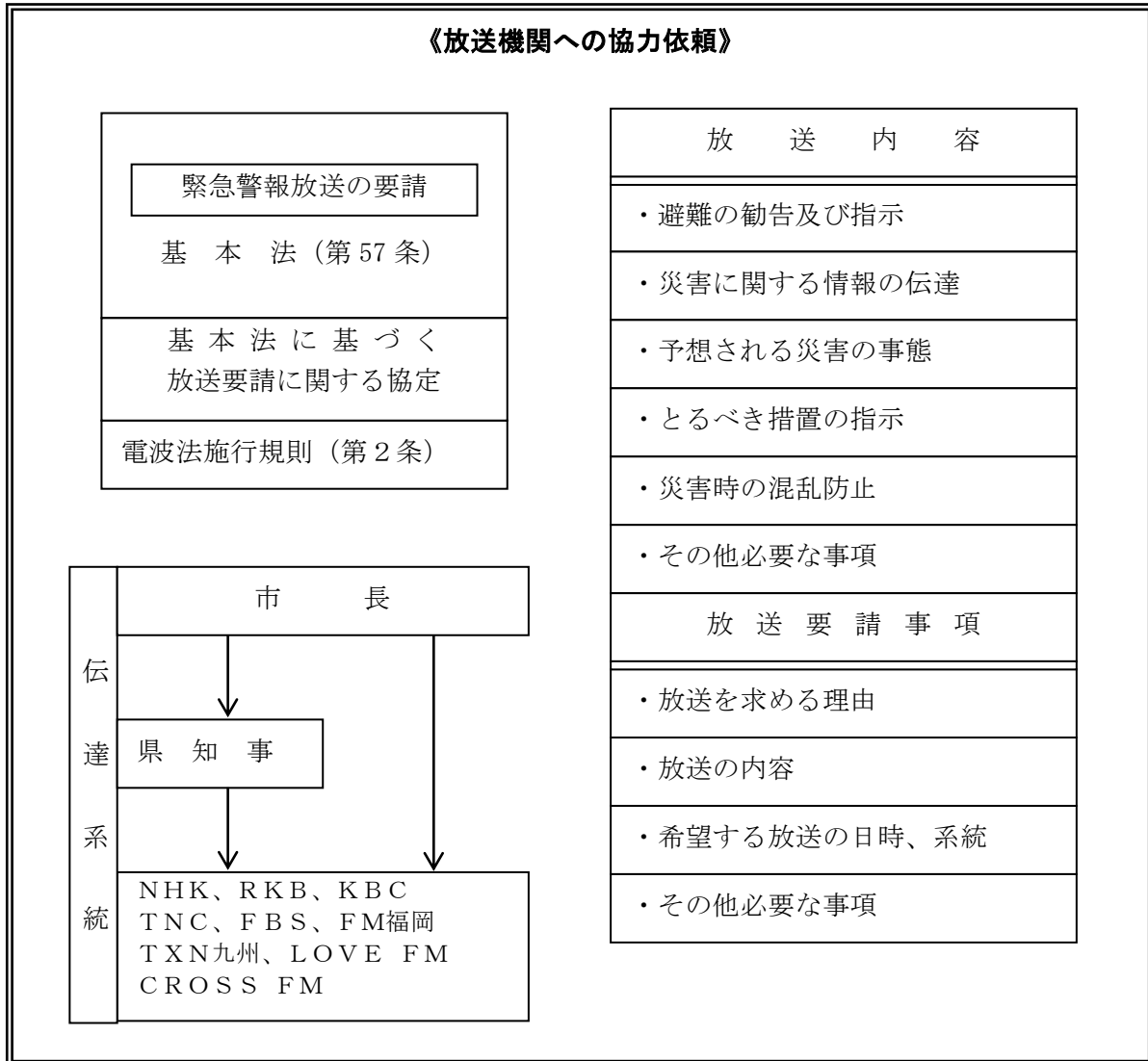
原則として県を窓口とする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、市町村からも直接要請できる。

《緊急警報放送要請依頼》



*2 ● 資料 3.6.2 「放送要請様式」

*3 ● 資料 3.6.3 「緊急警報放送に関する確認」



第3項 広報の実施方法

1. 広報の実施方法

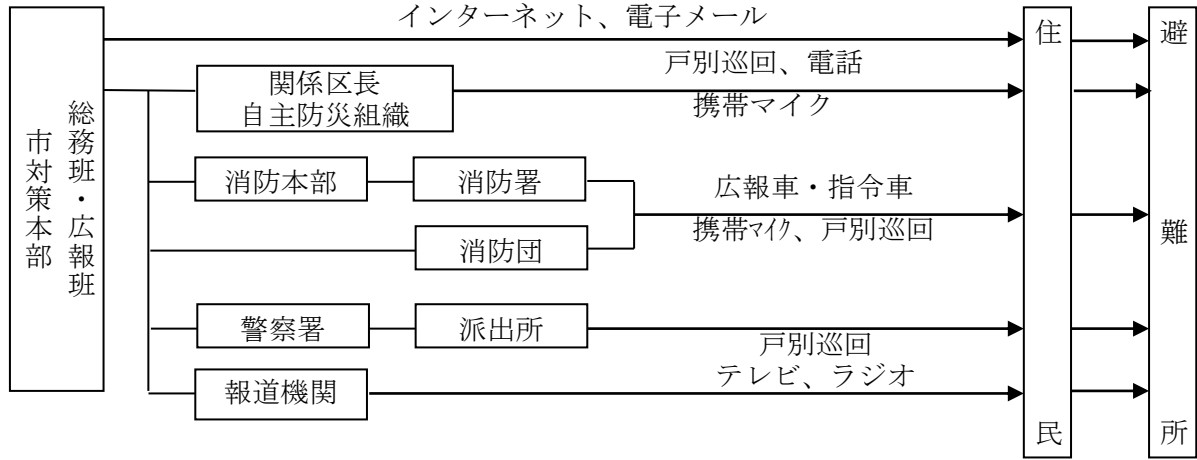
(1) 広報方法及び経路

関係機関は、効果的な実施方法を適宜選択し速やかに広報活動を行う。

- 1) 通信による地区広報
- 2) 報道機関による広域広報
- 3) 広報車等による現場広報
- 4) 行政区長及び自主防災組織における広報
- 5) 避難所・避難地等における派遣広報
- 6) 広報紙の掲示・配布等による広報

《災害広報伝達経路及び方法》

防災行政無線、広報車、サイレン、広報紙
 インターネット、電子メール



第7節 自衛隊災害派遣要請計画

- | | |
|-----|-------------|
| 第1項 | 災害派遣要請基準 |
| 第2項 | 派遣の要請種類 |
| 第3項 | 災害派遣要請要領 |
| 第4項 | 派遣部隊等の受入れ体制 |
| 第5項 | 派遣要請の範囲 |
| 第6項 | 派遣部隊等の撤収要請 |

第1項 災害派遣要請基準

《基本方針》

市は災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし応急対策に万全を期する。

1. 派遣要請基準

(1) 派遣要請基準

市長は、次の基準により知事に対して自衛隊派遣要請の依頼を行う。

《派遣要請の基準》

- 1) 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の期間では対処することが困難であると認められるとき。
- 2) 災害発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき

第2項 派遣の要請種類

1. 派遣の要請種類

- (1) 要請による災害派遣（自衛隊法第83条第2項）
 - 1) 天災地変その他災害に際して、市長から知事へ派遣要請があり、知事が人命または財産の保護のため必要があると認めた場合の知事からの部隊等の派遣要請に基づき、防衛大臣が事態をやむを得ないと認める場合の救援のための部隊等の派遣
 - 2) 天災地変その他災害に際して、その事態に照らし特に緊急を要し、派遣要請を待ついとまがないと認められるときの1)の要請を待たない部隊等の派遣
- (2) 近傍災害派遣（自衛隊法第83条3項）

庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合における部隊等の長による部隊等の派遣
- (3) 予防派遣（防衛庁訓令）

災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、防衛大臣の指定する者（指定部隊長の長）が事態やむを得ないと認めたときの部隊等の派遣

第3項 災害派遣要請要領

1. 派遣要請

災害に際し、知事及び市長は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請及び依頼する。

- (1) 市長から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合。
- (2) 防災関係機関から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合。
- (3) 知事が自らの判断で派遣の要請の必要を認めた場合。
- (4) 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがなく、市長が自らの判断で必要を認めた場合の通知。

2. 派遣要請の方法

- (1) 派遣要請手続き【資料編*1*2 参照】

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに、県知事に自衛隊（第4後方支援連隊）派遣要請の依頼を行う。原則として、災害派遣要請書に記載事項を明らかにし依頼することとするが、そのいとまがないときは電話または口頭をもって県（消防防災指導課）に依頼し、事後速やかに依頼文書を提出する。

また、県知事の要請を待ついとまがないときは、直接自衛隊に通知するものとし、事態の推移に応じ、要請の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を連絡する。
- (2) 緊急要請

県との通信の途絶等により知事に対して前述の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（第4後方支援連隊）に通知する。この場合においては、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

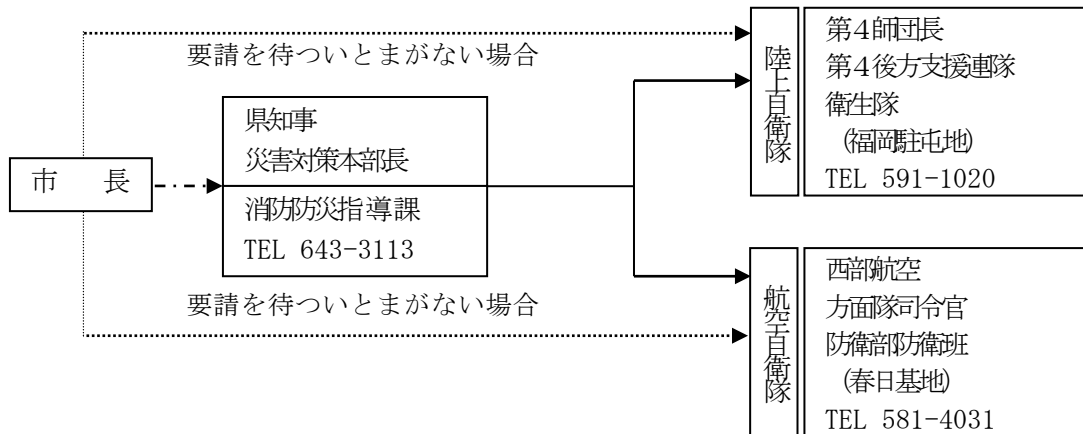
*1 ● 資料 3.7.1 「知事への依頼様式」

*2 ● 資料 3.7.2 「災害派遣要請様式」

《派遣要請依頼書記載事項》

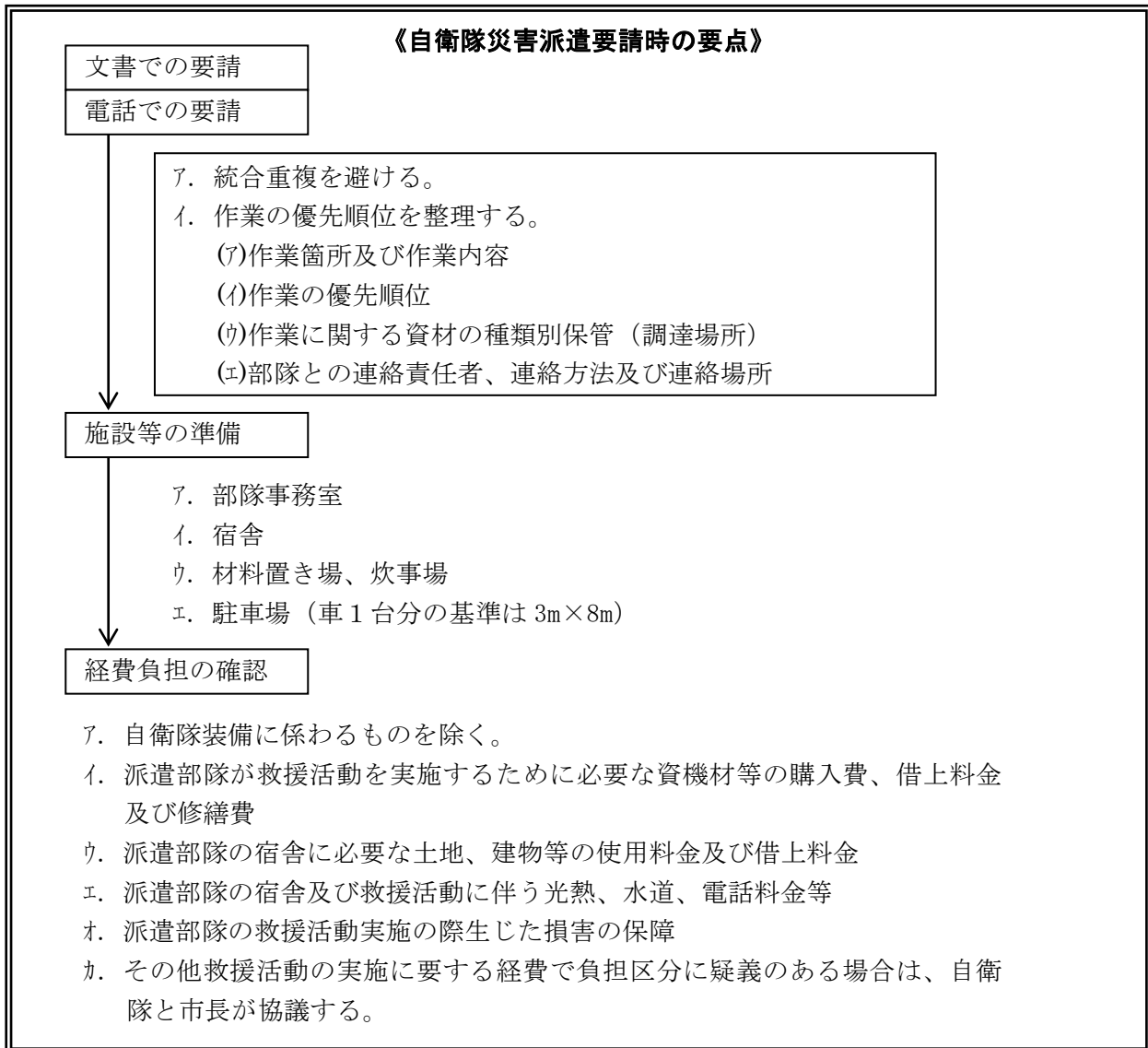
- ア. 災害の状況及び派遣を要する理由
- イ. 派遣を必要とする期間
- ウ. 派遣を希望する人員、航空機、その他の概数
- エ. 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ. その他参考となるべき事項

《災害派遣要請系統図》



- ※要 請： —————自衛隊要請者は知事となる。
- ※依頼(報告)： - - - - -市長は知事へ自衛隊派遣要請を依頼する。
- ※通 知：県との通信の途絶等により、知事に対して市長の依頼ができない場合、知事の要請を待ついとまがない場合は直接、自衛隊への通知

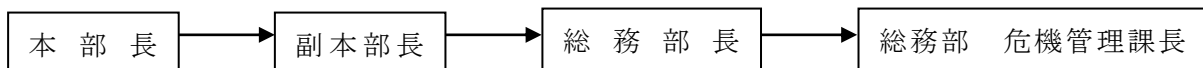
派遣要請にあたっては、原則として次の事項を明確にするものとする。



3. 意思決定権者不在または連絡不可能な場合の派遣要請

市は、意思決定権者が不在または連絡不可能な場合に突発的災害が発生し、人命の救助、財産の保護等のため、特に緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。

この場合において、代理で意思決定を行った者は、事後、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする



4. 要請による部隊派遣

知事等から派遣の要請があった場合の自衛隊の部隊派遣は、県地域防災計画書記載の要領に基づき行われる。

第4項 派遣部隊等の受入れ体制

1. 派遣部隊等の受入れ

(1) 受入体制及び準備

- 1) 現場に責任者を置き、派遣部隊指揮官と協議して作業の推進を図る。
- 2) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設、その他必要な施設等を準備する。
- 3) 派遣部隊の活動に対しての協力を努める。

(2) 自衛隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊は、主として人命及び財産の救護のため、関係公共機関と協力して行動する。

(3) 準備すべき主たる資機材

- 1) 部隊の救助活動が迅速かつ効果的に実施できるよう、作業に必要な資機材は特殊なものを除き、市において準備する。
- 2) 災害救助応急復旧作業に必要な材料、消耗品等は、市において準備する。

《準備すべき主たる資機材》		
品名		摘要
器具類	ア. ベルトコンベアー	・掘土、搬土
	イ. リヤカー、一輪車等	・小路運搬、短距離運搬用
	ウ. スコップ、鍬	・土壌等の取扱
	エ. その他土木機械	・土木作業
設備	ア. 夜間照明設備	・夜間作業
	イ. 給水用タンク、ポリ容器等	・作業部隊給水

(4) 臨時ヘリポートの設置【 第2章第5節 参照 】

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

災害が発生した際は、連絡、偵察、救助、輸送のため必要に応じて臨時ヘリポートを設置する。

- 1) 災害に際し、ヘリコプターを要請した場合の臨時ヘリポートを次の場所に設置する。
本市における災害時の臨時ヘリポートは次の通りである。

番号	所在地	ヘリポート名	管理者	広さ(m) 巾×長さ
1	筑紫野市針摺東4-6-1	筑紫野中学校グラウンド	市教育委員会	101×130

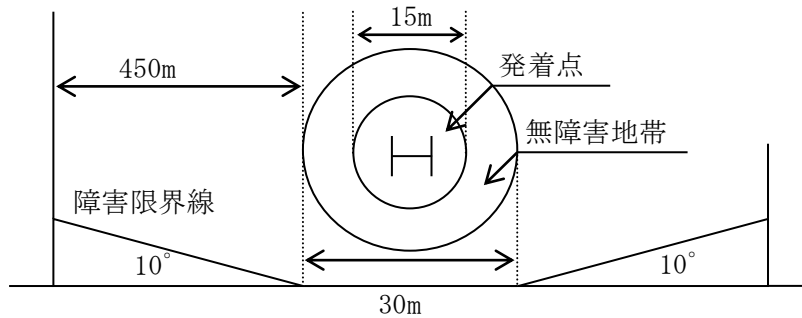
2) 危険防止

- ア. 離着陸時は、風圧等により危険であるので子ども等を接近させない。
- イ. 安全上の監視員を配置する。

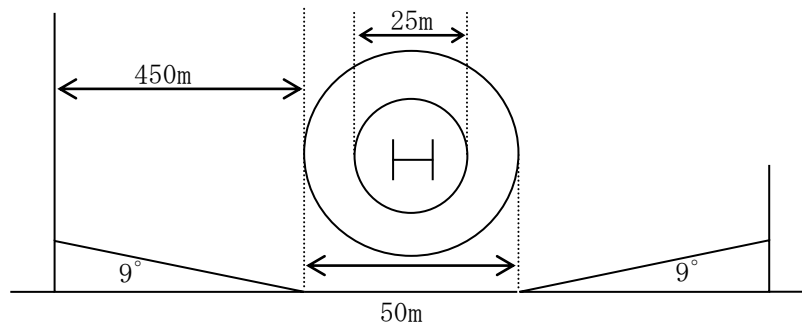
3) 機種に応ずる発着点付近の基準

《ヘリポート発着点付近の基準》

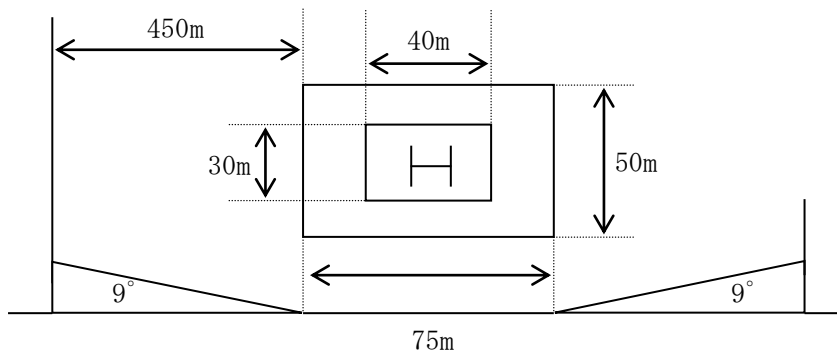
(1) OH-6D (小型ヘリ)



(2) UH-1J (中型ヘリ)



(3) V-107 (大型ヘリ)



2. 経費の負担部分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、市の負担とする。ただし、2市町村以上の地域にわたる場合は協議して負担割合を定めるものとする。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る）
- (2) 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
- (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (4) その他の必要な経費については事前に協議しておくものとする。

《経費の負担区分》

- ア. 派遣部隊が、連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
- イ. 派遣部隊が、宿泊のため要した宿泊施設、借上料金、電気料金及び水道料金
- ウ. 宿泊施設の汚物の処理料金
- エ. 活動のため現地で調達した資機材の費用
- オ. その他必要な経費については、事前に協議しておく。

第5項 派遣要請の範囲

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の活動内容に基づき行われる。

1. 自衛隊の活動内容

《自衛隊災害派遣要請の範囲》

- 1) 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による偵察
- 2) 避難の援助：避難者の誘導、輸送等
- 3) 避難者の捜索、救助：死者、行方不明者、負傷者等の捜索、救助
(ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救助等に優先して実施する。)
- 4) 水防活動：堤防護岸等の決壊に対する土嚢の作成、積み込み及び運搬
- 5) 消防活動：利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
- 6) 道路または水路等交通上の障害物の排除、施設の損壊または障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)
- 7) 診察、防疫、病虫害防除等の支援、大規模な伝染病等の発生に伴う応急防疫等 (薬剤等は市が準備)
- 8) 通信支援：自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
- 9) 人員及び物資の緊急輸送：緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 (航空機での輸送は特に緊急を要する場合に限る。)
- 10) 炊出及び給水支援：緊急を要し他に適当な手段がない場合
- 11) 救援物資の無償貸付または譲与
「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」
(昭和33年総理府令1号)に準ずる。(ただし、譲与は县市町村その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合に限る。)
- 12) 危険物の保安：除去可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- 13) その他知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

第6項 派遣部隊等の撤収要請

1. 災害派遣の撤収要請

(1) 災害派遣の撤収要請

市長は、災害の救助活動が終了し、または他の関係機関で対処できる状態となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に撤収要請依頼を行う。撤収要請の依頼は、電話等をもって報告した後、速やかに「撤収要請依頼書」を提出する。

《撤収要請依頼書記載事項》

- ア. 撤収日時
- イ. 撤収要請の事由
- ウ. 事故の有無
- エ. 派遣人員及び従事作業内容
- オ. その他必要な事項

第8節 広域応援要請計画

- | | |
|-----|--------------------------|
| 第1項 | 縣市町村間等の応援要請 |
| 第2項 | 警察・消防機関への応援要請 |
| 第3項 | 指定公共機関または指定地方行政機関等への応援要請 |
| 第4項 | 応援の受入れに関する要請 |
| 第5項 | 他市町村への応援の実施 |

第1項 縣市町村間等の応援要請

《 基本方針 》

災害発生の規模に応じては、市独自で応急活動等に支障をきたすことが予想され、平素から関係機関と十分に協議し、災害時には速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施するものとする。

1. 協定に基づく応援派遣要請

(1) 主な災害時の応援協定【資料編*1*2*3*4 参照】

本市では、災害による被害を最小限に抑えるため、火災、救急救助事案、その他の災害に関して、近隣市町、消防組合と「福岡都市圏市町村消防相互応援協定」を、県内の大規模災害に関して、県内市町村、消防組合と「福岡県消防相互応援協定」を締結している。

- 1) 消防組織法21条に基づく佐賀県三養基郡基山町と福岡県筑紫郡筑紫町に間の消防相互応援協定（昭和42年6月16日締結）
- 2) 福岡県消防相互応援協定（平成18年10月10日締結）
- 3) 福岡都市圏市町村消防相互応援協定（平成18年10月10日締結）
- 4) 筑紫野市・小郡市・朝倉郡筑前町消防相互応援協定（平成17年3月22日締結）
- 5) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（平成17年4月26日締結）
- 6) 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領（平成17年4月26日締結）

*1 ● 資料 2.15.1 「福岡県消防相互応援協定書」

*2 ● 資料 2.15.2 「福岡都市圏市町村消防相互応援協定書」

*3 ● 資料 2.15.3 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」

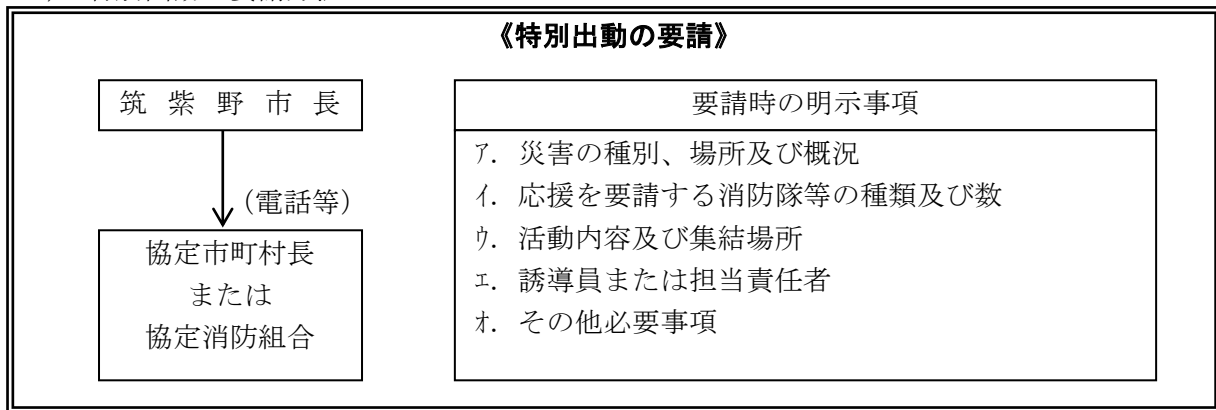
*4 ● 資料 2.15.4 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領」

(2) 福岡都市圏市町村消防相互応援協定に基づく応援要請

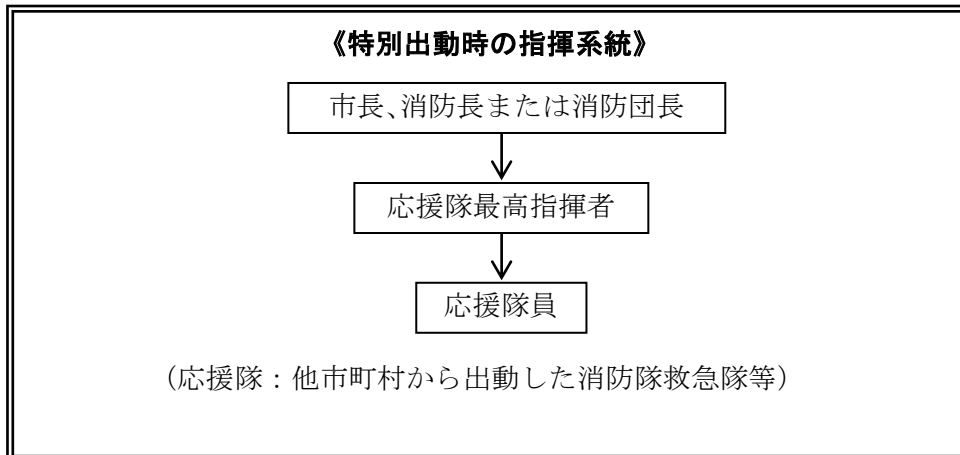
1) 出動の区分

《 出 動 の 区 分 》		応 援 機 関
区 分		
計画出動	出動対象市町村と協議して定めた区域内に発生した火災を覚知したときに消防隊が自動的に出動	太宰府市、大野城市 宇美町、那珂川町 春日・大野城・那珂川消防組合 粕屋南部消防組合
特別出動	協定市町村の区域内に大災害が発生し計画出動以外の応援を特に必要とする場合に、消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器、資材等により出動	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、宇美町、那珂川町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、福津市
		糸島市 宗像地区消防組合 粕屋北部消防組合

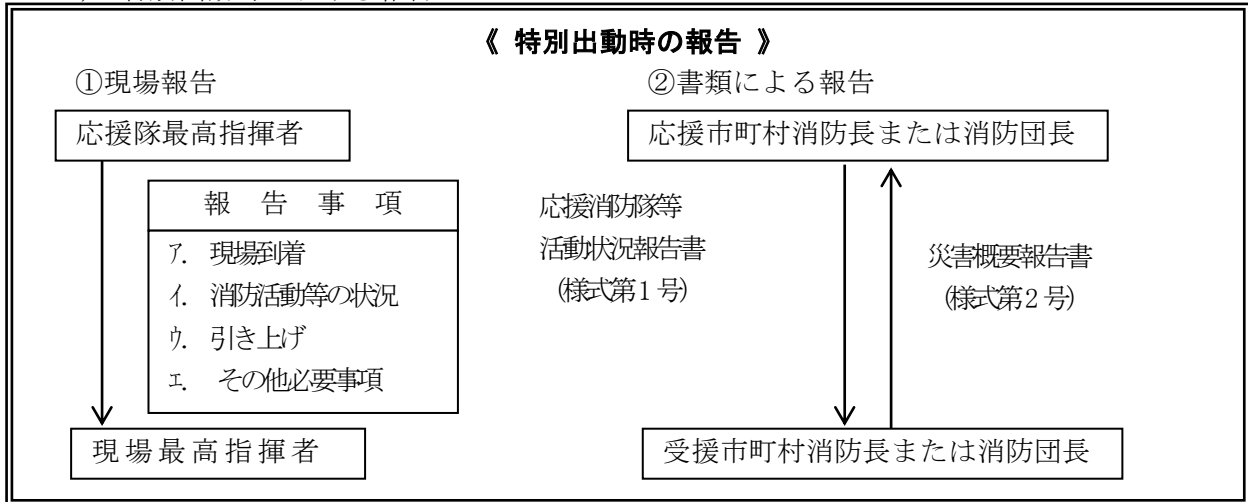
2) 特別出動の要請方法



3) 特別出動時の指揮系統



4) 特別出動時における報告



(3) 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請

1) 出動に関する地区区分及び対象災害

《 地区区分 》

福岡地域	福岡市、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城那珂川消防組合、糸島市、粕屋南部消防組合、宗像地区消防組合、粕屋北部消防組合の地域	第1要請地域
北九州地域 筑豊地域 筑後地域	協定書参照	第2要請地域

《対象とする災害》

- ① 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
- ② 地震、風水害、その他の大規模火災
- ③ 航空機事故、列車事故等で大規模または特殊な救急・救助事故

2) 応援要請方法及び要請ルート

《応援要請の留意点》

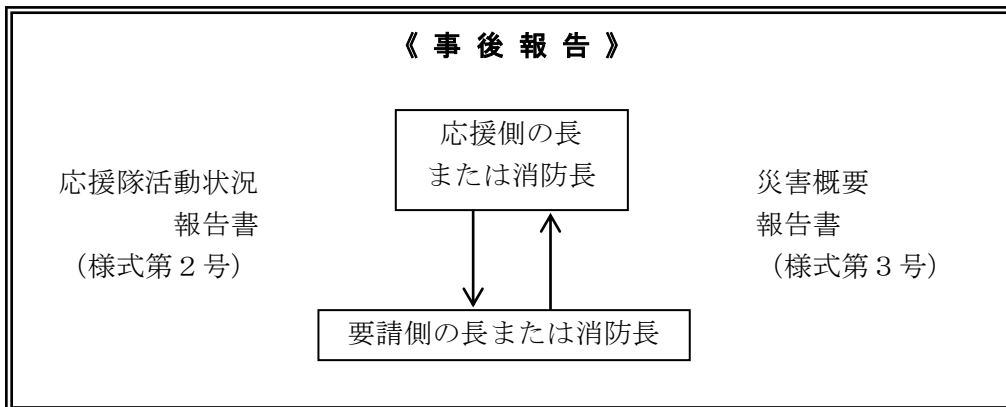
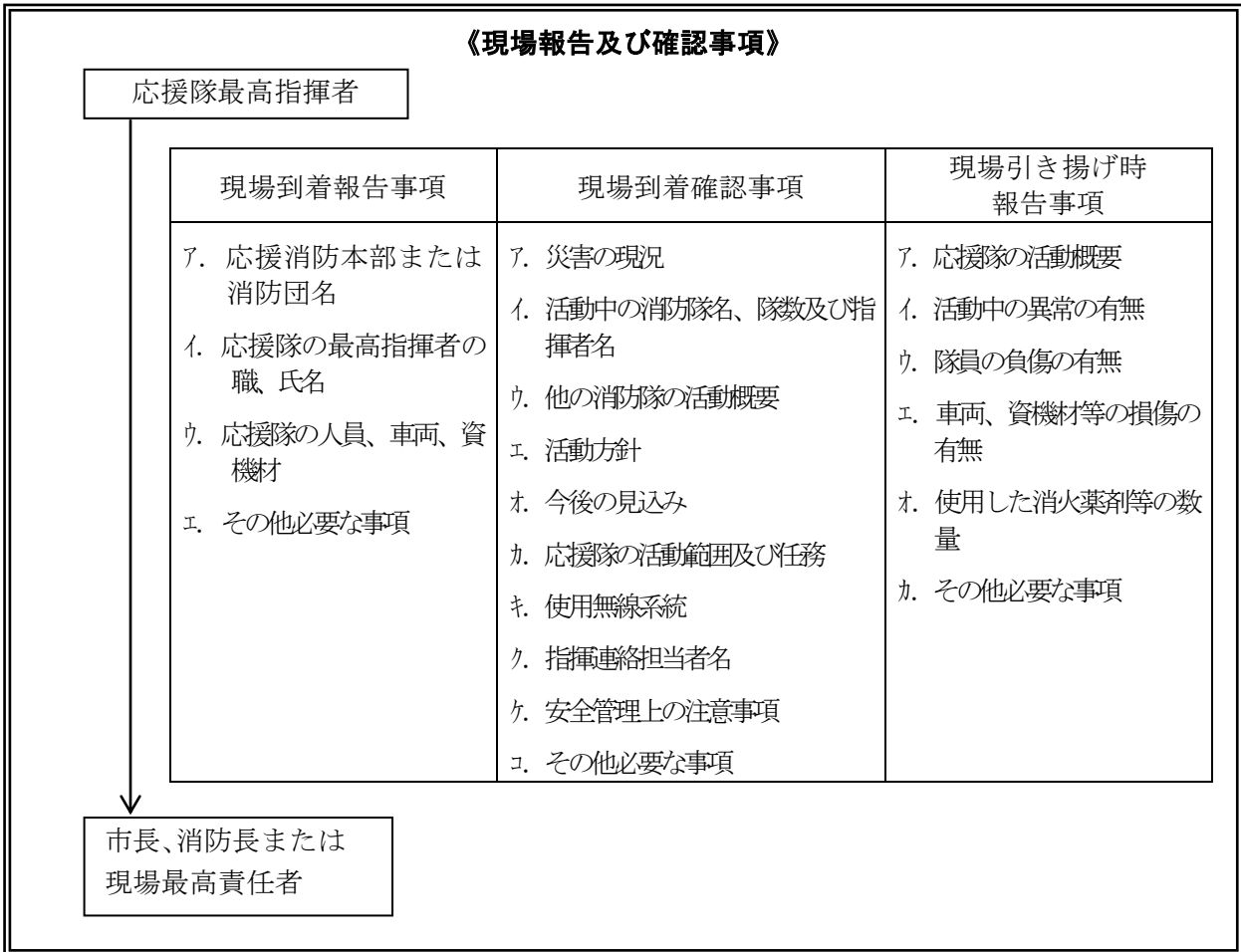
要請時の明示事項	要請時の必要措置
<ul style="list-style-type: none"> ア. 災害の種別、発生場所及び災害の状況 イ. 応援隊の人員、車両、資機材 ウ. 応援隊の集結場所及び活動内容 エ. 災害現場における最高指揮者の職、氏名 オ. その他、必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ア. 応援隊集結場所への誘導員の配置 イ. 誘導員による応援隊の誘導 ウ. 現場指揮本部の所在の明示

※要請は、電話、ファクシミリ等で行い、事後速やかに応援側の長に対して応援要請書を提出

3) 応援隊の編成及び指揮

《応援隊の編成、指揮》	
編 成	代表消防機関等が行う部隊編成 ただし、要請側の長または消防長の指示がある場合はこれによる
指 揮	要請側の長の指揮の下に行動（消防組織法第47条）

4) 応援に関する報告及び確認事項

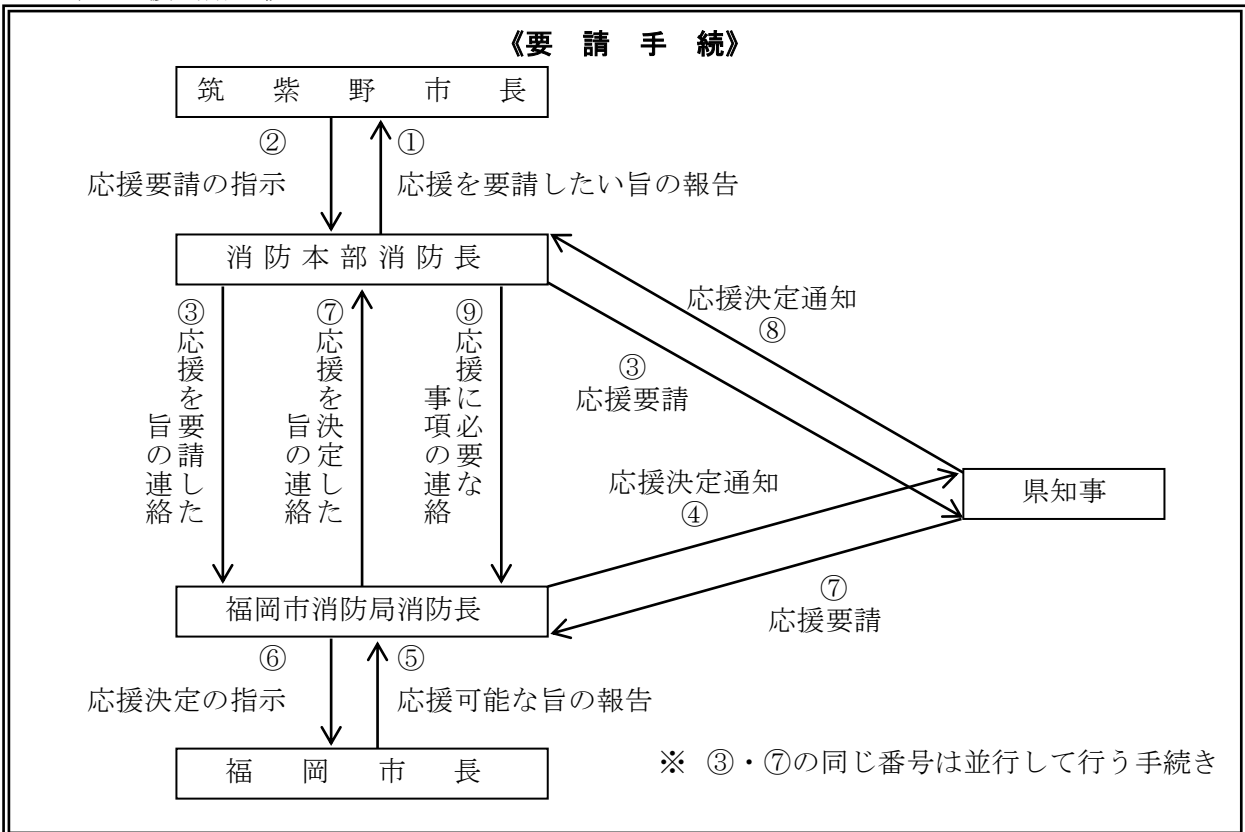


(4) 福岡県広域航空消防応援協定に基づく応援要請

1) 航空応援の種別

《航空応援の種別》	
調査出動	現場把握、情報収集、指揮支援のための出動
火災出動	消火活動のための出動
救助出動	人命救助のための出動
救急出動	救急搬送のための出動
救援出動	救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

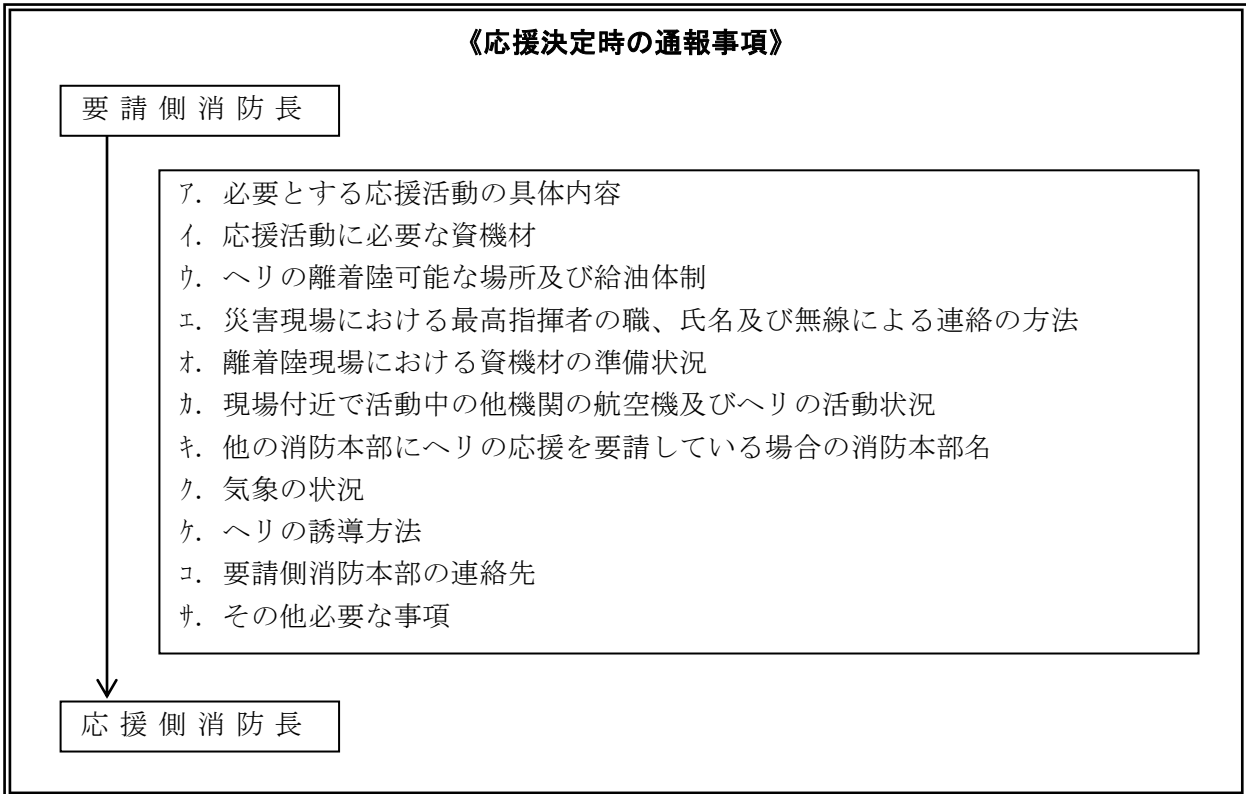
2) 応援要請手続き



- 《応援要請時の明示事項》**
- ア. 要請側の市町村名
 - イ. 消防長の氏名
 - ウ. 要請日時
 - エ. 災害の発生日時、場所
 - オ. 災害の概要
 - カ. 応援活動の概要

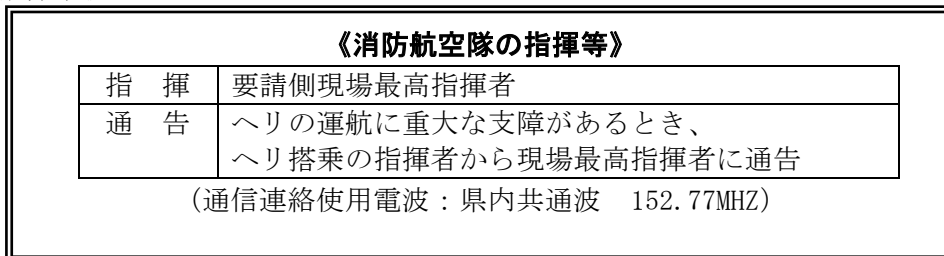
3) 応援決定時の通報事項

航空応援決定の通知があった場合、消防本部の消防長は福岡市消防局消防長に対し次の事項を通報する。

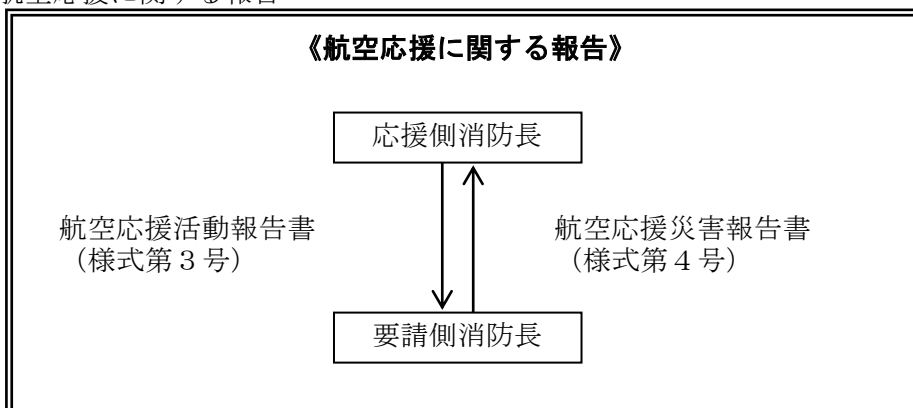


※ 要請、連絡、通報等は、電話またはFAX等（後日正式文書送付）により行う。

4) 指揮系統



5) 航空応援に関する報告



6) 事前計画の立案

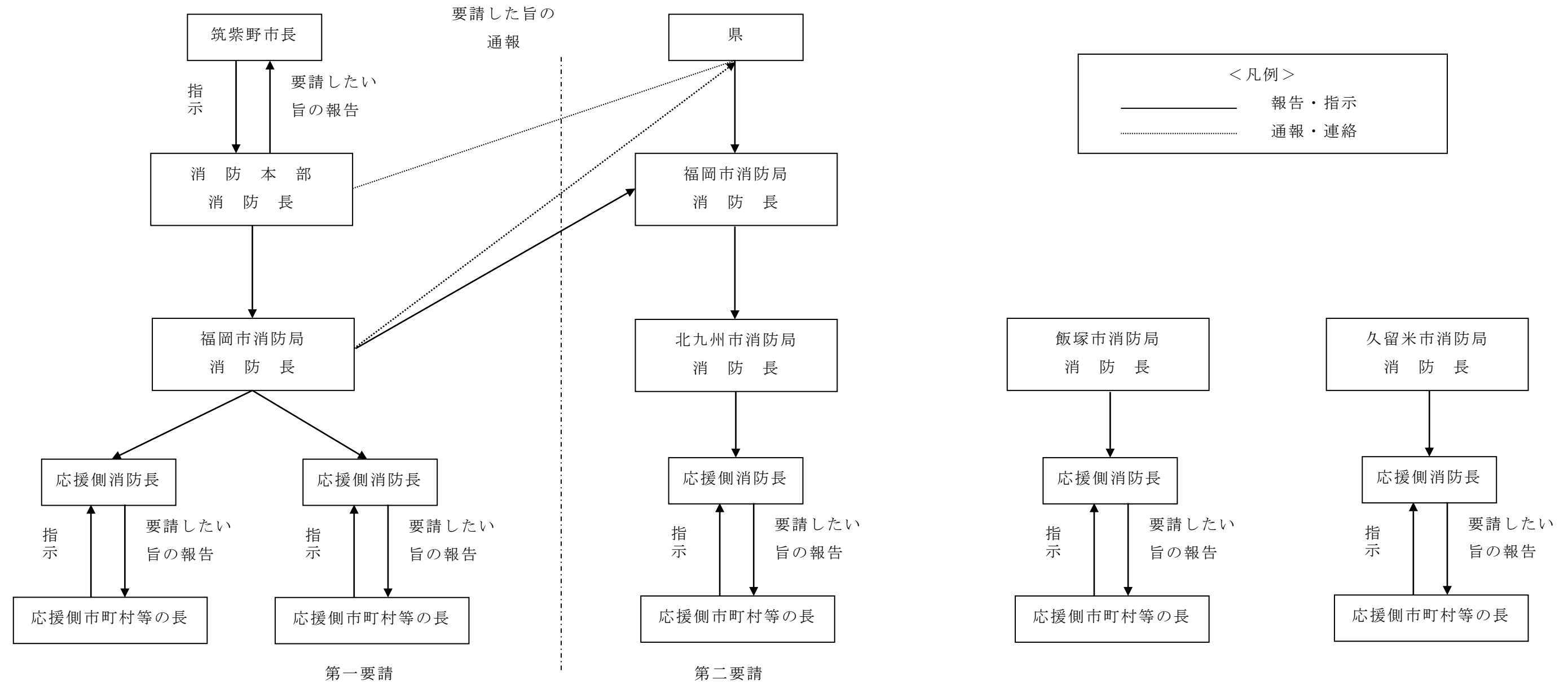
航空応援を受ける市町村は、事前に次の事項についての計画を立案しておく。

《要請側市町村の事前計画》

必 要 事 項

- ア. 飛行場外離発着場の位置図
- イ. 燃料の補給体制
- ウ. 応援消防航空隊と要請側消防本部との連絡方法
- エ. 離発着場への誘導員の派遣
- オ. 応援に伴い生ずることが予想される住人及び建物等に対する各種障害の除去等、離発着に必要な措置
- カ. 空中消火薬剤、救急救助資機材、隊員等の確保体制
- キ. その他必要な事項

《応援要請の方法及び要請ルート》



福岡市役所 消防局
 消防本部・代表情報
 管理課長システム管
 理係
 092-725-6591
 筑紫野太宰府消防
 組合消防本部
 TEL 092-924-5034

＜ 県 ＞

	窓口の名称	電話	ファクシミリ	防災行政無線
平日勤務時間内	総務部消防防災指導課	092-643-3111	092-643-3117	電話：700-7022, 700-7024 FAX700-7390
平日勤務時間外 日曜・祝日	総務部消防防災指導課（当直者）	092-641-4734	上に同じ	上に同じ

＜代表消防機関等＞

	代表消防機関等消防本部名	窓口の名称	電話	ファクシミリ	防災行政無線
代表	福岡市消防局	指令課	092-725-6600	092-735-1074	電話：130-6552
代行	北九州消防局	指令課	093-582-3823	092-592-6805	電話：101-70
福岡 地域	地域代表 福岡市消防局	指令課	092-725-6600	092-735-1074	電話：130-6552
	地域代表 春日大野城那珂川消防本部	通信指令室	092-584-1191	092-584-1194	電話：651-70

2. 県、他市町村に対する応援要請

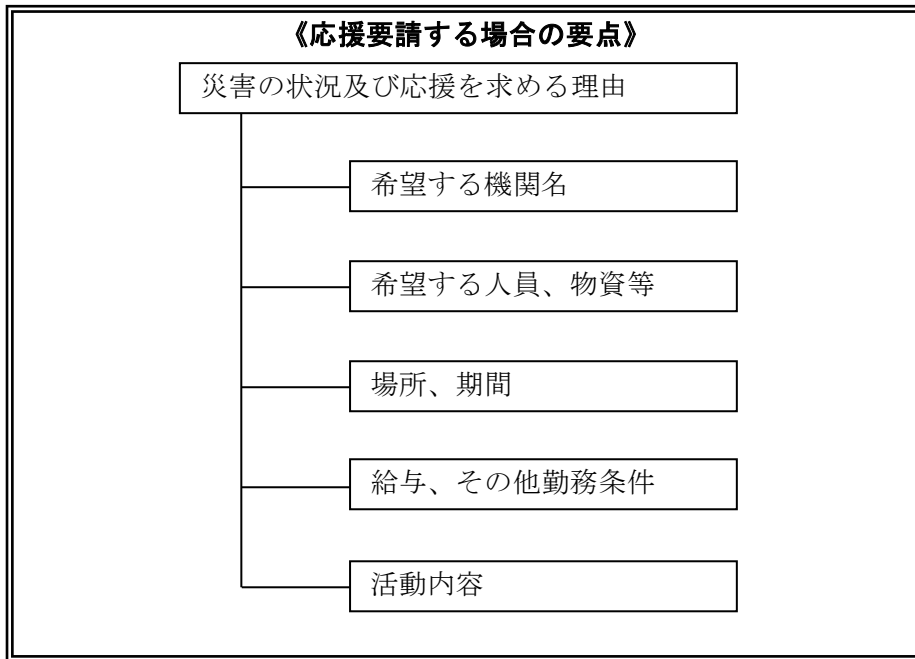
(1) 県への応援または応援あっせんの要請

市長は、市に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し応援または応援のあっせんを要請するものとする。

この場合において、県知事は必要があると認めるときは、自ら応援を行い、国、都道府県、他の市町村、関係機関等に応援を要請し、指示するものとする。

(2) 他市町村への応援要請

市長は当該市の地域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。



3. 活動の内容

(1) 応援項目

- 1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 2) 食糧、飲料水及び生活必需品の提供
- 3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- 4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- 5) 遺体の火葬のための施設の提供
- 6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- 7) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- 8) ボランティア団体の受付及び活動調整
- 9) その他応援のために必要な事項

(2) 連絡体制の確保

本節の定めるところにより、市は応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、他の市町村、都道府県、関係機関等に通報する他、必要な情報交換を行う。

(3) 受入れ体制の確保

1) 連絡窓口の明確化

市長は、他の市町村、都道府県、関係機関等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定め

ておく。

2) 受入れ施設の整備

市長は、他の市町村、都道府県、関係機関等からの人的、物的応援を速やかに受入れるため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所のあっせん等、応援の受入れ体制の整備に努める。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入れ施設を定めておく。

第2項 警察・消防機関への応援要請

1. 警察

災害発生時において、市は必要に応じ筑紫野警察署に対し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を要請する。

2. 消防機関

災害発生時において、市は、必要に応じ筑紫野太宰府消防組合消防本部、筑紫野消防署に対し、救急、救助、消火活動等について応援を要請する。

第3項 指定公共機関または指定地方行政機関等への応援要請

1. 指定公共機関または指定地方行政機関等への応援要請【 資料編*1*2*3 参照 】

(1) 市長は、災害応急対策または災害復旧のため必要があると認めるときは、指定地方公共機関に対し職員の派遣を要請し、または県知事に対し指定公共機関または指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求め、災害対策の万全を期するものとする。

また、市長は民間団体等に対しても、協力を要請する。

以下の事項を示して協力を求めるものとする。

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
行政区長 婦人会 自主防災組織 指定公共機関 指定地方行政機関 指定地方公共機関 その他公共的団体	ア. 応援を必要とする理由 イ. 作業の内容 ウ. 従事場所 エ. 就労予定時間 オ. 必要機関、所要人員 カ. 集合場所 キ. その他参考事項	ア. り災者に対する炊出し作業 イ. り災者に対する救出作業 ウ. 救助物資の輸送配給作業 エ. 清掃防疫援助作業 オ. 被害状況の通報連絡作業 カ. その他必要とする作業

*1 ● 資料 3.8.1 「市土木協同組合」

*2 ● 資料 3.8.2 「市建設業協力会」

*3 ● 資料 3.8.3 「市営工事協同組合」

*4 ● 資料 3.8.4 「筑紫地区コンサルタンツ協会」

*5 ● 資料 3.8.5 「市造園協力会」

第4項 応援の受入れに関する要請

1. 応援の受入れに関する要請

本節の定めるところにより、他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請を行う場合に市は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所のあっせん等、応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

第5項 他市町村への応援の実施

1. 他市町村への応援の実施

市長は、他市町村において災害が発生し、自力による応急対策が困難であるため応援要請を受けた場合、または応援の必要があると認めた場合は、基本法に基づき、応援を実施する。

(1) 支援対策本部の設置

市長は、他市町村において災害が発生した場合には関係課及び消防団で構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員等の派遣を行う。

(2) 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員等を派遣し、被害情報の収集を速やかに行う。

(3) 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、職員等の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自でまかなうことができる自己完結型の体制とする。

(4) 被災者受入れ施設の提供等

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時的に受入れするための公的住宅、医療機関並びに災害時要援護者を受入れるための社会福祉施設等の提供若しくはあっせんを行う。

第9節 避難計画

第1項	避難情報及び伝達
第2項	避難誘導及び移送
第3項	避難所の開設
第4項	学校、病院等の避難対策
第5項	収容施設の確保
第6項	災害時要援護者等を考慮した避難対策

《 基本方針 》【資料編^{*1*}^{*2} 参照】

災害の危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための避難方法等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1項 避難情報及び伝達

1. 避難情報の発令権を有する者

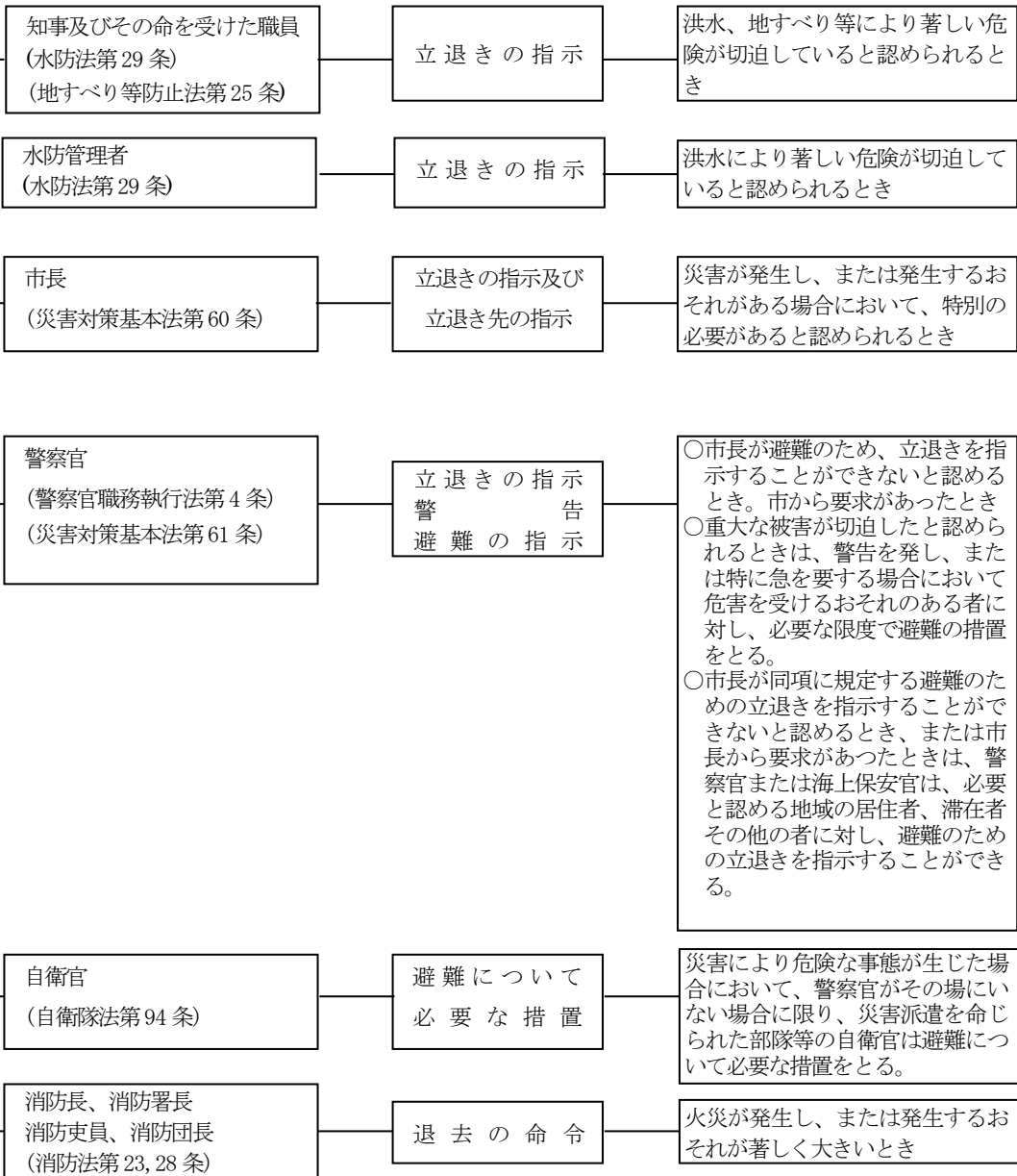
市長、その他避難情報の発令の権限を有する者は、災害が発生し、またはまさに発生しようとして危険が切迫している場合、人命身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に、その必要が認められるときは、危険区域の居住者に対し避難のための立退きを指示する。

*1 ● 資料 3.9.1 「指定避難所等の選定手法」

*2 ● 資料 3.9.2 「指定避難場所・指定緊急避難場所」

《避難指示者》

避難指示



2. 避難情報発令の基準

市は市の避難情報の発令基準に照らし合わせ、避難情報を発令する。その他福岡管区気象台の注意報、警報に準じて、避難情報の発令を行うものとする。

(1) 福岡管区気象台の注意報、警報等の基準を以下に示す。

種 類	発表の基準	該当する条件	
注意報	大雨によって災害が起 こるおそれがあると予 想される場合	表面雨量指数基準：20 土壌雨量指数基準：124	
警報	大雨によって重大な災 害が起こるおそれがあ ると予想される場合	(浸水害) 表面雨量指数基準：29 (土砂災害) 土壌雨量指数基準：176	
警報	暴風等によって重大な 災害が起こるおそれ があると予想される場合	陸上 : 平均風速 20m/s 玄界灘 : 平均風速 20m/s 沖ノ島周辺 : 平均風速 20m/s 以上になると予想される場合	
注意報	洪水注意報	流域雨量指数基準：宝満川流域=12.8 山家川流域=7.1 原川流域=4.8 山口川流域=10 鷺田川流域=6.1 複合基準 : 宝満川流域= (18, 12.8) 鷺田川流域= (10, 6.1) 高尾川流域= (14, 4.9)	
警報	洪水警報	洪水によって重大な災 害が起こるおそれがあ ると予想される場合	流域雨量指数基準：宝満川流域=16 山家川流域=8.9 原川流域=6 山口川流域=12.6 鷺田川流域=7.7 複合基準 : 宝満川流域= (24, 14.4) 鷺田川流域= (16, 6.9) 高尾川流域= (27, 5.5)
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、 若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨 になると予想される場合	

令和7年5月29日現在

※土壌雨量指数：降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを示す指数

※流域雨量指数：河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを示す指数

※複合基準：(表面雨量指数、流域雨量指数)に組み合わせによる基準値

※避難勧告の判断基準(参考)

- ①山口川、宝満川及び御笠川水位(気象警報、河川の水位)
- ②雨量観測データ
- ③警報発令までの気象情報(先行降雨量)
- ④ダム水位
- ⑤その他

3. 避難情報の発令基準、伝達

(1) 避難情報の発令基準及び伝達内容

避難情報の発令基準は、次の内容を基本とし、マニュアル等を作成して円滑な情報発信ができるよう努めるものとする。伝達内容については、以下の項目や地域特性に応じたその他の項目から、住民が短時間に認識できる情報量を考慮して定め、伝達例文やひな形を整理しておく。

《高齢者等避難の呼びかけ》

条件	水害	大雨、洪水警報等が発表される。 河川が避難判断水位に達したとき。
	土砂災害 ※①～④の いずれか 1つに該当 する場合	① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「福岡県土砂災害危険度情報」で危険度の色が「警戒（赤）」となった場合 ② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通ることが予想される場合
伝達内容		ア. 連絡者 イ. 避難を準備すべき理由 ウ. 危険地域 エ. 避難所 オ. 注意事項
住民に求める行動		・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動（水平避難・待避・垂直避難）を開始する。（避難支援者は支援行動を開始） ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

《避難準備・高齢者等避難開始の伝達文（住民あて）の例》

こちらは、筑紫野市です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して高齢者等避難を出しました。お年寄りの方等避難に時間がかかる方は、直ちに〇〇〇〇へ避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。（そのほか、「昨夜からの大雨により、〇〇時間後には〇〇川の水位がはん濫注意水位に達するおそれがあります。できるだけ近所の方にも声をかけて避難してください」等）

《避難指示》

条件	水害	決壊や越水・溢水が発生した場合。 災害が発生し現場に残留者がある。
	土砂災害 ※①～④のい ずれか 1つに該当す る場合	① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 「福岡県土砂災害危険度情報」で危険度の色が「非常に危険（うす紫）」となった場合 ③ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通ることが予想される場合 ④ 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合夜間から明け方に接近・通ることが予想される場合 ⑤ 土砂災害の前兆現象が発見された場合
伝達内容		ア. 勧告 イ. 避難すべき理由 ウ. 危険地域 エ. 避難所 オ. 避難経路 カ. 避難後の当局の指示連絡等 キ. 注意事項
住民に求める行動		・危険な場所から直ちに避難する。

《避難指示の伝達文（住民あて）の例》

筑紫野市長の〇〇です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して避難指示を出しました。（堤防が決壊して／〇〇川が危険水位を突破して）大変危険な状況です。避難中の方は直ちに〇〇〇〇への避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。（なお、浸水により、〇〇道は通行できません。）

《緊急安全確保》

条 件	① 大雨特別警報が発表された場合 ② 土砂災害の発生が確認された場合
伝達内容	ア. 避難指示と同じ
住民に求める 行動	・未だ避難していない対象住民は、直ちに安全確保を行う。 ・避難できない場合は、近くの安全な高層階の建物や山の斜面の反対側などへ移動する

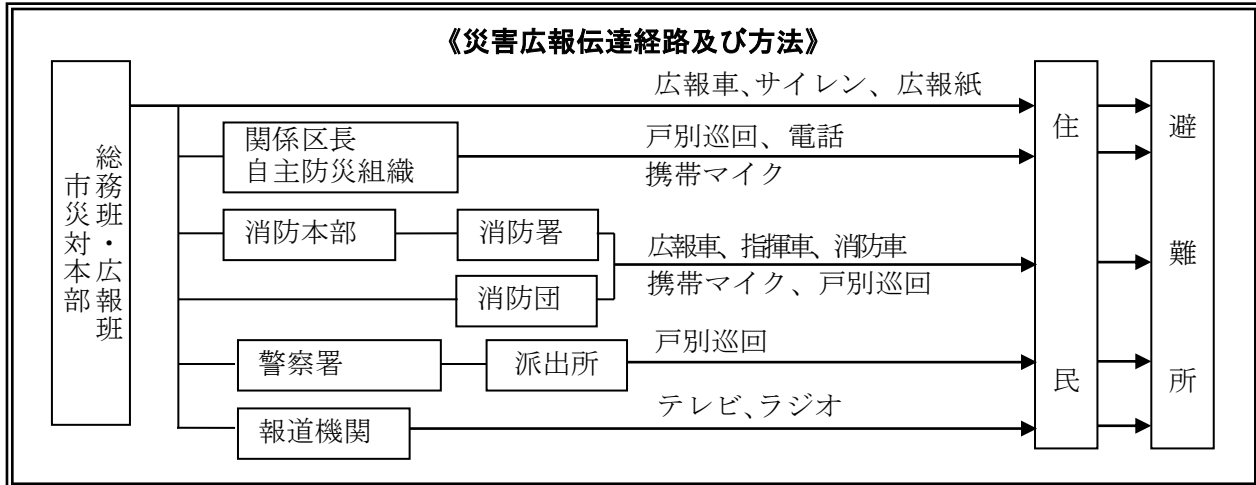
《緊急安全確保の伝達文（住民あて）の例》

筑紫野市長の〇〇です。ただ今、〇時〇分に〇〇地区に対して緊急安全確保を出しました。（堤防が決壊して／〇〇川がはん濫注意水位を突破して）大変危険な状況です。避難中の方は直ちに〇〇への避難を完了してください。十分な時間がない方は近くの安全な建物に避難してください。なお、浸水により、〇〇道は通行できません。

(2) 避難情報の伝達手段・伝達先

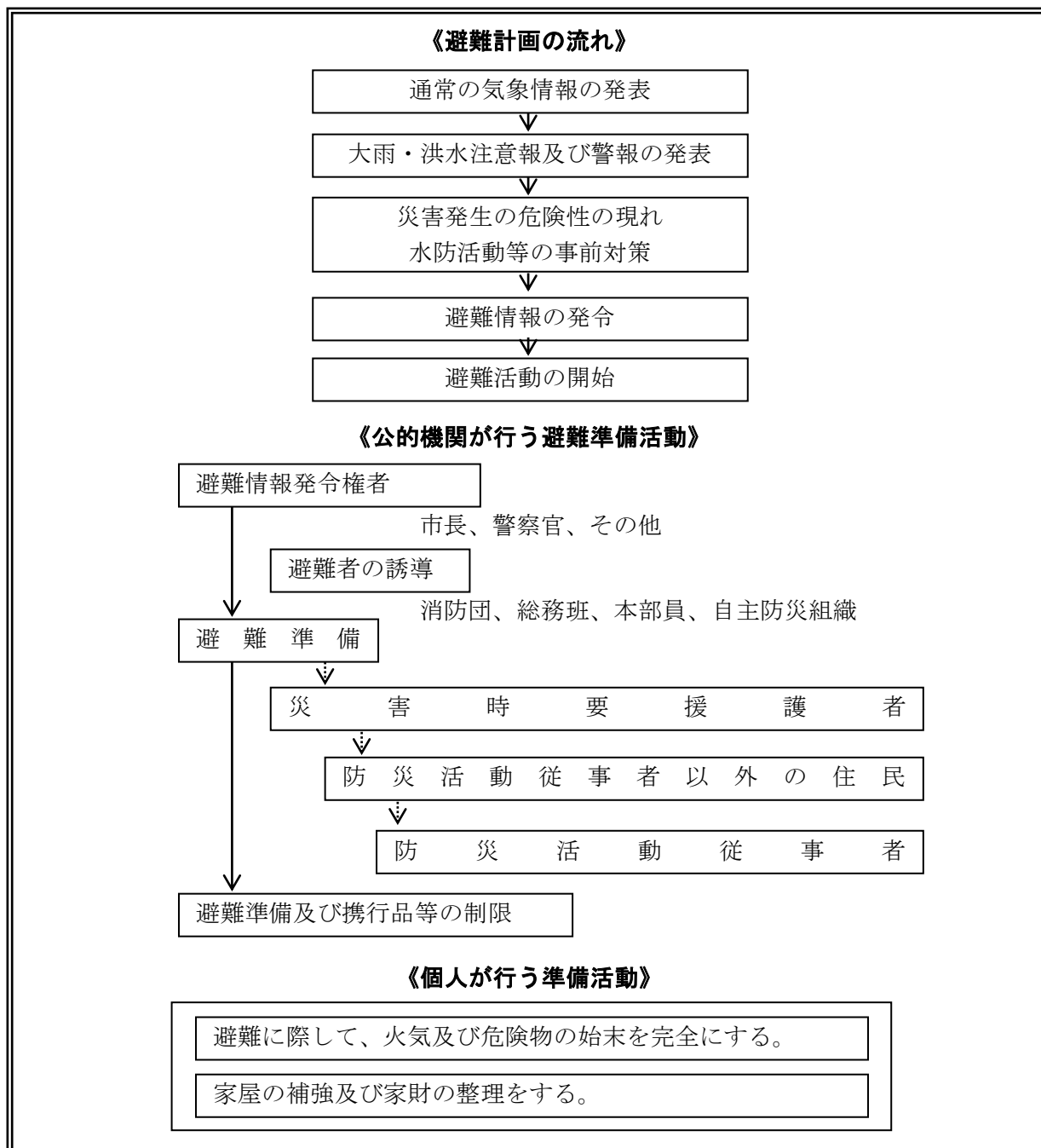
伝達手段については、避難情報の種類ごとに、以下の手段や地域特性に応じたその他の手段を含めた複数の手段を組み合わせ、対象地域・伝達先と合せて具体的に定めておく。

- 1) 市広報車や消防車両により、対象地域の住民全般に伝達
- 2) 消防団、警察に対して対象地域の住民への伝達を依頼（あらかじめ、消防団、警察による伝達方法を確認しておく必要がある。）
- 3) あらかじめ構築しておいた自主防災組織の会長等の協力を得ての組織的な伝達体制に基づき、市からの連絡先（自主防災組織の会長等）への電話、FAX、ふくおか防災ナビ・まもるくん、緊急速報メール等による伝達
- 4) 災害時要援護者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達（FAX、ふくおか防災ナビ・まもるくん、緊急速報メール等の活用も含む）
- 5) 自主防災組織や近隣組織等において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や、地域コミュニティ間での直接的な声かけ
- 6) ホームページ等に掲載して、インターネットによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達
- 7) テレビ、ラジオ等の放送機関への依頼。（県による検討会を通じ、連絡方法、内容等についてあらかじめ申し合わせておくとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有しておく。）



第2項 避難誘導及び移送

1. 避難活動の流れと準備



2. 避難誘導及び移送

避難者のための立退きの誘導は、警察関係機関の協力のもと、“総務班”及び消防団がこれを行う。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導員をあらかじめ選定しておき、避難活動が円滑に進むようにしておく。
- (2) 誘導、移送に際しては、避難前に避難路の安全を確認しておくとともに、危険箇所等危険性については明確な表示を行い、避難者にあらかじめ指示しておく。
- (3) 誘導員は、人員の点検を適宜行い避難中の事故防止を図る。

- (4) 避難した地域に対しては事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、危険防止とその他必要な避難指示を行う。
- (5) 避難者が自力により立ち退くことが困難な場合は、市が車両により移送する。
- (6) 災害地が広範囲で、大規模な立退き移送を必要とし、市において対処できない場合、市長は隣接市町に応援を求める他、県に移送を要請する。

《避難時における指示活動の留意点》

避難行動に移る前に人員を把握し、移動の際の配置等に工夫を行う。

自力歩行不能者に対しては、救急車や船艇等が到着するまで、簡易担架等を活用し付添い人や住民の協力を得て、避難行動をとらせる。

避難の際、決して走らないこと、走らせないこと。落ち着いた行動を指示

携行品は、貴重品や最小限の着替え、身の回り品にとどめること

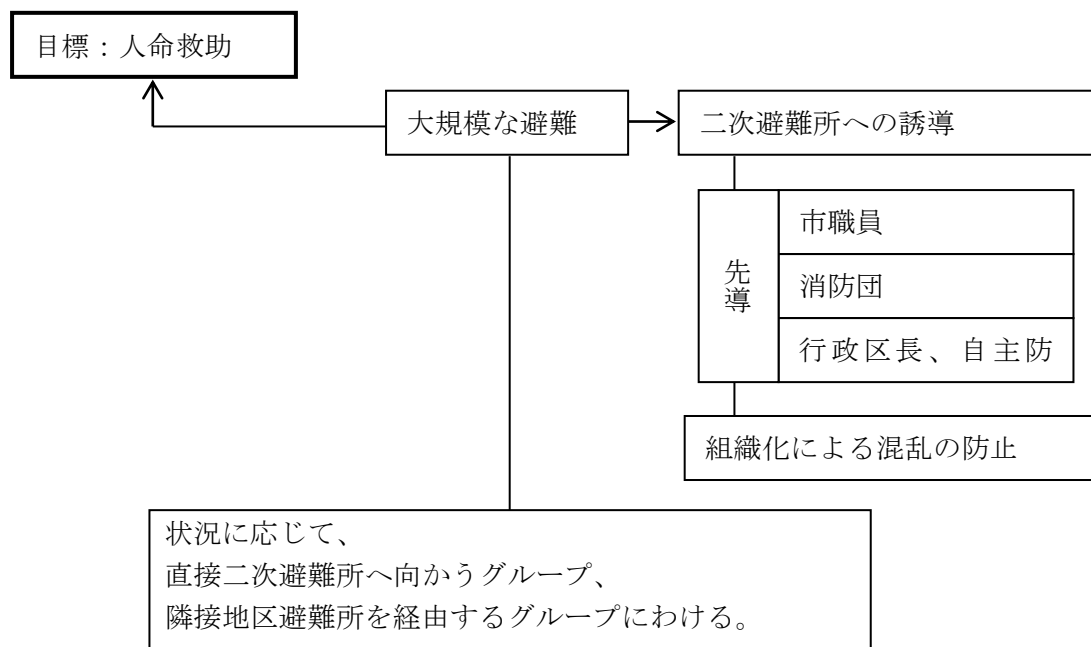
避難等をしない者については、できる限り説得する。

※ 指示に従わない住民がでてくることが予想されるが、そのような場合には、下記の項目を重点的に説得すること

- ・ここには、危険！
- ・家財等の警備体制は十分である！

《二次避難行動の流れ》

(広域にわたって人命に著しく大きな被害を及ぼすと予想される場合)



3. 避難準備及び携行品

- (1) 避難の準備
 - 1) ラジオ、テレビの情報に注意する。
 - 2) 懐中電灯、ローソク、トランジスターラジオ等を用意しておく。
 - 3) 避難場所及び避難経路を確認しておく。
 - 4) 避難の指示は、HP、電子メール、緊急速報メール、広報車、サイレン、伝令、ラジオ、テレビ放送等で行われるので十分注意する。
 - 5) 隣近所との連絡方法を決めておく。
 - 6) 食糧、衣料、貴重品の携行品等はあらかじめまとめておく。
- (2) 避難するときの注意
 - 1) 避難情報の発令があったときは、まず、要配慮者を早めに避難させる。
 - 2) 避難情報が出たときは、火の始末、戸締まりを完全にする。
 - 3) 帽子、頭巾、ヘルメット等の防具をつけ、なるべく身体の露出部分が少ないようにする。
 - 4) 単独行動は絶対に避け、責任者、あるいは誘導者の指示に従う。
 - 5) 避難の際、必要によってはロープや紐等で身体をつなぐ。
- (3)
 - 1) 食料品関係 保存食・飲料水・粉ミルク等（乳児がいる場合）
 - 2) 衣類関係 下着・タオル・毛布・雨具
 - 3) 貴重品関係 現金・通帳印鑑・身分証明書・カード類
 - 4) 救急医薬品 傷薬・風邪薬・常備薬・持病のための薬・包帯・絆創膏
 - 5) 日用品等 懐中電灯、マッチ・ライター・ティッシュペーパー・ウェットティッシュ
携帯ラジオ・予備の電池・缶切り・栓抜き・簡易食器・ビニール袋
ヘルメット・帽子・軍手・防塵マスク・筆記用具・油性マジック
生理用品・おむつ など

第3項 避難所の開設

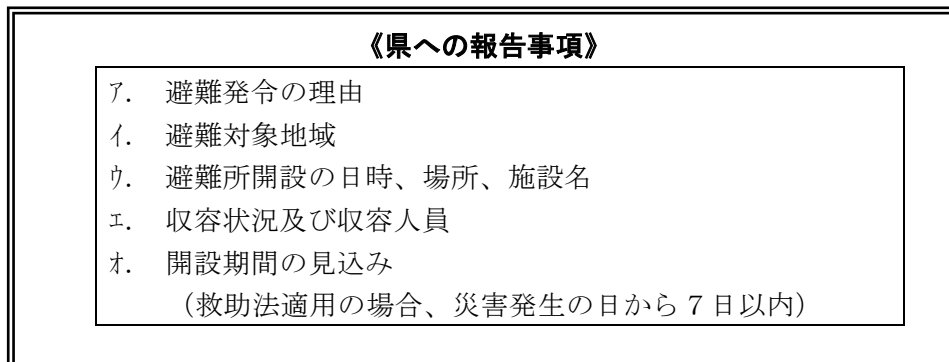
1. 避難所の開設

- (1) 避難所開設の準備

避難所の開設が必要な場合は、消防署及び警察署等と十分連絡を図り、避難所を開設する。
なお、避難者の移送や収容に市のみで対応困難なときは、県に応援を要請する。
- (2) 地域が開設する避難所の設営
 - 1) 自主避難所の開設は、行政区長又は自主防災組織の責任者の指揮の下、各区毎に行う。
 - 2) 自主避難所が利用できないときは、市災対本部と連携して、一次避難所等の利用可否を確認する。
- (3) 市が開設する避難所の設営
 - 1) 一次避難所、二次避難所及び福祉避難所の開設は、市災対本部の指揮の下、“避難所班又は災害救助班”が行う。
 - 2) 一次避難所、二次避難所及び福祉避難所等の施設利用可否を確認する。
 - 3) 避難施設等が利用できないときは、野外に仮設テント等を設置し、または天幕を借り上げて設営する。
 - 4) 被害が激甚なため、避難所の利用が困難な場合は、県と協議し、隣接市町に収容を依頼し、あるいは建物または土地を借り上げて設置する。
 - 5) 災害の状況により避難所を変更した場合は、その都度周知を図る。

2. 県への報告

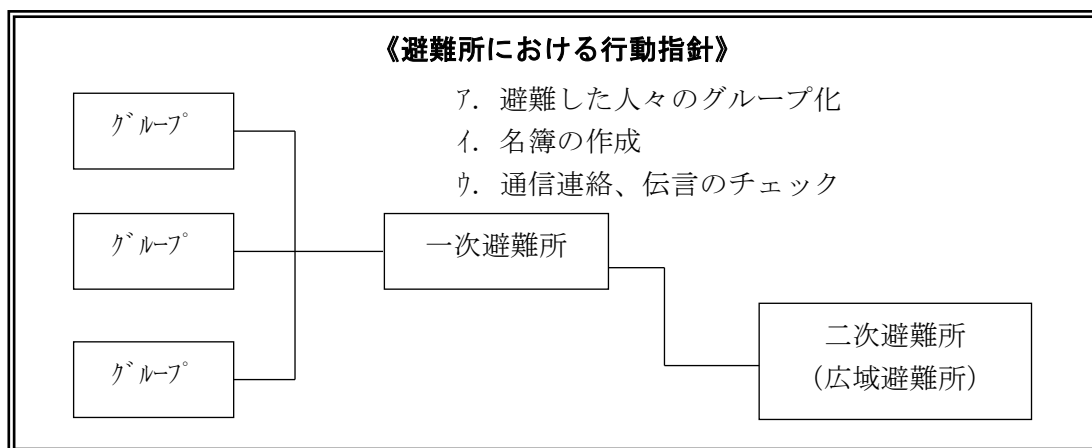
市長は、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに知事に報告する。



3. 避難所の受入れ体制【資料編*3 参照】

(1) 避難者の名簿を作成（災害救助班）

- 1) 各避難所の責任者は、避難者の受入れや生活支援等が円滑に進むようにしておく。
- 2) 避難者においては、避難者の名簿を作成し人員を把握しておく。
- 3) 避難所での給食・給水活動等が円滑に行えるよう、平静時より必要物資の備蓄を進めておく。

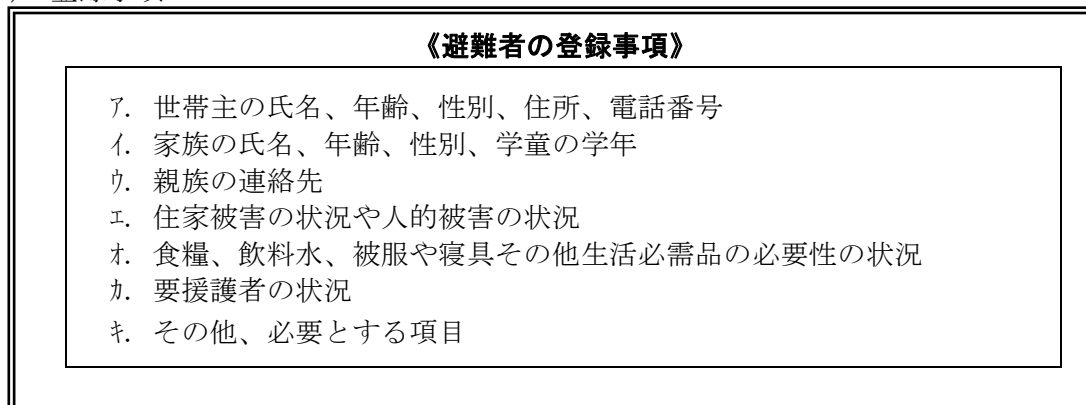


(2) 避難者の状況把握

市は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項の把握に努める。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

1) 登録事項



*3 ● 資料 3.9.3 「避難所収容台帳」

- 2) 登録の方法
事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。
 - 3) 登録結果の活用
登録された状況は、避難所の開設期間、食糧や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。
 - 4) 登録結果の報告
登録の結果は、日々、市災対本部に集約する。なお、救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。
 - 5) 在宅被災者の状況把握
避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。
- (3) 管理責任者の役割
管理責任者は、おおむね次の業務を行う。
- 1) 自主避難所の管理責任者は各区長もしくは自主防災組織で取り決めた責任者とし、一次避難所、二次避難所及び福祉避難所の管理責任者は市職員、学校長及び館長等とする。
 - 2) 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備する。
 - 3) 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。要配慮者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所または福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。
 - 4) 被災者に必要な食糧、飲料水その他生活必需品の供給について、常に市災対本部と連絡を行う。また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。
 - 5) 運営にあたっては、管理責任者と連携して地域の組織運営を支援する。
- (4) 生活環境の整備
避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応する。
- 1) 避難者に必要な食糧、その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。
 - 2) 避難所開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等、生活環境の改善対策を順次検討する。
(設備、備品の例示)
 - ・畳、マット、カーペット
 - ・間仕切り用パーティション
 - ・冷暖房機器
 - ・仮設風呂・シャワー
 - ・洗濯機・乾燥機
 - ・仮設トイレ
 - ・その他必要な設備・備品

- 3) 避難所開設期間の長期化が見込まれる場合は、男女の性差の違い等男女双方の視点等に配慮する。可能な限り女性の意見を反映し、女性専用の更衣室、授乳室、物干し場などの設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努めるものとする。

また、避難所運営に女性の視点を取り入れるため、避難所運営委員会等に女性が参加するよう努めるものとする。

- 4) 避難所開設期間の長期化が見込まれる場合は、カウンセリング等を踏まえた相談窓口を設置する。

4. 応援協力関係

- (1) 市長は、自ら避難者の誘導及び移送が困難な場合、他市町村または県に対し避難者の誘導及び移送の実施またはこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。
- (2) 市長は、自ら避難所の開設が困難な場合、他市町村または県に対し避難所の開設につき応援を要請する。

第4項 学校、病院等の避難対策

1. 学校、病院等の避難対策

学校、病院、興行場等多数人数が勤務し、または出入りする施設の管理者は、あらかじめ施設の地理的状況を考慮して作成した避難計画により、災害時における避難の万全を期する。

第5項 収容施設の確保

1. 収容施設の確保

震災時等、避難者が多数発生し長期化した場合、市は、大規模な収容施設、仮設住宅等の施設を確保提供するものとする。

第6項 要配慮者等を考慮した避難対策

1. 要配慮者支援班の設置

- (1) 要配慮者支援班の設置

市は、危機管理課、生活福祉課、高齢者支援課を中心とした横断的な組織として「要配慮者支援班」を設け、要配慮者の避難支援業務を的確に実施する。

《要配慮者支援班のイメージ》

【位置づけ】

平時は、防災関係部局や福祉関係部局で横断的なPT（プロジェクト・チーム）を設置。災害時は、災害対策本部中、福祉関係部門内に設置。

【構成】

平時は、班長（福祉担当部課長）、班員（福祉担当者、危機管理担当者等）、社会福祉協議会関係者等も参加すること。災害時は、基本的に福祉担当部課長・担当で構成。

【業務】

平時：要配慮者情報の共有化、避難支援プランの策定、要配慮者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等

災害時：避難準備・高齢者等避難開始の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握等

(2) 関係部局・機関等との連携強化

1) 消防団、自主防災組織等との連携

市は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者（班）を明確にする。

消防団、自主防災組織等は、一部の構成員に過度な負担をかけないように、不在時を想定した複数ルート化等に配慮し、伝達網を整備する。発災時は民生委員・児童委員などの福祉関係者と連携し、避難行動要支援者支援制度を基に情報伝達を実施する。

2) 福祉関係者との連携

市は、平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険サービス関係者、障がい者団体等の福祉関係者と要配慮者支援班との連携を深める。

2. 要配慮者の避難対策

(1) 避難者の事前把握

市は、災害時における要配慮者の安否確認を迅速に行うため、円滑な支援ができるように、自主防災組織や自治会を通じて、避難行動要支援者支援制度に基づき、登録するよう区長会等に要請し、要配慮者や外国人等の把握に努める。

また、基本法第49条の10に基づき作成した避難行動要支援者名簿については、災害時の安否確認や避難誘導に活用する。

(2) 要配慮者関連施設においては、要配慮者を十分考慮し、あらかじめ定める避難誘導等の計画に基づき、警察、消防団等と協力して、避難措置を行う。

《要配慮者関連施設》

- ア. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条
- イ. 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3
- ウ. 障害者自立支援法（昭和17年法律第123号）第5条
- エ. 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2
- オ. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条・同第77条
- カ. 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条
に関する施設等

(3) 災害発生直後に必要な対策

- 1) 避難行動要支援者名簿に基づき、住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行う。
- 2) 避難の必要な要支援者について、住民、自主防災組織、支援者及び民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行う。

3) 安否確認、救助活動

市は、避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員・児童委員、住民、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

4) 状況調査及び情報の提供

市は、民生委員・児童委員、在宅及び避難所等で生活する要支援者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供する。

5) 福祉・保健巡回サービス

市は、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師等により、住宅、避難所等で生活する要支援者に対して、巡回による福祉・保健サービスを実施する。

6) 地域との相互協力体制

市は、民生委員・児童委員を中心として、住民、自主防災組織等との連携により、要支援者の安全確保に係る相互協力を努める。

(4) 社会福祉施設等に係る対策

1) 安全確保

福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保する。

2) 被災者の施設への受入れ

被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努める。

(5) 外国人に係る対策

1) 安否確認、救助活動

市は、警察、自主防災組織及び自治会等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行う。

2) 情報の提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した継続的な情報の提供を行う。

避難所にあっては、食糧・物資等の配布場所等の情報を外国語で標記する等の配慮を行う。

(6) 物理的障壁の除去

物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合には、要支援者が利用しやすいよう、速やかに障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

(7) 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要支援者の要望を把握するため、避難所等に要支援者のための相談窓口を設置する。（カウンセリング窓口を兼ねることもできる。）

第10節 水防計画

第1項	実施内容
第2項	水防非常配置

第1項 実施内容

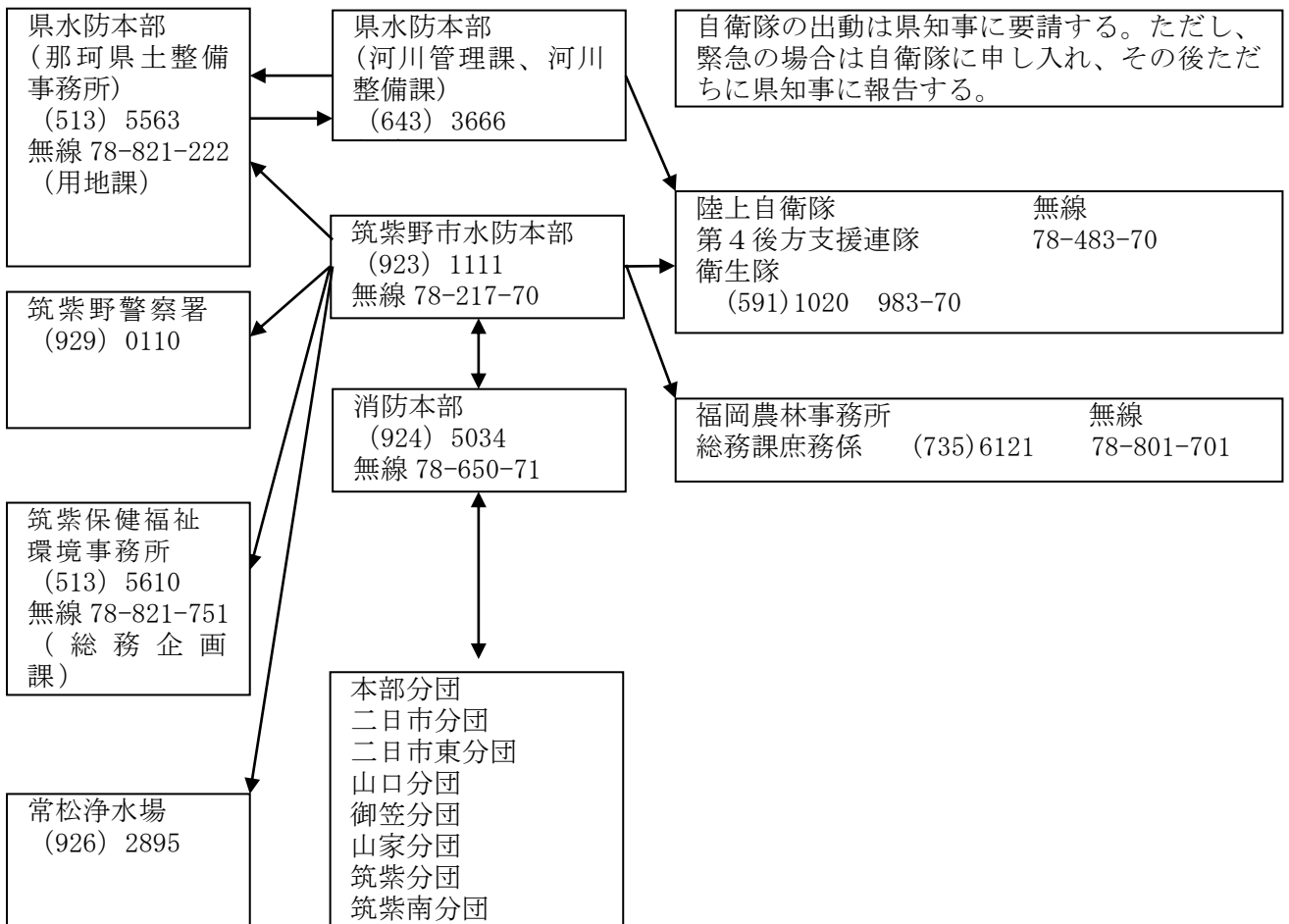
1. 方針

洪水により水害が発生し、または発生するおそれがある場合は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、これを警戒し、防ぎよし、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について努めるものとする。

2. 実施内容

活動内容等は「市水防計画書」の定めるところによる。

3. 非常時における通信連絡系統表



4. 関係機関連絡一覧表

	関係機関	電話番号	福岡県防災行政無線
1	福岡管区气象台	(725) 3601	78-981-70
2	県県土整備部河川管理課、河川整備課	(643) 3666	78-700-7103
3	那珂県土整備事務所	(513) 5563	78-821-221
4	福岡農林事務所	(735) 6121	78-801-701
5	陸上自衛隊 第4後方支援連隊	(591) 1020	
	陸上自衛隊 第3部防衛班		78-983-70
6	筑紫野警察署	(929) 0110	
7	筑紫保健福祉環境事務所	(513) 5610	78-821-751
8	筑紫野太宰府消防組合 消防本部 警防課	(924) 5034	78-650-71

5. 水位、雨量の観測及び通報

出水時の水位、雨量の観測及び通報は、下記の基準に基づき各観測員から水防本部へ、水防本部は上流から下流へ、更に関係機関へ迅速、的確に連絡するものとする。

(1) 水位観測

水位観測員は、下記事項について明確に記録し、必要に応じ水防本部及び関係機関に報告するものとする。

《水位観測員の市水防本部への報告事項》

- 1) 最高水位とその時間

(2) 水位の通報

水防団待機水位を越えてから指定水位に下がるまで毎時観測し、関係者に通報するものとする。

《水位観測設置箇所》

	河川名	場所	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	はん濫 危険水位	備考
	山口川	萩原橋下	0.70m	1.00m	1.80m	
	宝満川	御笠橋下	1.00m	1.30m	1.80m	
	宝満川	下見橋下	2.30m	3.00m	3.70m	

(3) 雨量確認【資料編*1 参照】

雨量の観測員は、下記の事項を明確に記録し、必要に応じ市水防本部に報告するものとする。

《雨量観測員の市水防本部への報告事項》

- 1) 日雨量(午前9時から翌日午前9時まで)
- 2) 最大時間雨量(何時何分から何時何分まで)
- 3) 連続雨量(常に累計を出しておき、最終的に総雨量を明記する)

*1 ● 資料 3.10.1 「雨量観測所一覧」

(4) 雨量の通報

雨量の通報は以下内容に従い観測し、関係者に通報するものとする。

- | |
|---|
| 1) 総雨量が 50mm になったときに通報する。
ただし、降雨量が非常に激しくかつ後続雨量が予想される時、あるいは台風が接近してかなりの降雨量が予想される時は、30mm に達したときに通報を開始する。
2) 総雨量が 100mm を越えてからは、毎時通報する。
3) 雨が止んだときは、その旨連絡する。 |
|---|

(5) 避難情報発令の基準

避難情報の発令については、本章第9節第2項に準ずる。

また、注意報、警報等の基準を以下に示す。

種 類		発表の基準	該当する条件
注意報	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合	表面雨量指数基準：17 土壌雨量指数基準：99
警報	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	(浸水害) 表面雨量指数基準：29 (土砂災害) 土壌雨量指数基準：142
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	

RT；降り始めからの総雨量

平成30年2月2日現在

※土壌雨量指数：降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを示す指数

6. 水防本部員の出勤

次の場合、直ちに消防団員をあらかじめ定められた計画に従い出動させ、警戒配置につかせる。

- (1) 水防警報が発せられたとき
- (2) 水位がはん濫注意水位以上に達したとき
- (3) ため池、堤防の決壊のおそれのあるとき
- (4) 山崩れのおそれのあるとき
- (5) その他本部長が必要と認めたとき

水位がはん濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなく、水防非常体制解除を命じたときは一般に周知させると同時に那珂県土整備事務所に報告するものとする。

水防報告と水防記録は、水防体制から常時に復したときに所定の様式により遅滞なく那珂県土整備事務所に報告するものとする。

7. 水防信号（水防法第20条）

種類	説 明	
警戒 信号 (第一)	はん濫注意水位に達した事を知らせるもの	
	警 鐘 信 号	サイレン信号
	● 休止 ● 休止 ● 休止	(約5秒)(約15秒)(約5秒)(約15秒)(約5秒) ●— 休止 ●— 休止 ●—
出動 信号 (第二)	関係職員及び消防機関に属するものが出動すべき事を知らせるもの	
	●-●-● ●-●-●	(約5秒)(約6秒)(約5秒)(約6秒)(約5秒) ●— 休止 ●— 休止 ●—
協力 信号 (第三)	市内に居住するものが水防の応援に出動すべき事を知らせるもの	
	●-●-●-● ●-●-●-●	(約10秒)(約5秒)(約10秒)(約5秒)(約10秒) ●— 休止 ●— 休止 ●—
避難 信号 (第四)	必要と認める区域内の居住者に避難すべき事を知らせるもの	
	乱 打	(約1分) (約5秒) (約1分) ●— 休止 ●—

- 1) 信号は適宜の時間継続する。
- 2) 必要があれば警鐘及びサイレン信号を併用する。
- 3) 危険解消を確認したときは口頭伝達により周知させる。

第2項 水防非常配置

《基本方針》

本部長は所属職員の水防非常配置への切替を確実、迅速に行うと共に事態に即応して勤務者を適宜に交替休養させるなど、長期間にわたる非常勤務活動の円滑完璧を期すため、配備体制を3段階に分ける。

1. 配備体制及び指令

配備体制及び指令は「市水防計画書」の定めるところによる。

第11節 土砂災害応急対策計画

第1項 市及び関係機関相互の情報連絡

第2項 警戒体制の確立

第3項 災害発生時の報告

第4項 救助活動

《 基本方針 》

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われてしまう特徴を認識し、関係機関は、危険の切迫する前に充分余裕をもって対策を実施する。

第1項 市及び関係機関相互の情報連絡

1. 災害原因情報の収集・伝達経路

市及び関係機関は、本章第4節「気象予報・警報等伝達計画」及び第5節「被害情報収集伝達計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとする。

特に、大雨洪水注意報・警報の伝達周知については、各危険地域の危険性を考慮し徹底を図る。

2. 前兆現象（異常現象）の把握

市及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

3. 降雨状況の把握

警戒体制をとる場合の雨量基準に注意し、各危険地域の雨量測定を行う等の降雨状況の把握に努める。

第2項 警戒体制の確立

1. 警戒体制の確立

市は、気象業務法に基づいて発表される注意報、警報等に注意し、時期を失することなく速やかに警戒体制を確立する。

(1) 定義

- 1) 第1次警戒体制：危険区域の警戒巡視や住民等への広報を行う。
- 2) 第2次警戒体制：住民への避難準備の広報や避難の指示の処置を行う。

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所の場合

1) 警戒体制の基準

第3章、第1節、第1項「災害対策本部組織及び災害警戒本部組織計画」に準じる。

2) 警戒体制の実施

《第1次警戒体制の場合》

- ア. 防災パトロールを実施する。
- イ. 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

《第2次警戒体制の場合》

- ア. 住民等に避難準備の広報を行う。
- イ. 必要に応じて、避難勧告・指示を行う。
- ウ. 消防団等の活動を要請する。

(3) 土石流発生危険渓流の場合

雨量の目安は(2)に準ずる。

1) 警戒体制の実施

《第1次警戒体制の場合》

- ア. 防災パトロールを実施する。
- イ. 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。
- ウ. 消防団等の活動を要請する。

《第2次警戒体制の場合》

- ア. 住民等に避難準備の広報を行う。
- イ. 必要に応じて、災害救助法に基づく避難勧告・指示を行う。

(4) 地すべり地の場合（地すべり現象が現れた場合）

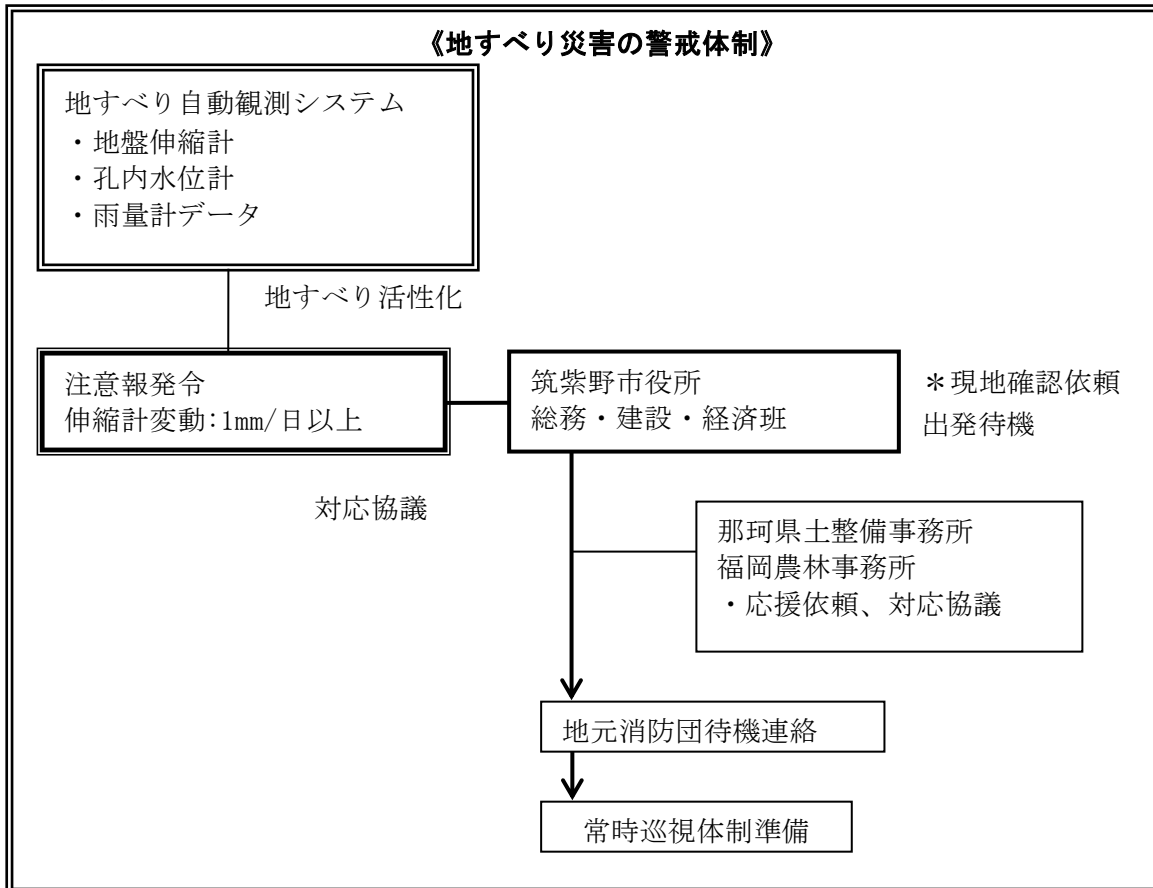
地すべり現象が表れた場合、市はただちに現地において伸縮計等を設置し、以下の対応を実施する。

1) 警戒・避難体制の基準

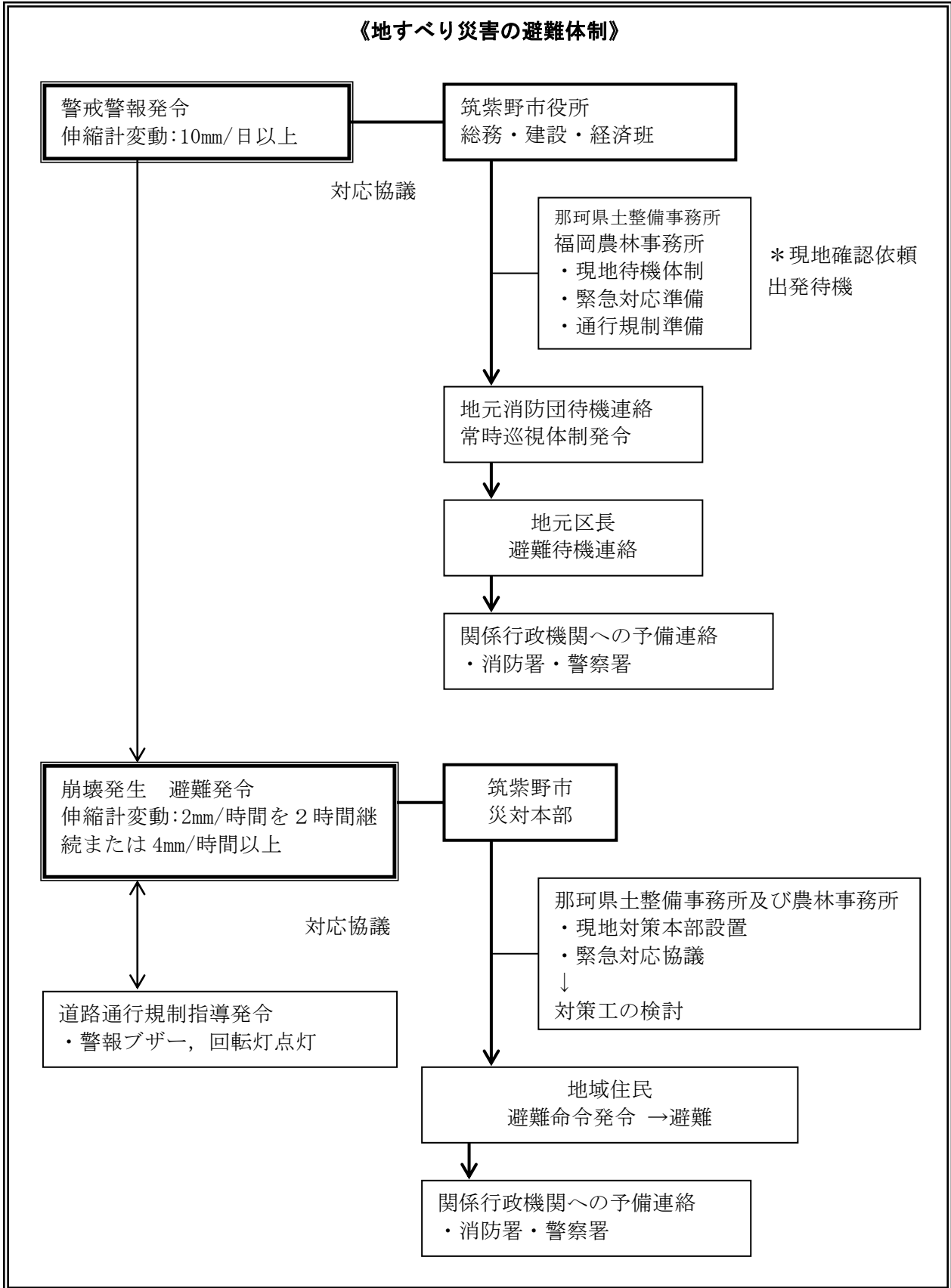
《警戒・避難体制をとる基準：地すべり速度及び前兆現象の危険度》			
警戒体制の基準	要注意	警戒	避難
伸縮計等による基準値	1日1mm以上	1日10mm以上	時間2mm以上を2時間継続または1時間以上4mm以上
前兆現象	地表の凹凸等・家の建て付けの異常値		小崩壊等

資料：地すべり警戒・避難システム（案）（財）砂防・地すべり技術センター

2) 警戒避難体制



《地すべり災害の避難体制》



第3項 災害発生時の報告

1. 災害発生時の報告

- (1) 市は、土砂災害が発生した場合、地すべり・急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（那珂県土整備事務所及び農林事務所）に報告を行う。
- (2) 市は、県（那珂県土整備事務所及び農林事務所）に対する報告の他、本章第5節「被害情報収集伝達計画」により県（消防防災指導課）に被害状況を報告する。

第4項 救助活動

1. 救助活動

市は、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。

- (1) 救出計画の立案
この際、次の事項を配慮した実施計画を樹立する。
 - 1) 被害者の救出
 - 2) 倒壊家屋の除去
 - 3) 流出土砂・岩石の除去
 - 4) 救助資機材の調達
 - 5) 関係機関の応援体制

2. 警察及び消防機関

土砂災害が発生した場合は、市、その他の関係機関と連携し、本章第13節「救出計画」に基づく所要の活動を行うとともに、二次災害防止に必要な警戒警備等の所要の措置をとる。

3. 県

市から、救助活動について応援をもとめられたときは、周辺市町、陸上自衛隊、その他関係機関とともに協力し、救助活動を実施する。

第12節 消防計画

第1項 消防活動の体制

第2項 消防活動の実施

第1項 消防活動の体制

《 基本方針 》

消防組織法第9条の規定により設置された消防機関は、災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

1. 消防機関

災害が発生し、または発生するおそれがある場合における、消防機関の組織運用及びその他活動体制等について、消防計画を定めておく。

また、消防組織法第39条の規定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し消防体制の確立を図るものとする。

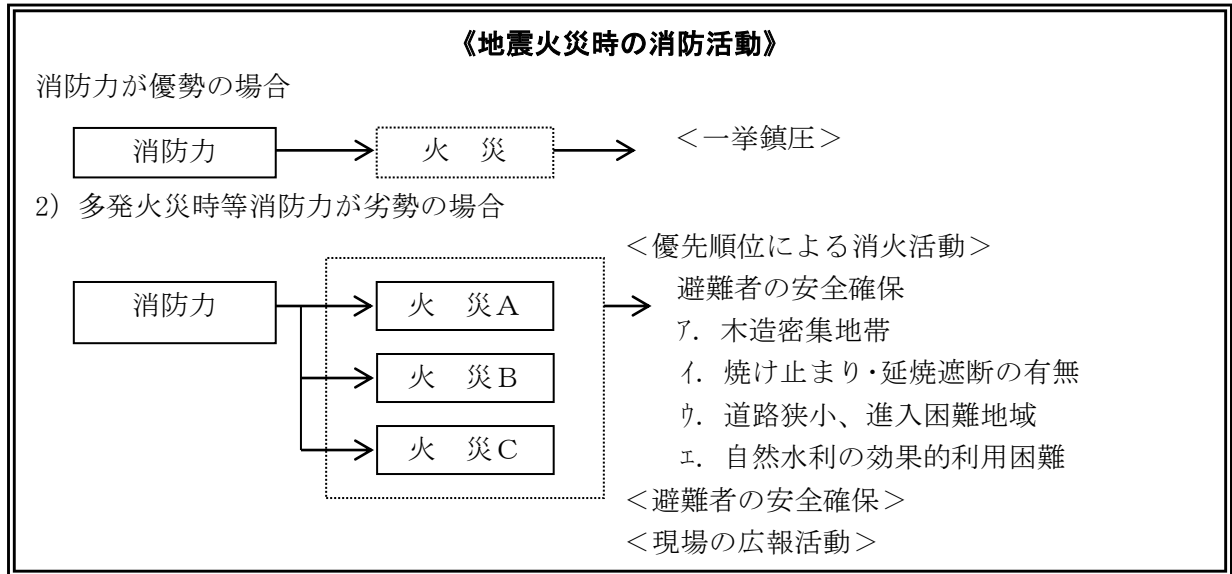
2. 住民及び自主防災組織等の役割

発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

第2項 消防活動の実施

1. 消防活動計画

- (1) 災害発生後の消防職（団）員の初動体制、初期の消防活動のための円滑な情報伝達の実施等に努める。
- (2) 出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行うため、広報の要領等について、その実施計画を確立する。
- (3) 災害発生後は、望楼、ビル等の高所見張、巡回等により火災を早期発見し、初期消火に努めるとともに火災の拡大を防止する。
- (4) 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等が迅速に把握できるよう、情報の収集計画を確立する。
- (5) 災害時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防組織の運用を図るため、消火活動の重点地域を定める。



- (6) 道路、地形、水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。
- (7) 木造建造物の密集地等の火災の拡大危険区域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積、貯蔵地域及び避難地の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火を目標に消防活動を行う。
- (8) 消防機関の相互応援に関しては、震災という特殊災害を想定した相互応援協定を締結する等、消防機関の相互の応援協力体制を強化する。
- (9) 災害時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、河川、池、水路等の自然水利あるいはプール等の効果的な利用を図る。

2. 応援要請に関する計画

市長または消防長は、他の市町消防機関の応援要請を行うときは、次の事項を明らかにし、他の市町村長または消防長に要請する。(後日文書提出)

- (1) 火災の状況及び応援要請理由
- (2) 応援消防機関の派遣を必要とする期間(予定)
- (3) 応援要請を行う消防機関の種別人員
- (4) 市への進入経路及び集結(待機)場所

3. 消防職員、団員の召集

火災その他の災害に際し、必要に応じて別に定める「非常召集規程」等に基づき行う。

- (1) 消防職員にあつては、消防長の命によりこれを行う。
- (2) 消防団員にあつては、消防団長が各分団長を通じて行う。
- (3) 消防隊の出動

消防隊を同時多発火災、その他の災害に出動させるために、「消防隊出動計画」等により、効果的な運用を図る。

4. 住民等の役割

- (1) 住民の役割

発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

- (2) 自主防災組織等の役割

市内の各地区、民間の企業体は自主的に災害の予防、初期消火、消防隊への協力のため自

衛消防隊を編成する。

(3) 自衛消防隊の組織

自衛消防隊の活動は、消防本部及び消防団と緊密な連携をとるとともに災害現場においては、消防署または消防団長の所轄のもとに行動し、住民の生命、財産、身体の救護及び災害の防ぎよ、鎮圧に協力する。

5. 火災連絡系統図

(1) 連絡系統

出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行うため、広報の要領等について、その実施計画を確立する。

(2) 消防信号

洪水、火災及びその他の災害に際し、住民への報知と消防機関の出動の迅速を図るため、消防信号を発する。

6. 防災対策

(1) 火災に対する警防対策

火災防ぎよ活動の主眼は、人命救助、延焼防止とし、延焼拡大の要素がある場合は、現場最高指揮者は消防力の全力を挙げて、延焼を防止する体制をとる。

1) 人命救助

火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動より優先する。現場指揮者は火災現場に到着したら、要救助者の有無を確認し、必要があれば検索を実施する
要救助者があれば、各隊は協力し、救助隊、消防隊、救急隊の連携活動を行い、救助活動に全力を投入する。

2) 火災危険地域の警防対策

木造住宅若しくは飲食店等が密集している進入困難地域で火災が発生した場合、延焼拡大及び人命危険が極めて大であるため、人命救助と火災の延焼拡大を防止する。

3) 火災気象通報発令等異常時の警防対策

巡回広報等を実施し、住民に対してたき火の制限等、火災予防を呼び掛ける。

4) 消防相互応援体制

消防組織法第 39 条に基づき、市と隣接する市町との災害時における応援体制は、消防相互応援協定を締結し、相互に協力を行う。

5) 警察との協力

消防組織法第 42 条により、消防と警察は相互に協力し、住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

7. 大火災等の情報収集及び報告

大火災の災害が発生した場合、災害が発生した地域を次により調査の上、災害対策に必要な情報に意見を添えて県消防防災指導課に報告する。

(1) 調査報告事項

調査報告は、火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める事項とする。

(2) 調査報告に要する基準

火災によって生じた損害が次の基準のうちいずれかに該当する場合は報告（火災即報及び

情報) を行う。

《 報 告 基 準 》

死 傷 者	建築物の焼失面積	損 害 額
死者3人以上、または死傷者10人以上	3,000 m ² 以上	1億円以上

(3) 調査報告の期限

報 告 の 種 類	市の提出期限	備 考
火 災 情 報	発生の日から7日以内	災害報告等取扱要領により報告 すること。
火 災 即 報	即日	

第13節 公安警備・救出計画

第1項 警察の任務

第2項 救出対策

第1項 警察の任務

《 基本方針 》

警察は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連携のもと、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の秩序の維持にあたることを任務とする。

1. 警察の任務【資料編*1 参照】

災害時における住民の生命身体及び財産を保護し、もって社会公共の安全と秩序の維持にあたるため次の処置を講ずる。なお、実施の際の警備体制や方法等は、県警察本部の公安警備計画によるものとする。

(1) 警察の任務

- 1) 情報の収集及び伝達
- 2) 被害実態の把握
- 3) 警戒区域の設定
- 4) 被災者の救出救護
- 5) 行方不明者の捜索
- 6) 被災地、危険箇所等の警戒
- 7) 住民に対する避難指示及び誘導
- 8) 不法事案等の予防及び取締り
- 9) 避難路及び緊急輸送路の確保
- 10) 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- 11) 民心の安定に必要な広報活動
- 12) 関係機関が行う防災活動に対する協力

(2) 警備体制

警察における警備体制及び所掌事務については、警察署長の定めるところによる。

2. 市

市長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、筑紫野警察署長に連絡し、両者は緊密な連携のもとに協力する。

*1 ● 資料 3.13.1 「治安施設（交番・駐在所）一覧」

3. 自衛警備活動

市は、被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、地域の住民組織・自主防災組織等による巡回・警備活動を促進する。

(自主防災組織育成：災害対策基本法第5条の2項)

第2項 救出対策

《基本方針》

市、消防機関及び警察は、相互の協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

1. 実施方法

(1) 対象者

《救出対象者》

災害のため

- ① 身体が危険な状態にある者
 - ア. 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ. 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
 - ウ. 水害の際に流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残されたような場合
 - エ. 山津波や地すべり等で生き埋めになったような場合
 - オ. 登山者遭難の場合
- ② 生死不明の状態にある者
 - ※ 不明の状態にある者とは、行方不明の者で諸般の状態から生存していると推定される者または行方はわかっているが生死が明らかでない者

(2) 救出の期間

《救出の期間》

一般災害の場合	市長が必要と認める期間
救助法適用の場合	災害発生の日から3日以内。(ただし、厚生労働大臣の承認により救出期間の延長することができる(特別基準))

(3) 救出部隊の編成

被災者の救出は、原則として災害救助班が行うものとするが、市災対本部による救出作業が困難なときは、消防機関及び警察に派遣要請をするとともに、合同して救出部隊を編成し救助にあたる。

《救出部隊編成》

通常の場合

- 1) 市災対本部（災害救助班）

派遣要請をした場合

- 1) 消防機関
- 2) 警察
- 3) 陸上自衛隊第4師団第4後方支援連隊
- 4) 県、周辺市町村の職員及び消防団員

2. 住民及び自主防災組織等の役割

地域の住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

第14節 医療救護計画

- | | |
|-----|-----------------------|
| 第1項 | 災害救助法に基づく措置 |
| 第2項 | 医療体制 |
| 第3項 | 搬送体制の確保 |
| 第4項 | 情報収集・連絡体制 |
| 第5項 | 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策 |

《 基本方針 》

市は、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。

第1項 災害救助法に基づく措置

1. 対象者

《医療助産救助対象者》

医療	災害のため医療の方途を失った者 応急的に医療を施す必要のある者
助産	災害発生日以前または以後7日以内に分娩した者で、助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

2. 医療助産の範囲

《医療助産の範囲》

医 療	ア. 診療
	イ. 薬剤、または治療材料の支給
	ウ. 処置、手術その他の治療及び施術
	エ. 病院または診療所への収容
助 産	オ. 看護
	ア. 分娩の介助
	イ. 分娩前後の処置
	ウ. 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給 エ. （病院または診療所への収容） オ. （看護）

3. 救助の期間

《医療助産の期間》	
医療	災害発生の日から14日以内。 ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合や、社会的混乱の甚だしい場合等、災害地の特殊事情によっては、事前に厚生労働大臣の承認を得て、期間を延長することができる。
助産	災害発生の日以前、または以後7日以内に分娩した者に対して、分娩した日から7日以内の期間。 ただし、災害地の特殊事情によっては、事前に厚生労働大臣の承認を得て、期間を延長することができる。

4. 実施方法

《救助の実施方法》	
医療救助	ア. 原則として“医療救護部隊”が実施する。 イ. 重症患者等で医療救護部隊*1では人員、薬品衛生材料等の不足のため、医療を実施できないときは、病院または診療所に移送し治療をすることができる。
助産救助	ア. 医療救護部隊によって実施するが、急を要するときは助産師による助産を実施する。 イ. ア. で困難な場合は、病院、または一般の医療機関により実施する。

第2項 医療体制

1. 医療救護部隊の設置

医療救護は、原則として災害救助班が行うものであるが、重傷病患者等で処理することが困難な場合には、保健福祉環境事務所、医師会及び各医療機関の協力を得て、医療救護部隊を編成し医療救護を実施する。

医療救護部隊の編成の基準は次によるものとする。

《医療救護部隊編成基準》				
医 師	薬剤師	看護師	事務職員	運転手
1～2名	1名	2～3名	1名	1名

各部隊の編成については災害の規模にもより適宜定めるものとする。
 以上の医療救護部隊のみでは対応できないときは、近隣市町村救急病院の応援を求めるとともに、県等に応援を要請する。

2. 救護所の設置

災害時における医療救護部隊の活動が迅速かつ円滑に行われるよう、保健福祉環境事務所長、筑紫医師会長等と協議して適当な救護所を設ける。

傷病者の収容には、臨時に救護所を仮設し、あるいは学校、集会所等の収容可能な施設の確保を図る。

《救護所設置場所》

- ア. 被災者の避難収容所
- イ. 被災地の中心地
- ウ. 被災者の交通の多い地点
- エ. その他適当と思われる地点

3. 医療救護活動

(1) 医療救護活動の実施

市は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療救護部隊の編成により次のような救護活動を行う。

- ア. 傷病度合による選別等
- イ. 医療救護
- ウ. 助産救護
- エ. 死亡確認
- オ. 死体検案
- カ. 医療機関への転送の要否、処置

医療救護部隊は、市長または委任を受けた筑紫医師会等が設置する医療救護所（避難所、災害現場、被災地周辺医療施設等に設置）において医療救護活動を実施する。

(2) 医療機関の動員計画【資料編*1*2 参照】

“災害救助班”は、日赤福岡県支部、医師会及び各医療機関の医療救護について協力をを行う。

1) 応援要請

市の能力では収拾できないときは、筑紫医師会長の協力のもと、周辺地区医師会あるいは最寄りの医療機関へ応援要請を行い、必要に応じて県知事に後方医療活動等（以下「広域支援」という。）を要請する。

- ア. 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の医師、看護師数）
- イ. 必要とする医療救護部隊数
- ウ. 救護期間
- エ. 派遣場所
- オ. 災害の種類・原因等その他の事項

2) 民間への協力依頼

救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における住民の通報連絡、傷病者の移送等について十分な協力が得られるよう各機関の連携を図る。

3) 災害拠点病院

県は、各二次医療圏毎に災害拠点病院を指定しており、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤福岡県支部、消防本部等の関係機関と連携し、医療救護体制を確立する。

なお、緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備活用を図る。

*1 ● 資料 3.14.1 「救急指定病院及び血液センター等」

*2 ● 資料 3.14.2 「市内主要医療機関一覧」

ア. 災害拠点病院

種別	医療圏名	医療機関名
基幹災害医療センター	全医療圏	国立病院九州医療センター 700床
地域災害医療センター	福岡・糸島・筑紫（医療圏）	福岡赤十字病院 509床
地域災害医療センター	福岡・糸島・筑紫（医療圏）	福岡県済生会二日市病院 380床

イ. 各機関団体における救急医療対策の連絡の窓口は次のとおりである。

機関名	電話番号	所在地
福岡県総務部防災危機管理局 防災企画課	(092) 643-3112	福岡市博多区東公園7-7
福岡県保健医療介護部 医療指導課	(092) 643-3274	福岡市博多区東公園7-7
国立病院九州医療センター	(092) 852-0700	福岡市中央区地行浜1-8-1
九州大学医学部附属病院	(092) 641-1151	福岡市東区馬出3-1-1
福岡市こども病院 感染症センター	(092) 713-3111	福岡市中央区唐人町2-5-1
日本赤十字社福岡県支部	(092) 523-1171	福岡市南区大楠3-1-1
福岡県赤十字血液センター	(092) 921-1400	筑紫野市上古賀1-2-1
筑紫保健福祉環境事務所	(092) 513-5610	大野城市白木原3-5-25
筑紫医師会	(092) 923-1331	太宰府市国分3-13-1
福岡県医師会	(092) 431-4564	福岡市博多区博多駅南2-9-30 福岡県医師会館 4F
陸上自衛隊第4師団	(092) 591-1020	春日市大和町5-12
筑紫野警察署	(092) 929-0110	筑紫野市上古賀1-1-1
筑紫薬剤師会	(092) 571-8116	大野城市白木原3-5-31

(3) 医療救護活動の装備【資料編*3 参照】

医療救護部隊の携行する装備は、各編成機関所有の資機材を用いるものとするが、調達不能または不足の場合は、県・周辺市町等の関係機関の協力を得て補給する。

(4) 災害派遣医療チーム（福岡県DMAT、TMAT徳洲会等）への協力体制・活用も検討する。

*3 ● 資料 3.14.3 「医療、助産活動に必要な携行資材一覧」

4. 特定医療対策

(1) 重症度の判定（トリアージタグ）

現地医療班の医師は、優先的な治療を判断するため傷病者を次の段階に区分し、それぞれの救命措置、応急措置を行う。

《重症度の判定》

- ア. 重症.....直ちに生命にかかわる傷病
- イ. 中等症...措置に比較的余裕のある傷病
- ウ. 軽症.....入院加療を必要としない傷病

(2) 特定医療対策

特定の医療情報を必要とする透析患者や控滅症候群（クラッシュ症候群）患者等の難病患者へは、あらかじめライフラインの不通を考慮する等、多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

1) 人工透析患者の対応

全国腎臓病患者連絡協議の「災害対策マニュアル」に基づき、災害時の透析医療体制の確立を目指す。

2) 精神医療

災害時における精神障害者に対する保健・医療サービスの確保とPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応への協力を行う。

(3) 健康対策

災害時における健康や栄養に関する相談や指導等についての対策への協力を行う。

- 1) 保健師による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施
- 2) 栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施
- 3) こころのケアに対する相談・普及啓発

5. 助産

助産は、原則として産科医を構成員とする“医療救護部隊”があたる。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

6. 医療機関等への応援要請

(1) 医療施設の確保

医療救護部隊または市内の病院、診療所等での処理が困難な場合には、災害救助班を通じ県及び隣接市町等の協力を得て、最寄りの収容施設を有する医療機関に収容する。

(2) 医薬品等の調達

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、市内医療機関薬局及び県または近隣市町に協力を求め調達する。

7. 費用の負担

医療救護に要した費用は、救助法の規定に基づき、原則、市が負担する。

8. 補償

出勤した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法及び救助法の規定及び条例に準じて行う。

第3項 搬送体制の確保

1. 傷病者の搬送

多数の負傷者の搬送や人命救助に要する医療救護部隊、医薬品等の物資の迅速な搬送体制の確保が災害時の救急医療において必要である。

このため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防署の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上搬送、及び初動の救護活動において有効なヘリコプターによる広域搬送支援体制の確保を図る。

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。

【自衛隊派遣要請依頼 第3章第7節参照】

2. 拠点病院等への患者搬送体制の整備

被災現場から災害時に対応可能な病院（以下「拠点病院」という。）への患者搬送は、基本的に市（消防機関）が行う。

3. 広域搬送体制の整備

市内の拠点病院で対応できない患者の搬送は、ヘリコプター等による広域搬送体制により、県及び市が緊急搬送機関と連携を図りながら行う。そのため、拠点病院等の周辺の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリポートとして選別しておくとともに、緊急搬送体制を確立しておく。

【災害時臨時ヘリポート 第3章第7節参照】

第4項 情報収集・連絡体制

1. 情報収集・連絡体制

常日頃から救急医療の情報収集と連絡体制の確立に努め、発災時の的確な医療救護活動の実施を図る。

- (1) 災害発生時に、情報収集・連絡体制の連携が可能な救急病院、保健福祉環境事務所、災害拠点病院等との情報交換を行う。
- (2) 拠点病院等の医療機関、医師会、保健福祉環境事務所、警察、消防本部、自衛隊等との情報通信のネットワーク化と連絡体制の確立を目指す。
- (3) 発災後における被災医療機関からの医療機関の被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況等を収集し情報の明確化を図る。
- (4) 報道機関等を活用した住民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供と収集を行う。

第5項 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

《基本方針》

突発的な災害等により、傷病者が短時間で集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるような組織的な救急医療体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

1. 救急医療の対象と範囲

(1) 救急医療の対象

暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象、または大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出、その他大規模な事故等、基本法に規定する災害及びこれらに準ずる災害または事故により傷病者が多数に及ぶ災害による救急医療とする。

ただし、災害発生の場所、医療施設の状況等の実状により、引き下げ、もしくは引き上げる。

(2) 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。

なお、現場での行方不明者の捜索等の措置を含む。

2. 救急医療体制の確立

(1) 医療計画

市は、災害時における救急医療が迅速、的確に実施されるよう関係機関との相互の連絡、協力を万全を期し、活動体制の確立を図る。

(2) 活動体制

- 1) 現地における応急医療施設の設置並びに管理
- 2) 傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
- 3) 日赤県支部に対する出動要請
- 4) 医師会に対する出動要請

第15節 給水計画

第1項 給水計画

第1項 給水計画

《 基本方針 》

市は独自の給水計画を樹立し、市内全域の飲料水を得ることができない被災者に対し飲料水の確保を図るよう努めるとともに、1日1人あたり最低必要量3リットル/日の水を確保できない場合は、県、周辺市町に速やかに応援を要請し、給水活動を迅速かつ円滑に実施する。

1. 給水計画

あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。

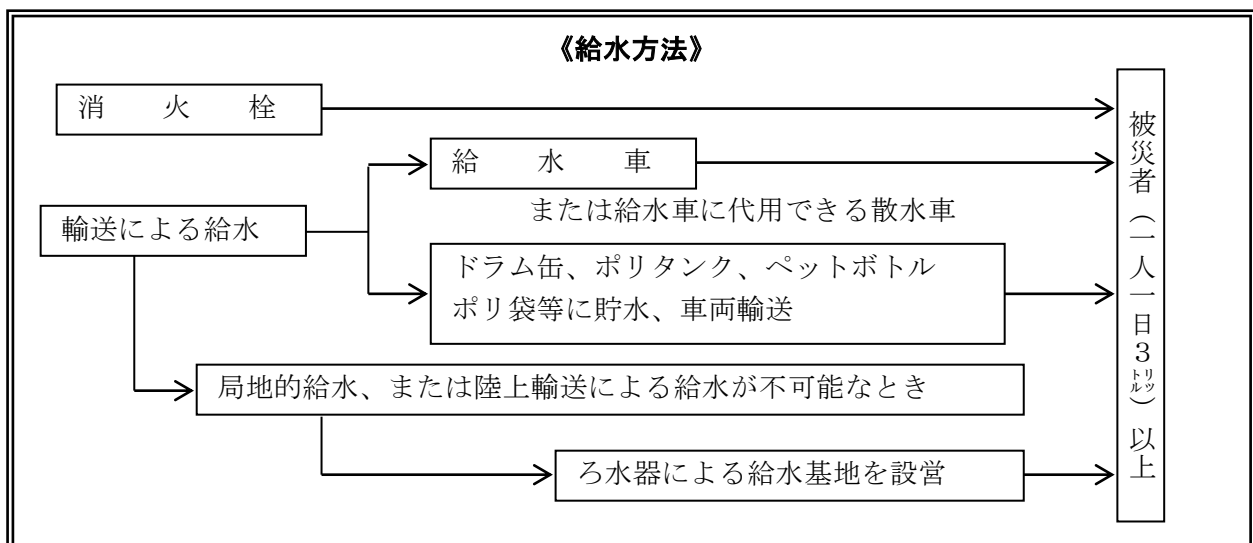
- (1) 給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源地、井戸等の水源の確保に努める。
- (2) 給水に必要なポリ容器、給水車等を確保する。
- (3) 給水に要するポリ容器、給水車等が不足するときは、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。
- (4) 人工透析等最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的な復旧と給水を行うように努める。

2. 対象者

災害のため水道及び井戸等から飲料水を得ることができない者。

3. 給水方法

- (1) あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。



- (2) 飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。給水にあたっては使用する器具は、全て衛生的処理をした後に使用し、末端給水までの適切な箇所において塩素の残留効果を測定する。

※ろ水器による場合は、まず現地において適当な水源を必要とする。

この場合、地表面から水面まで約4m以下位の井戸が適している。

(ポンプのサクシヨンの都合上)

※事前によく塩素、さらし粉、次亜塩素酸ソーダー等で消毒し、井戸替えを行った後、外観等に異常なく、かつ残留塩素が検出されてから、ろ水作業を行い給水を始める。

4. 応急給水用資機材の確保

- (1) 給水車、給水タンク、給水用機械の保有機関の協力を受ける。
 (2) 市のみでは、飲料水の確保、給水等が困難なときは、周辺市町及び県に応援を要請する。

【資料編*1 参照】

《給水の実施基準》

給水の条件	給水量の基準	備考
ア. 飲料水の確保が困難なとき	1人1日あたり3リットル	飲料水のみ
イ. 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水+雑用水14リットル	洗面、食器洗い
ウ. 感染症法により県知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20リットル	イ.+洗濯用水
エ. ウ. の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35リットル	ウ.+入浴用水

5. 給水の実施

- (1) 飲料水の確保及び給水にあたっては、1人1日あたりの給水量3リットル程度を目安とし、必要な容量を確保する。

- (2) その他の給水

給水車、自動車等による搬送給水を開始するまでに、特に飲料水を供給する必要がある場合は、ペットボトルの配布、ヘリコプター等による搬送を要請する。

*1 ● 資料 3.15.1 「給水車・給水用機械・給水タンク保有数量」

第16節 食糧供給計画

第1項 食糧供給計画

第1項 食糧供給計画

《 基本方針 》

災害時において、食糧の円滑な供給は、民生の安定に重要な役割を持っている。被害状況の把握とともに、必要食糧品の確保に努め、要請に応じて迅速に米穀等主食の応急配給、副食品の調達あつせんの措置を講ずるものとする。

本市は、災害時の主要食糧を確保するため、関係業者と連絡を密にして調達可能量の把握と主食の供給、業務の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

1. 食糧供給計画

あらかじめ災害時における食糧供給計画（輸送に関する計画を含む）を策定し、被災者の食糧の確保と供給に努めるものとし、必要な食糧の確保と供給ができない場合は、県及び周辺市町村に対し応援を要請する。

（1） 対象者

《炊き出し、食品供与対象者》

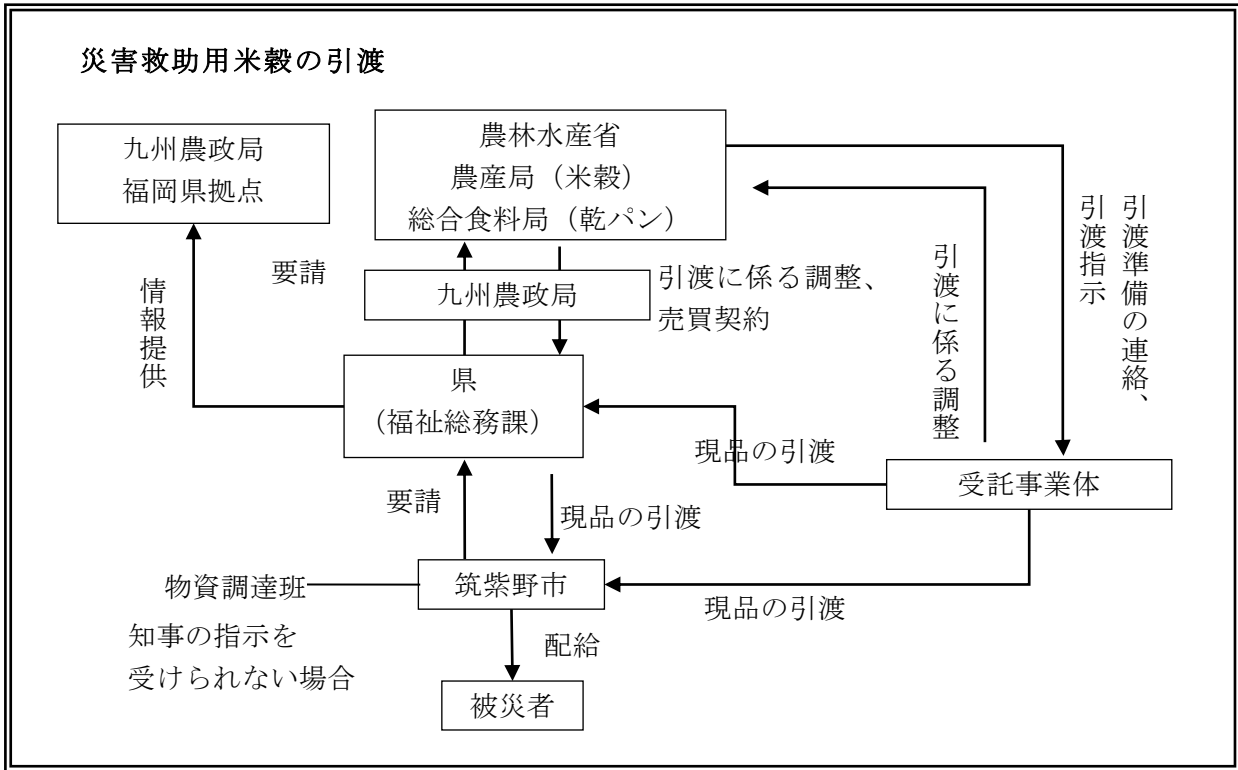
- ア. 避難所に収容された者
- イ. 住家の被害（全焼、全壊、半壊、流出または床上浸水等）により炊事ができない者
- ウ. 旅行者、列車、バスの旅客等であつて食糧の持ち合わせがなく調達できない者
- エ. 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食糧を喪失し持ち合わせのない者
- オ. その他、市長が供給の必要を認めた者

（2） 調達量の把握

“災害救助班”は、避難所及び関係業者と連絡を密にして必要量の把握に努める。

(3) 調達・供給計画

1) 米・乾パン等の配給経路は以下の通りとする。



- 2) 被災状況、避難者数から食糧供給計画を策定し、被災者の食糧確保と供給に努める。
- 3) 必要な食糧の確保と供給ができない場合は、県及び周辺市町に対し応援を要請する。
- 4) 応急食糧の緊急措置【資料編*1 参照】

市長は、通信・交通の途絶等により、知事の指示が受けられない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知、最終改正：令和7年7月31日付け 7 農産第 2125 号農産局長通知）に基づき、九州農政局に対し、直接引き渡しの連絡（要請）を行う。

(4) 食糧の配給

1) 種別

- ア. 炊出し（乳幼児のミルクを含む。）
- イ. 食品配給（一時縁故先等に避難する者に現物をもって3日以内の食糧品を支給する。）
- ウ. 食糧の配給は、被災者が直ちに食することができる現物による。

2) 配給品目及び数量

- ア. 配給品目は、米穀またはその加工品副食品
- イ. 配給数量は、社会通念上（1人1日換算、救助法適用の枠内）の数量とする。

*1 ● 資料 3.16.1 「災害救助用米穀の調達」

(5) 応急配給の方法

1) 主食及び副食の配給

主食及び副食の配給は、“災害救助班”が行うものとし、主食の確保、配給の方法については、災害の規模、状況等に応じ実績に即した措置を講ずる。

2) 食糧の輸送等

食糧の保管と併せ、調達業者に依頼し、輸送・保管計画に基づき実施する。

なお、交通規制や避難所との連携についても考慮しておく。

3) 食糧の備蓄

主要食糧の備蓄は、第2章第12節「災害備蓄物資等整備計画」に定めるところによる。

4) 配給基準

《応急配給に関する数量》		
配給を行う場合	申請手続	精米換算配給量
被災者に炊き出しを行う必要がある場合	市長 ↓ 知事 ↓ 農政事務所長	1人1食あたり200gの範囲内
配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合	同上	1人1日あたり400g
被災地における救助、復旧作業等に従事する者に対し給食を行う必要がある場合	同上	1人1食あたり300gの範囲内で知事が定める数量

(6) 調達・援助された食糧の受入れ、配給のための拠点となる施設の確保

市は、災害が発生した場合において、調達または援助された食糧の受入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。

(7) 炊き出し計画

住家の被害によって自宅で炊事することができない事態となった者、または避難所に収容された者及び災害応急対策要員等に対して一時的に食生活を確保するため、炊き出しを実施する。

1) 炊き出し実施者

市長は、炊き出しの必要を認めるときは、直ちに、学校給食、保育園、調理員、自衛隊等に応援協力を求めて実施する。

2) 炊き出しの方法

- ア. 炊出し及び食品の配給を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。
- イ. 炊出しは、“災害救助班”が奉仕団等の協力を得て行うものとし、市職員が立ち会い、その指示により実施する。
- ウ. 炊出し及び食糧の配給のために必要な原材料、燃料等の確保は、“物資調達班”が行う。
- エ. 炊出し施設は可能な限り学校等の給食施設、または公民館、コミュニティセンター、保育所等の既存施設を利用し、できるだけ避難所、コミュニティセンターと同一施設、または避難所に近い施設を選定して設ける。

- オ. 副食調味料等の調達は、災害時に供給できる事業者へ連絡のうえ調達する。
- カ. 炊出しにあたっては、常に食糧の衛生に留意する。
- キ. 炊出し、その他による食糧の給与は、基準額の範囲内でできるだけ迅速かつ的確に行い、混雑に紛れて配分もれまたは重複支給の者がないように注意する。

3) 炊出しの器材

炊出しは、避難所の位置等を考慮し、学校、公民館等なるべく公共施設を利用し、既設の設備、器材を使用する。なお、適当な場所がないときは、所有者と協議のうえ飲食店または旅館等を使用するとともに、不足する器材等は個人から借上げ調達する。

《炊出しの期間及び注意点》

期 間	ア. 一般災害は市長が必要と認める期間 イ. 救助法適用の場合は災害発生の日から7日以内（期間延長あり。）
注 意 点	災害応急対策要員に対する炊出しと、被災者に対する炊出しは区別する。

第17節 生活必需品等供給計画

第1項 災害救助法に基づく措置

第2項 生活必需品等供給計画

《基本方針》

市は、被災者に対し寝具、被服、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、供給協定を締結する等平素から取扱業者及び調達可能量の把握確認に努め、災害時には速やかな確保と配給に期する。

第1項 災害救助法に基づく措置

1. 対象者

《給貸与対象者》

- ア. 住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水した者
- イ. 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失した者
- ウ. 生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

2. 物資の調達及び配給

(1) 生活必需品の種類

《日用品の種類》

ア. 寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
イ. 被服・衣料品	洋服、作業衣、婦人服、子供服等、肌着、大人用おむつ等
ウ. 保育用品	哺乳瓶、紙おむつ等
エ. 身廻品	タオル、手拭い、靴下、サンダル、傘等の類
オ. 炊事道具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等の類
カ. 食器	茶碗、汁碗、皿、はし等の類
キ. 日用品	石鹸、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等の類
ク. 光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等の類
ケ. その他	

(2) 物資調達先

衣料生活必需物資は、市が一括購入、または備蓄物資から放出し、市長を通じて“災害救助班”が避難所等において分配する。

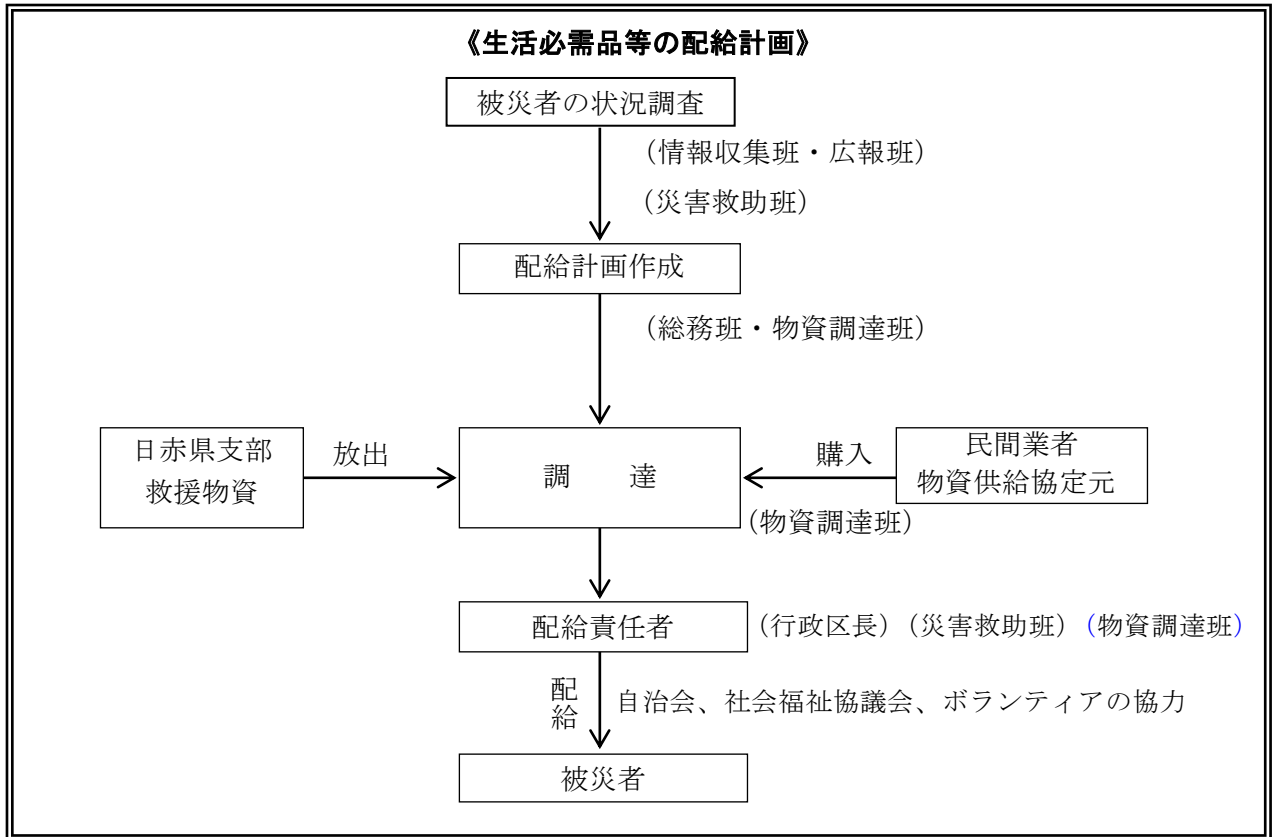
必要量が確保できない場合は県に要請する。

《物資の調達先》

- ア. 日本赤十字社福岡県支部（救援物資）
 - イ. 民間業者（協定締結先含）
- （市で調達が困難な場合、県、その他市町村に要請）

(3) 配給方法

“災害救助班”が配給計画に基づき、区長を通じて、自治会、社会福祉協議会またはボランティアの協力を得て分配する。



3. 給（貸）与期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情があるときは厚生労働大臣の承認を得て、期間を延長することができる。

4. 調達・援助された物資の受入れ、配給のための拠点となる施設の確保

市は、災害が発生した場合において、調達または援助された物資の受入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。

第2項 生活必需品等供給計画

1. 生活必需品等供給計画

あらかじめ生活必需品等供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の生活必需品等の確保と配給に努め、必要量が確保できないときは、県及びその各市町村等に対し応援を要請する。

応援を要請する際は、被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。物資を送る関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

第18節 交通対策計画

第1項 陸上の交通対策

《 基本方針 》

災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）、道路管理者、鉄道事業者等と相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行うため必要な措置を行う。

第1項 陸上の交通対策

1. 被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期発見に努める。

《パトロール時の留意点》

- ア. 法面の土砂や樹木の崩落状況
- イ. 側溝等の流水状況
- ウ. 橋梁の滞留物の状況
- エ. 道路占有物（ガス、水道、電力施設等）の被害状況
- オ. 応急復旧に必要な資機材の判断

2. 交通規制の実施

(1) 実施機関

《交通規制実施機関》

実施責任者		範 囲	根拠法
道 路 管 理 者	国土交通大臣 県知事 市長 西日本高速道路株式会社	1. 道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険である場合 2. 道路についての工事のため、やむを得ない場合	道路法 第46条
	公安委員会	災害応急対策に従事する者、または災害応急対策に必要な物資の輸送を確保するため必要がある場合	基本法 第76条
	公安委員会 警察署長 (区間または期間の短いもの)	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がある場合	道路交通法 第4条 及び 第5条
	警 察 官	道路の欠損、火災の発生その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条

(2) 実施要領

《交通規制実施要領》

道路管理者	ア. 異常気象時に道路の通行が危険であると認められるとき イ. 災害等で交通に危険が予想されるとき ウ. 災害を発見しあるいは通報等で覚知したとき
警察 (公安委員会)	ア. 災害等で交通の安全と円滑が阻害され、またはそのおそれがあるとき イ. 災害時における被災者及び緊急物資の輸送を確保するため

(規制を行うときは関係機関に連絡する。)

3. 交通の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、災害現場や避難所に通ずる道路の確保に努める。この場合、緊急交通路等から優先的に応急復旧を実施する。

《交通の確保策》

- ア. 障害物の除去
- イ. 被災箇所の応急復旧
- ウ. 迂回路の確保

4. 相互の連携・協力

警察（公安委員会）及び道路管理者、鉄道事業者等は、次の事項について、相互に連携、協力し、的確、円滑な災害応急対策を実施する。

- (1) 被災地の実態、道路の被災状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に交換する。
- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等支援部隊の要請。
- (3) 通行の禁止または制限の必要がある場合は、事前に意見を聞き、または緊急を要する場合は事後速やかにその内容及び理由を通知する。
- (4) 市は鉄道事業者から、災害、事故発生時の状況及びその後の運行体制についての連絡・通報・情報等を収集する。

5. 交通規制措置

通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講じる。

- (1) 法令の定めに基づき、道路標識の設置等の必要な措置。
- (2) 迂回路の指定等適当なまわり道を明示して、一般の交通に支障のないように努めるとともに必要な事項を周知させる。

6. 交通処理要領

災害の最も大きい現場地域での措置は次の点に留意して実施する。

- (1) 昼間の場合
 - 災害現場にある数多くの車両を整理し、派生的な混乱を最小限に食い止め、避難者を迅速に危険地域から脱出させるため、次の措置をとる。
 - 1) 被災地周辺では、全車両を一旦停止させ避難路の確保を図る。主要道路では道路の左側に駐

車させ、避難者が道路の中央を通行できるように配慮する。

- 2) 被害軽微な地域では、車両の混雑状況により一部、一方通行方式とし、災害地域方向への車両を遮断し、一般車両はできるだけ迅速に災害地から逃れるように整理する。
- (2) 夜間の場合
- 夜間車両数は減少するが、道路上の障害が十分に把握できず、避難誘導には、相当の困難が伴うため次の措置を迅速に行う。
- 1) 避難者の流れを容易にし、しかも安全に避難させるため、主要交差点に警察官を重点的に配置する。
 - 2) 避難者の不安や動揺を静めるため、照明機器を最大限に活用し、広報活動を活発に行いながら交通整理並びに避難誘導にあたる。

第19節 緊急輸送計画

- | | |
|-----|-------------|
| 第1項 | 輸送対象の想定 |
| 第2項 | 緊急通行車両の確認 |
| 第3項 | 緊急通行車両の事前届出 |
| 第4項 | 緊急輸送等に係る措置 |
| 第5項 | 災害救助法に基づく措置 |

《 基本方針 》

市及び関係機関は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合、被災者の避難及び災害応急対策に必要な人員、物資等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等をあらかじめ定めておき、緊急輸送等の対策を充実するものとする。

第1項 輸送対象の想定

1. 輸送の対象

《輸送の対象》

1) 第1段階

- ア. 救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ. 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ. 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電気、ガス、水道施設、保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ. 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

2) 第2段階

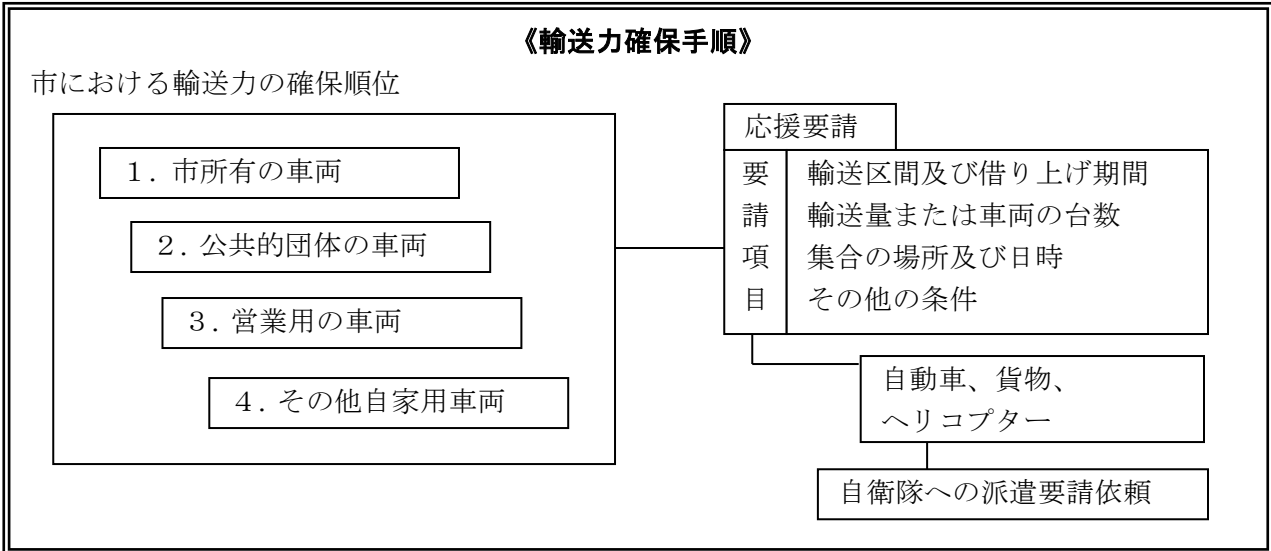
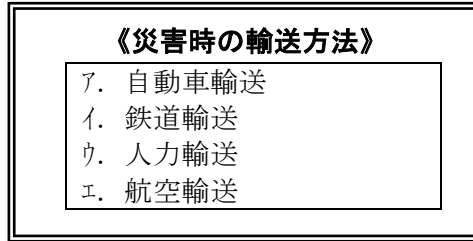
- ア. 上記第1段階の続行
- イ. 食糧、飲料水、その他生命の維持に必要な物資
- ウ. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

3) 第3段階

- ア. 上記第2段階の続行
- イ. 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ. 生活必需品

2. 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、最も迅速、確実に輸送できる適切な方法を用いる。



種 別		確 保 時 の 状 況	依 頼 先 等
自動車	公用車	主たる輸送力として使用	総務班等が配車指示
	営業用他	庁用車のみでは不足する場合	各事業所等
鉄 道	J R	自動車による輸送が不可能なとき 遠隔地から輸送するとき	九州旅客鉄道
航空機	自衛隊	陸上交通が途絶した場合	知事または自衛隊

第 2 項 緊急通行車両の確認

《基本方針》

公安委員会が災害対策基本法第 76 条に基づく通行の禁止または制限を行った場合、緊急輸送のための車両の使用者の申出により、県知事または県公安委員会は災害対策基本法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両確認（証明書及び標章の交付）を行うものとしている。

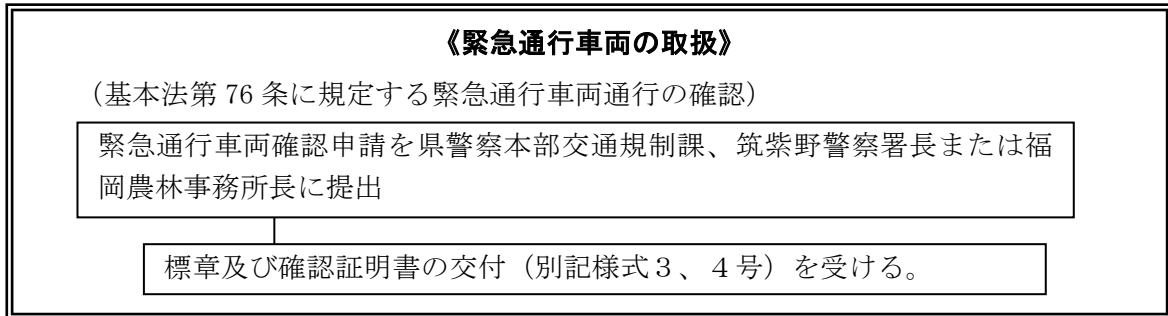
【本章第 18 節「交通対策計画」参照】

1. 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認

災害発生後、救援通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」を、県または県公安委員会の担当部局に提出する。

- 1) 県
 - ア. 福岡県総務部防災危機管理局
 - イ. 福岡農林事務所
- 2) 県公安委員会
 - ア. 県警察本部交通規制課
 - イ. 各警察署交通課



2. 緊急交通路（第2章10節）

◆緊急交通路指定路線

平成22年3月

地域	種別	道路名	距離 (km)	選定理由	予備路線
福岡地域	陸上輸送	九州自動車道	133.6	本州、九州中、南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	本州、九州中、南部方面等からの緊急輸送	九州自動車道
筑豊地域	陸上輸送	国道200号	82.4	本州、九州中、南部方面等からの緊急輸送	国道3号

平成22年度 福岡県地域防災計画書

第3項 緊急通行車両の事前届出

1. 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

(1) 事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次の事項のいずれにも該当する車両とする。

災害時において基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために市が使用する計画がある車両とする。

- ア. 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する事項
- イ. 消防、水防、その他の応急措置に関する事項
- ウ. 被災者の救難、救助、その他保護に関する事項
- エ. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ. 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項
- キ. 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク. 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ. その他災害の発生の防ぎよまたは拡大の防止のための措置に関する事項

2. 事前届出の申請

(1) 申請者

事前届出の申請者は、災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む）。

(2) 申請先

申請に係る車両の使用本拠位置を管轄する警察署または県警察本部交通規制課とする。

3. 申請書類

- (1) 緊急通行車両事前届出書 2通
- (2) 申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類 1通
- (3) 自動車検査証の写し 1通

4. 災害発生時の事前届出車両の措置【資料編*1*2 参照】

事前届出車両について、前記の緊急通行車両の確認申請を受けた県または県公安委員会は、確認に係る審査を省略し、別記様式第 3 の証明書及び別記様式第 2 の標章を直ちに申請者に交付する。

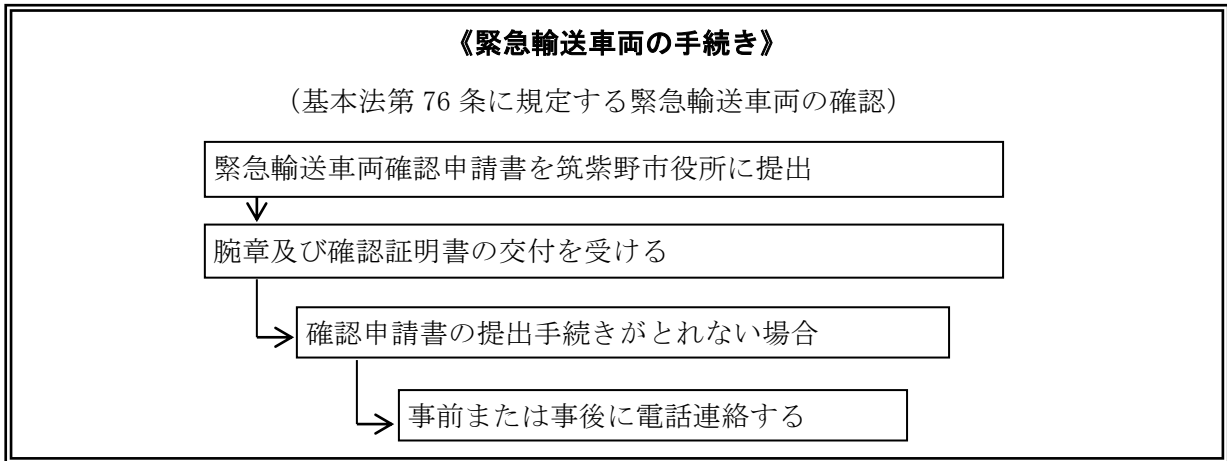
※疎明 ①釈明

②当事者が確からしいという推測を裁判官に生じさせること。または、これに基づき裁判官が一応推測を得た状態。

*1 ● 資料 3.19.1 「緊急通行車両の証明書等（別記様式 1～4）」

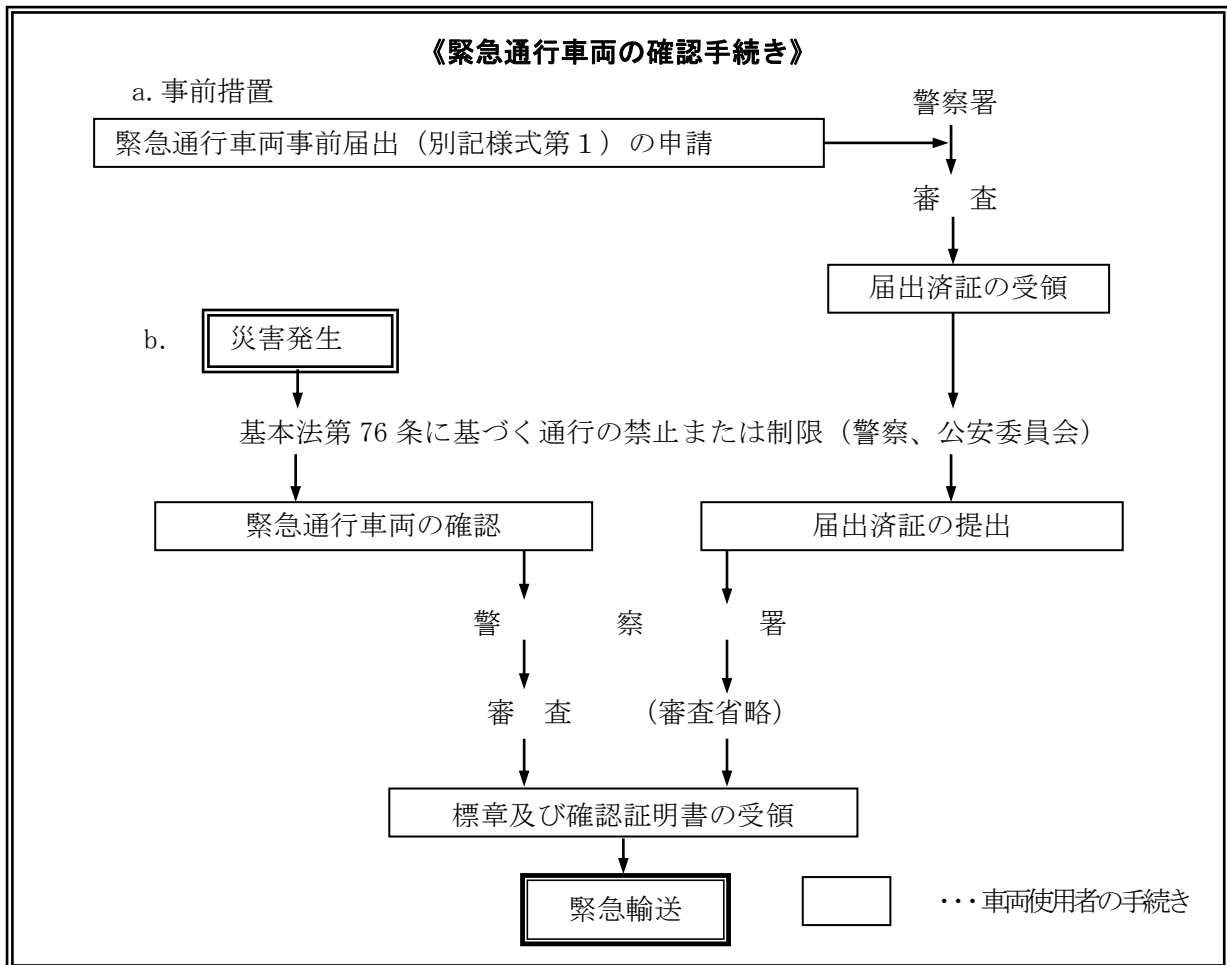
*2 ● 資料 3.19.2 「市有車両確認一覧表」

1) 緊急輸送車両確認申請の手続き



《災害時における交通の禁止及び制限》

第 76 条 都道府県公安委員会は、当該都道府県またはこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、または制限することができる。



第4項 緊急輸送等に係る措置

1. 緊急輸送等に係る措置

(1) 輸送力の確保手順

1) 市有車両等の確保

市は災害時における輸送車両等の運用及び調達については、人員及び物資等の輸送手段の確保をあらかじめ定めておく。

- ア. 車両等の掌握は、“総務班”において行う。
- イ. 各班は、車両等を必要とするときは、総務班に配車を要請する。
- ウ. 総務班は、上記要請があった場合は、車両等の保有状況を考慮のうえ使用車両等を決定し、要請者に通知する。

2) 市有以外の車両等の確保

- ア. 各班は、市有以外の車両等を確保する必要がある場合、“総務班”に車両等の確保を要請する。
- イ. 総務班は、上記の要請があった場合、市有車以外の車両の確保に努める。
- ウ. 市長は、市内で車両等の確保が困難な場合は下記の事項を明示して、周辺の市町または県に協力を要請して車両の確保を図る。

《要請内容》

- ア. 輸送区間及び借上期間
- イ. 輸送人員または輸送量
- ウ. 車両等の種類及び台数
- エ. 集合場所及び日時
- オ. その他必要な事項

第5項 災害救助法に基づく措置

1. 災害救助法に基づく措置

《救助法における輸送の範囲及び期間》

- ア. 被災者の避難
- イ. 医療及び助産
- ウ. 被災者の救出
- エ. 飲料水の給水
- オ. 救助用物資
- カ. 行方不明者の搜索
- キ. 遺体の処理（埋葬を除く。）

当該救助が認められる期間内

第20節 防疫、清掃、食品衛生監視計画

第1項 防疫対策

第2項 清掃対策

第3項 食品衛生対策

《 基本方針 》

市は、被災地域における感染症の予防、環境の悪化を防止するため迅速かつ的確な防疫活動を行うとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行う。

また、被災地域における飲食に起因する危害発生の防止に努め、住民生活の安定を図る。

第1項 防疫対策

1. 防疫体制の強化

“災害救助班“は、保健福祉環境事務所、医師会の協力を得て、防疫班及び疫学調査班を編成し、災害時における感染症の発生の予防等、防疫措置の強化、徹底を図る。

- ア. 感染症法に規定に基づく感染症の発生状況、原因の把握、調査（県業務）
- イ. 感染症法に規定に基づく健康状態の把握、健康診断の実施（県業務）
- ウ. 清掃、消毒の方法の習熟、住民への広報、周知
- エ. 優先地域、優先患者の確認

2. 防疫班及び疫学調査班の編成

班の編成人員については、災害の規模により適宜定める。

《防疫班、調査班の編成》				
区 分	機 関	活 動 内 容	編成基準	
防疫班	筑紫医師会 筑紫保健福祉環 境事務所	消毒、そ族・昆虫 駆除等の防疫活動	衛生技術者	1名
			担当員	2～3名
			助手（事務）	1～2名
調査班	筑紫野市 （環境班・ 災害救助班）	予防及び応急対策 活動（県業務）	医師	1名
			保健師（看護師）	2～3名
			事務	1～2名

3. 災害時の疫学及び健康診断

(1) 実施方法

被災地区住民の健康状態の把握に努める。感染症発生等の疑いがある場合には、疫学調査班を編成し、情報収集に努め、必要に応じて清掃、消毒等を実施する。

《疫学調査活動》		
目 的	方 法	留 意 点
患者の早期発見	被災地域全域での調査活動	発生地域、避難所、浸水地域等を優先
感染症患者の調査	健康診断（必要に応じ実施）	

(患者が発生した場合は、疾病に応じて入院勧告を行う。)

(2) 調査の重点

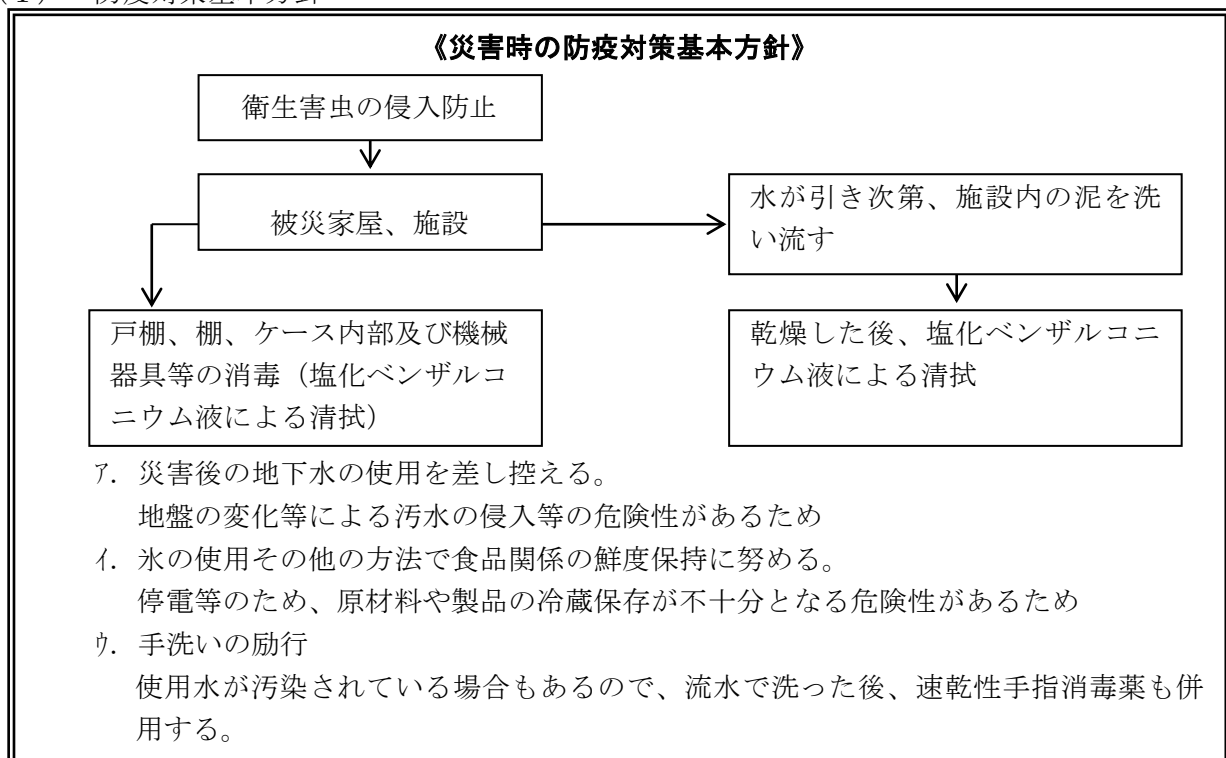
浸水地域における避難所等を優先調査し、順次一般の調査に移行する。

(3) 健康診断

疫学検査の結果、必要があるときは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第17条の規定による健康診断を実施する。

4. 防疫活動

(1) 防疫対策基本方針



(2) 防疫活動

1) 市の災害防疫業務内容

市は、県知事の指導または指示に基づき、防疫活動を実施する。

《市の行うべき災害防疫業務》

- ア. 予防教育及び広報活動の強化
- イ. 清潔方法及び消毒方法の施行
- ウ. そ族、昆虫等の駆除
- エ. 生活用水の使用制限及び供給等
- オ. 避難所の衛生管理及び防疫指導
- カ. 臨時予防接種の実施

2) 消毒方法

《防疫活動における消毒方法》

対 象	消毒場所	消 毒 方 法
飲 料 水	井 戸	濁りがある場合は使用しない。濁りがなくなったら、水質検査により安全を確認し飲用に使用する。 安全が確認されるまで飲用する場合には煮沸する。
	上 水 道	消毒の実施
家 屋 内	炊事場等	泥、ごみ等を排除し、水洗いした後に、塩化ベンザルコニウム液により清拭する。
	床 下 等	クレゾール石鹼液や消石灰を散布するか必要に応じ、泥、ごみ等を排除し、水洗いした後に、塩化ベンザルコニウム液等を散布する。
便槽、浄化槽	便 槽	汚水で満水の場合、汲み取り業者へ依頼する。 (原則消毒不要)
	浄 化 槽	浄化槽にはクレゾールを使用しない。 浄化槽に異常がある場合保守点検業者へ相談する。 (原則消毒不要)
芥溜、溝渠	芥溜周辺 溝 渠	殺菌剤を含む混合乳剤、オルソ剤の散布及び塵芥の焼却 (原則消毒不要)

消毒薬剤所要量及び算出基準

《所要量算出方法》

区 分	薬剤の種類	容量目安	
床上浸水家屋 (全壊、流出を 含む)	消石灰	1戸あたり	0.3 リットル
	混合乳剤	1戸あたり	0.2 リットル
	次亜塩素酸ソーダ	井戸1箇所	0.2 リットル
床下浸水家屋	クレゾール	1戸あたり	0.1 リットル
	混合乳剤	1戸あたり	0.1 リットル
	次亜塩素酸ソーダ	井戸1箇所	0.2 リットル

3) ライフライン寸断時の対応

- ア. アルコール綿、速乾性手指消毒液の配布
- イ. 手洗い用水（ペットボトル）の配布
- ウ. 紙タオル、ウェットティッシュを温め、体の清拭に使用

4) そ族、昆虫等の駆除

知事より、そ族、昆虫駆除の指示を受けた場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第28条に基づいて、それらの駆除を行う。

5) 避難所の防疫指導

避難所は、多数の者を収容するため衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となることが多いので、市は次の措置を実施する。

《避難所における防疫指導》

- ア. 避難所の清掃、消毒方法
- イ. 避難者に対する健康調査の実施
- ウ. 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導
- エ. 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- オ. 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
- カ. トイレの清掃
- キ. 仮設トイレの設置
- ク. 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布
- ケ. 臨時予防接種の実施
（予防接種の必要がある場合「予防接種法」第6条の規定により予防接種を実施する。）

5. 薬剤の調達

薬剤等は、医薬品メーカー、卸売業者から調達または購入するものとするが、緊急の場合は最寄りの薬局等から購入する。

6. 他機関に対する応援要請

被害が甚大なため、市単独での防疫活動が困難な場合には、県、日本赤十字社、医師会、近隣市町等関係機関への応援を要請する。

7. 市に対する指示及び命令（県）

県知事が感染症予防上必要があると認めたときは、災害の規模、態様等に応じ、その範囲及び期間等を定めて、市長に対し次の事項について指示または命令が行われる。

- 1) 感染症法に関する
- 2) 消毒の施行
- 3) そ族、昆虫等の駆除
- 4) 生活用水の使用制限及び供給等
- 5) 臨時予防接種の実施

8. 災害防疫完了後の措置

市は、災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況をとりまとめ、または必要な事項を調査し、県にその都度電話及び文書をもって報告するものとする。

防疫完了の日から 20 日以内に、災害防疫完了報告書を保健福祉環境事務所経由にて知事に提出しなければならない。

(1) 記録の整備

記録は、次の事項について行う。

- 1) 災害状況報告書
- 2) 災害防疫活動状況報告書
- 3) 災害防疫経費所要額及び消毒方法に関する書類
- 4) そ族昆虫等の駆除に関する書類
- 5) 生活用水の供給に関する書類
- 6) 患者台帳
- 7) 災害防疫作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間・実施後の反省、その他参考事項を記載すること。）

第2項 清掃対策

1. 清掃活動

“環境班”が主体となり、被災地域における清掃活動等を適切に処理し、環境浄化に努める。

2. 清掃活動の実施

災害の状況に応じ、次の事項に重点をおき清掃活動を実施する。

(1) ごみ処理収集計画

1) ごみ処理

市または周辺市町等の応援により必要な清掃車を確保し、ごみを収集するとともに、収集したごみは焼却施設において焼却するもしくは分別等を行った上で再資源化する。

なお、ごみの収集、運搬、処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に定める基準に準拠し実施する。

また、倒壊家屋の解体によるがれき等についても、仮置場の確保とそれらに通じる搬送路の選定等について速やかに対処するものとする。

2) 実施方法

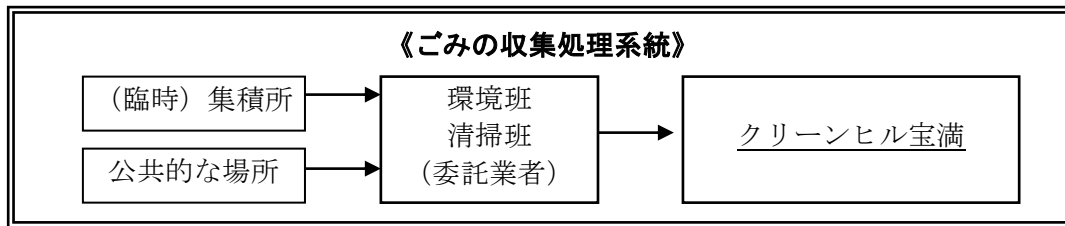
災害時に発生したごみは、住民の協力を得て収集・分別するとともに、環境班が清掃班を編成し、臨時集積所や道路・公園等の公共的な場所について委託業者と連携して収集処理にあたる。収集したごみは、「クリーンヒル宝満（250t/日）」にて処理する。

《清掃班の編成》

塵芥運搬車	1台
作業員	6～8名
器具	スコップ、フォーク、ごみ袋、ほうき他

(1班あたり)

各班の編成については災害の規模により適宜定めるものとする。



- (2) 食物の残渣物を優先的に収集する。
 (3) 処理が困難な場合は近隣市町のごみ処理施設に応援を要請する。

3. し尿収集、運搬及び処理

- (1) 市または周辺市町等の応援により必要なし尿運搬車両を確保し、し尿を収集するとともに、収集したし尿は原則として処理施設により処理する。
 なお、し尿の収集、運搬、処分にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関連法令に定める基準に準拠し実施する。

《し尿処理施設》					
設置者	施設名	型式	処理能力	所在地	TEL
両筑衛生施設組合	両筑苑	低希積 二段 活性汚泥 処理	300t/日	久留米市北野町大字 今山 2399	0942- 78-3290

- (2) 被災地域が広範囲にわたる場合は、一般廃棄物収集業者その他の協力を得て実施する。
 (3) し尿収集処理量、運搬の算出基準

《し尿処理量》	
し尿の収集処理量	被災地域の1戸あたり 市街地：約 400 ㍓ 農 村：約 500 ㍓
し尿運搬車	バキュームカーの1日平均処理能力と所要人員 ・処理量：2t車 約 7.2k ㍓ (1.8k ㍓×4回) ・所要人員：2人

《収集運搬車の能力と所要人員》	
し尿運搬車	バキュームカーの1日平均処理能力と所要人員 ・処理量：3.5t車 約 8.0k ㍓ 1.8t車 約 5.4k ㍓ ・所要人員：各2人
ごみ運搬車	ダンプカー、ロードパッカー車、トラックの 1日平均収集量と所要人員 ・処理量：約 10 t ・所要人員：約 5 人

4. 仮設トイレの設置、確保

避難所等への仮設トイレの設置について、設置場所、数量等を確認し、必要に応じて専門業者、県等に協力を要請する。

5. 応援要請

被害が甚大で自ら処理することが困難な場合には、県を通じて周辺市町の応援を求める。

6. へい獣処理

必要に応じて家畜感染症の予防をするための消毒、その他の衛生処理を実施するとともに、筑紫保健福祉環境事務所長の指示にしたがい、環境衛生上支障のない場所に収集し、または焼却等の方法で処理する。

逸走した危険な動物等の危険防止に努め、関係機関と協力しその捕獲と処理の検討を行う。

7. 愛玩動物への対応

避難者が連れてくる愛玩動物に対して、愛玩動物と避難所で共同生活を行うため敷地内の屋外に専用スペースを設ける。

- ア. 避難所の居室部分には、原則として愛玩動物の持ち込みは禁止とする。
- イ. 持ち込んだ飼い主と協議し、愛玩動物の特性を考慮して専用スペースを設置する。
- ウ. 愛玩動物の飼育及び愛玩動物の飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理する。

第3項 食品衛生・保健衛生対策

1. 食品衛生管理

以下の食品衛生に関する指導を実施する。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">ア. 食品関係営業施設の実体把握及び監視指導イ. 避難所数の把握及び避難所における食品衛生指導及び啓発ウ. 炊き出し施設等の衛生指導エ. 避難所用弁当調整施設等の監視指導オ. 飲料水の衛生確保 |
|--|

2. 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が長期的に使用不可能となり、住民生活において健康及び精神上的なストレスの起因となるおそれがある場合、入浴サービス及び応急仮設風呂を設置する。

(1) 公衆浴場のあっせん

- 1) 市公衆浴場の被災現状の把握
- 2) あっせんの方策

県及び公衆浴場環境衛生同業組合等を通じて、受入れ体制を協議する。

(2) 入浴サービス

1) 市内の大型浴槽を有するスポーツ・レクリエーション施設等が使用可能な場合、施設管理者の協力を求め、入浴サービスを実施する。なお、ライフラインの復旧工事等の見通しが立たず、市内の大型浴槽を有する施設が使用不能となった場合は、隣接市町の大型浴槽を有する施設等に協力を求める。

2) 仮設風呂の設置

市内の大型浴槽を有する施設の利用を図るほか、必要に応じて避難所の敷地内に仮設風呂を設置検討する。

ア. 仮設風呂の設置

仮設施設（大型浴槽、ユニットバス、シャワー施設）の建設は、事業所または自衛隊に要請する。

イ. 給水及び燃料の確保

水道、ガス、電気等のライフラインの復旧工事に併せて、入浴施設への給水及びボイラー等の燃料の供給を給水施設管理者と協議し、移動給水車、燃料輸送可能車等により供給を確保する。

第21節 行方不明者の搜索、処理及び埋葬計画

第1項 災害救助法に基づく措置

第1項 災害救助法に基づく措置

《 基本方針 》

災害による行方不明者、死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期に民心の安定を図るうえからも早急に実施する必要があるため、関係機関、団体と緊密な連絡をとり迅速に実施する。

1. 対象者

《行方不明者の搜索及び收容埋葬対象者》

- ア. 行方不明の状態にある者で、周囲の状態から既に死亡していると推測される者
- イ. 死亡と確認された者

2. 行方不明者の搜索

“災害救助班”が主体となり、搜索部隊を編成し、県、警察、消防、自衛隊等関係機関の応援を得て実施する。第3章第13節「公安警備・救出計画」に準ずる。

3. 遺体の処理

(1) 遺体の見分

災害の際死亡した者については、警察官が遺体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）の規定による見分を行い、遺体見分調書（戸籍法（昭和22年法律第224号）第92条に該当する場合は検視調書）を作成して当該遺体を遺族または市長に引き渡す。

(2) 遺体の処理

“環境班”が主体となり、県・警察等関係機関の応援を得て実施する。

災害の際死亡した者については、その遺族が混乱期のため遺体識別等の措置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合にこれらの措置を行う。

(3) 処理の方法

- 1) 遺体について医師による死因、その他医学的検査を実施する。
- 2) 救助の実施機関である知事または市長（補助または知事により救助事務を行うこととされた場合。）が遺体の一時保存のための施設、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等について現物給付により実施する。
- 3) 遺族が遺体の処理を行う場合は、遺体の処理に伴う薬品、消毒剤等の現物を支給する。

(4) 検視及び医学的検査を終了した遺体について、おおむね次により処理する。

- 1) 遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

- 2) 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合においては、遺体を特定の場所に集め、埋葬等の処置をするまで一時的に市が指定する遺体収容施設に保存する。

《遺体の処理方法》

- ア. 検視
- イ. 遺体の洗浄、縫合、消毒等
- ウ. 遺体の一時保存
- エ. 検案

- ※ イ. ～エ. は、遺族ができないときに市で実施
- ※ 身元を判別し得ない遺体、または短期間に埋火葬することが困難な場合にはそのまま一時保存する。

(5) 遺体収容所の設置とその活動

1) 遺体収容所の設置に関する事前準備

遺体収容所の設置等に関し、次の事項について、あらかじめ、県、警察署及び関係機関と協議し、条件整備に努める。

- ア. 遺体収容所の管理者の指示等、管理全般に関する事項
 - イ. 遺体の搜索及び遺体収容所までの遺体搬送に関する事項
 - ウ. 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
 - エ. 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- 2) 遺体を一時的に保存する施設として、災害発生箇所、災害の規模等により、当該災害時に使用しない指定避難所を、遺体収容施設として開設する。

(6) 身元不明の遺体に対する措置

漂流遺体等で身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定によって処理する。

4. 救助法適用期間

《行方不明者の搜索及び埋葬の期間》

ア. 遺体の搜索	災害発生の日から10日以内（ただし、現に遺体を搜索する必要がある場合は、厚生労働大臣の承認により期間の延長あり。）
イ. 処理	
ウ. 埋葬	

5. 遺体の収容埋葬

(1) 実施者

“環境班”が主体となり、県、警察等関係機関の応援を得て実施する。

(2) 遺体の埋葬方法

- ア. 被災地域以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人として取り扱う。
- イ. 身元不明の遺体については、警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- ウ. 死亡者が多数のため、市内の遺体搬送車及び火葬場に対応できない場合、近隣市町への協力要請により広域的に必要な数の確保を図る。

《遺体の埋葬方法》

実施する場合	方 法
ア. 災害時の混乱の際に死亡した者	ア. 原則として火葬とする。
イ. 災害のため埋葬を行うことが困難な者	イ. 埋葬、納骨に必要な物資等は現物支給
ウ. 緊急に避難を要するため、遺族が時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難な者	
エ. 墓地または火葬場が浸水または流失し、個人之力では埋火葬を行うことが困難な者	

(火葬場で処理できない場合には隣接市町の協力を得る。)

(3) 車両、必要資材の確保

収容埋葬に必要な車両、資材は、市内関係業者の協力を得て、“環境班”、消防署、保健福祉環境事務所等で確保する。

《遺体収容埋葬資材》

必 要 資 材	所 管
非常用担架	消防署
遺体安置用シート、棺、骨壺	環境班
遺体消毒用品	病院 保健福祉環境事務所

(4) 火葬処理施設

施 設 名	所 在 地	炉数	T E L
筑慈苑	大字山家 3745-1	12	092-926-1892

第22節 障害物の除去計画

第1項 障害物の除去計画

《 基本方針 》

市は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、または二次災害を防止するため、住家、またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路、河川等の障害物の除去を行う。

第1項 障害物の除去計画

1. 障害物の除去計画

- (1) 市は、山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家または周辺に運ばれた障害物の除去を行う。市で措置できない場合は県等へ応援を要請する。
- (2) 河川等の障害物の除去は、河川等の管理者が行う。

2. 障害物除去の対象

- (1) 対象者
救助法に基づく障害物除去の対象は、おおむね次のとおりとする。

《障害物除去の対象》

- ア. 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- イ. 日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運び込まれたとき
- ウ. 自らの資力によっては除去ができないものであること
- エ. 住家が半壊または床上浸水したものであること
- オ. 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること
(対象戸数は、半壊・床上浸水世帯数の15%以内、ただし、市町間で融通可)
- カ. 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること

3. 障害物除去の方法

- (1) 市は、自らの組織、労力、機械器具を用い、または土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (3) 必要資機材を現物供与する。
- (4) 期間
災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は厚生労働大臣の承認（特別基準）を得て延長する事ができる。

《障害物除去の期間》

期 間	災害発生の日から 10 日以内
-----	-----------------

4. 資機材、人員の確保

市は、スコップ、ロープその他障害物除去に必要な資機材及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達する。

5. 除去した障害物の処理

可燃物は、原則として市長の指示する処理場で処理する。

やむを得ない場合は、市長の指示する公有地等に一時的に集積し、焼却施設で処理する。

また、不燃物は市の不燃物処理施設で処理する。

6. 障害物保管等の場所

- (1) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- (2) 道路交通の妨げとならない場所を選定する。
- (3) 工作物等を保管した場合は、保管をはじめた日から 14 日間、工作物名、その他必要事項を公示する。

第23節 文教対策計画

第1項 学校教育対策

第2項 文化財応急対策

《 基本方針 》

災害の発生時における児童、生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処置等の措置を講ずる。

第1項 学校教育対策

1. 実施責任者

災害発生後の措置、応急対策を迅速に行うため、市災対本部、教育委員会及び各学校間の通報連絡を密にしなければならない。

- (1) 小学校及び中学校、その他の文教施設の災害対策は、市長が行う。
- (2) 児童及び生徒に対する応急措置等は、市教育委員会が行う。

なお、救助法が適用されたとき、または市で実施することが困難な場合は、知事及び県教育委員会、関係機関の協力を求め、適切な措置をとる。

2. 児童、生徒の安全確保

《児童、生徒の安全確保》

- ア. 休校措置（災害発生のおそれがあるとき、また発生したとき）
- イ. 保護者または教員が引率しての登下校（避難）
- ウ. 安全な通学路（避難路）、避難所の周知徹底

3. 文教施設の確保

《文教施設の確保対策》

- ア. 被害施設、箇所の速やかな応急修理
- イ. 屋内体育館、講堂等の利用（一部使用不能の場合）
- ウ. 公民館、寺院等公共施設の利用（多くの施設が使用不能の場合）
- エ. 応急仮校舎の建設

※公民館、寺院等での応急教育は、教育委員会及び各学校と協議の上、あらかじめ確保する場所で行う。

4. 応急教育の実施

(1) 施設の確保

近隣の学校から借用した教室、またはその他の施設で実施する。

(2) 実施方法

学校または児童及び生徒が災害にあつて正常な授業ができない場合は、校長は教育委員会の指示の下、次の方法で応急教育を行う。

《応急教育の実施方法》

教育委員会の指示により

- ア. 臨時に学級を編成する。
- イ. 教室を分散しての出張授業
- ウ. 休校しての自宅学習及び巡回指導

5. 教科書、学用品等の調達及び配給

各学校は、児童及び生徒の学用品の被害があつた場合は、その被害の種類、程度、数量等を速やかに教育委員会へ届けるとともに、次の方法により応急措置をとる。

《教科書、学用品等の調達、配給方法》

教科書、文房具 通学用品	教育委員会を経て、救助法に基づく給与申請
その他の教材	管内の各学校、その他機関への救援要請

※ 学用品の給与は小学校児童及び中学校生徒に限る。

6. 学校給食等の措置

給食施設が被災した場合は、環境衛生の確保に留意して、応急修理、代替施設の確保等給食に支障がないよう措置する。

また、次の場合には児童生徒への給食を一時中止する。

《学校給食の一時中止》

- ア. 学校給食施設が災害救助のため使用される場合
- イ. 給食施設の被害のため、給食実施が不可能な場合
- ウ. 感染症その他の疾病流行で、危険が予想される場合
- エ. 給食用物資の入手が困難な場合
- オ. 給食の実施が適当でないと考えられる場合

7. 教育実施者の確保

教育実施者の被災等により、通常の授業を行えない場合の応急措置として、次の要領により教育実施者を確保する。

《教育実施者の応急確保策》

- ア. 臨時学級編成による教育
- イ. 近隣学校等からの応援
- ウ. 現職に携わっていない教員免許所有者の臨時採用については県教育委員会と協議の上確保に努める。

(当該学校は、直ちに教育委員会に連絡する。)

8. 学校の衛生管理

災害を受けた学校及び避難所等に使用された学校は、関係機関との緊密な連絡のもと、次の事項を励行し、感染症発生等の事故防止に努める。

(1) 校舎内外の清掃

《校舎内外の清掃時の留意点》

- ア. 建具等を移動し、乾燥しやすくする。
- イ. 建具、床板等はよく清掃し、なるべく消毒薬で拭浄する。
- ウ. 便所はよく清掃した後消毒する。

(2) 飲料水

《飲料水の使用法》

水道水	なるべく煮沸して使用
井戸水	消毒したもので煮沸して使用

(3) 保健管理、指導

《保健管理、指導の要点》

- ア. 疾病の早期発見、早期治療
- イ. 保健指導の強化

(4) 調理従事者の保健管理指導

《調理従事者の保健管理、指導の要点》

- ア. 健康診断の実施
- イ. 下痢のある者の従業禁止及び検便の実施
- ウ. 身体衣服の清潔保持、手洗いの励行

(5) 感染症集団発生の際の処理

《感染症発生時の処理要領》

- ア. 学校医、教育委員会、保健福祉環境事務所への連絡及び患者の万全な措置
- イ. 健康診断、臨時休校、消毒等による予防措置
- ウ. 保護者や他の関係者への集団発生状況の周知及び協力要請
- エ. 児童及び生徒の食生活についての注意及び指導

第2項 文化財応急対策

1. 文化財応急対策

- (1) 文化財が災害をうけたときは、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、その結果を市教育委員会に報告する。
- (2) 被災文化財の被災拡大を防止するため、市教育委員会と連絡調整し応急措置を講ずる。

第24節 応急仮設住宅建設等計画

第1項 仮設住宅・住宅応急修理体制

《 基本方針 》

災害時における応急住宅対策は、被災住宅の居住者に対して救助法を適用した場合には、一時的には公共施設等を利用して避難所へ収容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに被災住宅の応急修理等を実施する。

第1項 仮設住宅・住宅応急修理体制

1. 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

- (1) 応急仮設住宅の建設
 - 1) 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。
 - 2) 救助法が適用され、知事により救助事務を行うこととされた場合、または知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。
- (2) 住宅の応急修理
 - 1) 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。
 - 2) 救助法を適用され、知事に救助事務を行うこととされた場合、または知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

2. 対象者

《応急住宅供与対象者》

災害のため

- ア. 住家が全壊（焼）または流出した者
- イ. 居住する住家がない者
- ウ. 自らの資力では住宅を確保することができない者
- エ. 災害地における住民登録の有無は問わない。

《住宅応急修理対象者》

災害のため

- ア. 住家が半壊（焼）し、当面の日常生活が営み得ない状態の者
- イ. 自らの資力では応急修理をすることができない者

自らの資力で住家を得ることができない者とは、災害前の住宅を復旧することは勿論、仮設住宅程度のもも確保できない者である。したがって相当額の預貯金または不動産がある者、あるいは親せき知人等から一時的に借金をし、それを返済していけば住宅の再建ができる者は、この制度の対象とならない。この他、例示すれば以下の通りである。

- (1) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- (2) 特定の資産のない失業者
- (3) 特定の資産のない母子世帯

- (4) 特定の資産のない高齢者、傷病者並びに障害者
- (5) 特定の資産のない勤労者
- (6) 特定の資産のない小企業者
- (7) 前各号に準ずる経済的弱者

《仮設住宅供与の要点》

- ア. 応急仮設住宅に収容する入居者の選考にあたっては、必要に応じ、民生委員の意見を聴取する等、被災者の資力や他の生活条件を十分に調査する。
- イ. 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅のあっせん等を積極的に行う。

3. 応急仮設住宅の建設計画（救助法の適用）

《応急住宅建設要領》

設置場所	飲料水、衛生環境、交通の利便を勘案のうえ、原則として公有地。それが困難なときは県または私有地（所有者と協議）。
設置規模	1戸あたり29.7㎡（9坪）以内（救助法基準限度額対象面積）
設置費用	国が示す限度額を基本とする。
着工期間	災害発生日から20日以内に着工（厚生労働大臣の承認を得て期間の延長あり。）
供与期間	完成の日から2か年以内

4. 住宅の応急修理計画（救助法の適用）

《住宅の応急修理要領》

修理費用	国が示す限度額以内
修理期間	災害発生日から30日以内（厚生労働大臣の承認を得て期間の延長あり。）

5. その他の収容施設の設置

野外収容施設（テント借上、プレハブ、公共建物）は、応急仮設住宅を設置するまでの間、臨時的に設置する。

6. 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の供給は、あらかじめ締結した建設業者等から必要に応じて調達する。

7. 公的住宅のあっせん

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、関係機関等への協力要請を行った上で、県等が管理する公営住宅・公的住宅等への被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

第25節 要員確保計画

第1項 労働力等確保の手段

第2項 公共職業安定所等の労働力確保

《 基本方針 》

災害応急対策を実施するにあたって、市災対本部員及び奉仕団員等の動員のみでは労力的に不足するとき、及び特殊的な作業のため技術的な労力が必要なときのために、平常時から必要な労働者を把握し、要請がありしだい、速やかな対応ができる体制づくりに努める。

第1項 労働力等確保の手段

1. 労働力等確保の手段

(1) 労働者の要請

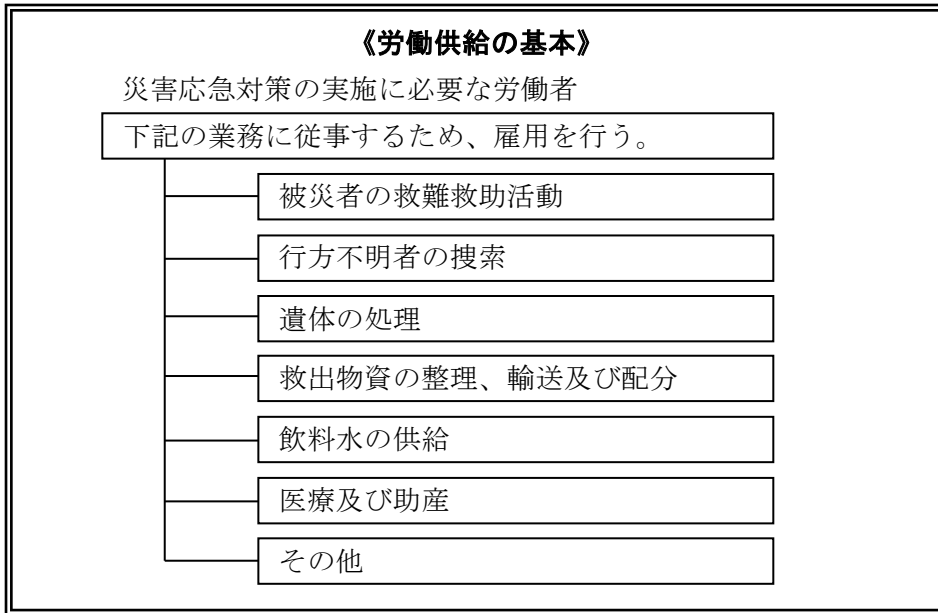
災害対策を実施するための必要な労働者等の確保は、次の方法による。災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- 1) 災害対策実施機関の関係者等の動員
- 2) 日赤奉仕団
- 3) ボランティアの協力動員
- 4) 公共職業安定所による労働者のあっせん
- 5) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- 6) 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

(2) 要員確保

各班は、労働者の確保が必要な場合は、“総務班”へ依頼する。

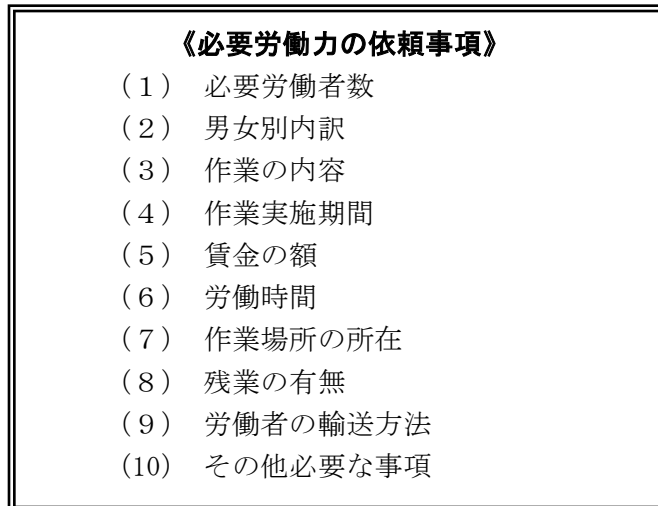
2. 必要な作業種別



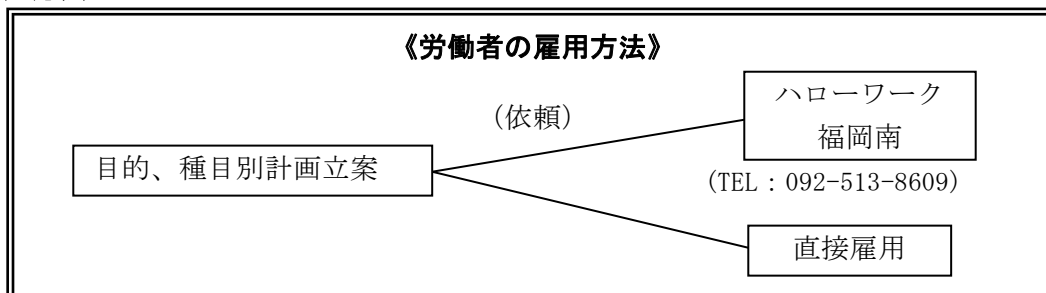
第2項 公共職業安定所等の労働力確保

《基本方針》

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要労働者の紹介あっせんを依頼するものとし、公共職業安定所は、災害対策実施機関の要求に応じ、必要な労働者の紹介あっせんを行う。



1. 雇用方法



2. 賃金

(1) 賃金

《賃金の支払い基準》

- ア. 公共職業安定所管内における業種別標準賃金（原則）
- イ. 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定
- ウ. 救助法が適用された場合、法の規定する賃金

(2) 支払方法

《賃金の支払方法》

- ア. 毎日支給が原則
- イ. 公共職業安定所と雇用機関の協議によって決定
- ウ. 現場に近いところで労働者に直接支給

第26節 ボランティア応急活動計画

第1項 ボランティアの活動環境等の整備

第2項 ボランティア応急活動

《 基本方針 》

大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想される。

このような場合、様々な災害応急対策の的確な実施を図るため、ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、関係団体との連携のもと、受入体制の整備などボランティアの環境活動の整備に努めるものとする。

第1項 ボランティアの活動環境等の整備

1. ボランティアの受入体制の整備

市は、市社会福祉協議会、県、日本赤十字社及び関係団体と協議し、ボランティアの受入れに関する実施計画、ボランティア受入体制の整備等（災害時における現地災害ボランティアセンターや連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、センター運営マニュアルを作成するなど、ボランティアの円滑な受入れに努めるものとする。

2. ボランティア活動の環境整備

市は、災害時におけるボランティア活動の円滑な実施が図れるよう、活動拠点や資機材等の活動環境の整備に努めるものとする。

3. ボランティアリーダー・コーディネーターの育成・支援

- (1) 市は、講習会、防災訓練を通じてそれぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努めるものとする。
- (2) 市社会福祉協議会は、災害ボランティアリーダー等の育成、活動マニュアルの作成など、災害ボランティアの育成・支援に努めるものとする。

4. 民間団体の活用計画

災害時において民間団体活用の必要が生じたときは、市長は民間団体に対し次の事項を示して応援協力を求め、応急対策にあたる。

《民間団体の組織と活動内容》		
被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
行政区	ア. 応援を必要とする理由	ア. 被災者に対する炊出作業
自主防災組織	イ. 作業の内容	イ. 被災者に対する救出作業
土木建築業者	ウ. 従事場所	ウ. 救助物資の輸送配給作業
農業協同組合	エ. 就労予定時間	エ. 清掃防疫援助作業
商工会	オ. 所要人員	オ. 被害状況の通報連絡作業
その他の団体	カ. 集合場所	カ. 応急復旧作業現場における 軽備な作業
	キ. その他参考事項	キ. その他必要とする作業

第2項 ボランティア応急活動

1. ボランティア活動の内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

- 1) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 2) 避難所の運営
- 3) 炊き出し、その他の災害救助活動
- 4) 高齢者、傷病者等の看護
- 5) 被災地の清掃及び防疫
- 6) 軽易な事務の補助
- 7) アマチュア無線による情報の収集、伝達
- 8) その他、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 9) 上記に類する業務及び災害救助活動に関して専門技能を要する業務

なお、活動内容の選定にあたっては、ボランティアの意見を尊重して決定する。

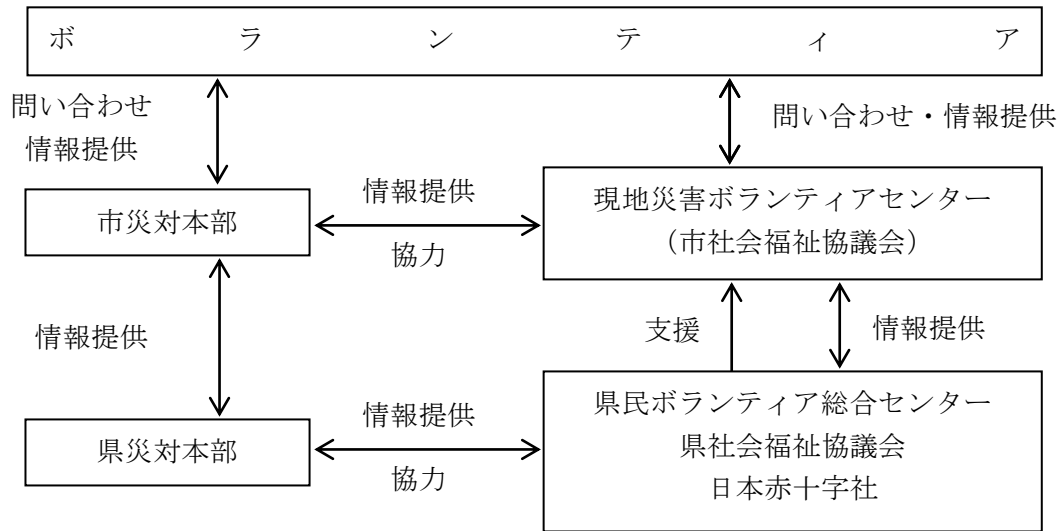
2. 受入窓口の開設

市社会福祉協議会は、市と連携し、被災地でのボランティアの受付、登録、活動分担、活動内容の調整を行うため、関係団体と協力して、現地災害ボランティアセンターを開設するものとする。

3. ボランティアへの情報提供及び活動支援

- (1) 市災対本部は、現地災害ボランティアリーダーと連携し、必要な人員、分野、集合場所等の被災地における。ボランティアへのニーズを把握し、県災対本部へ情報を提供するものとする。
- (2) 市災対本部または現地災害ボランティアセンターは、必要なボランティアの募集を行い、地域内外からのボランティアを窓口において受け入れるとともに、必要に応じ、活動の拠点、資機材等を提供し被災地での活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

《災害ボランティア活動に係る連携図》



第27節 義援金品配分計画

第1項 義援金品配分計画

第1項 義援金品配分計画

1. 義援金品配分計画

一般県民及び他都道府県民から災害にあつてに寄託された義援金品の配分は次により行う。

(1) 受付方法

《義援金品の受付要領》			
ア. 受付期間は、おおむね災害発生の日から1か月以内とする。			
イ. 住民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて行う。			
ウ. 義援金品は、特に被災地あるいは被災者を指定しない。			
エ. 義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。			
オ. 受付期間は、義援金の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。			
《受付帳簿の様式》			
義援金品受付状況報告		(機関名)	
受付月日	金 額	寄 贈 者	
	(品名、数量)	氏 名	住 所

(2) 配分方法

義援金品の配分は次の基準により、副市長を委員長とする義援金品配分委員会を開催のうえ決定する。ただし、配分委員会が特に必要があると認めた場合は、この基準によらないことができる。

1) 対象者

《義援金品配分対象者》
ア. 死者、重傷者（義援金のみ）
イ. 全壊（焼）世帯
ウ. 流失世帯
エ. 半壊（焼）世帯
オ. 床上浸水世帯

2) 配分基準

《義援金配分基準》		《義援品配分基準》	
区分	配分比率	区分	配分比率
死者	10	全壊（焼）世帯	3
重傷者（3か月以上の治療）	5	半壊（焼）世帯	2
重傷者（1～3か月の治療）	3	床上浸水世帯	1
全壊（焼）流失世帯	2		
半壊（焼）世帯	1		
床上浸水世帯	1		

第28節 公益事業等施設災害対策計画

第1項 電力施設災害対策

第2項 ガス施設災害対策

第3項 通信施設災害対策

第1項 電力施設災害対策

《 基本方針 》

災害時において、電気施設等を災害から保護するため各種対策を行うとともに、速やかな応急復旧の作業により電力の供給確保に努める。

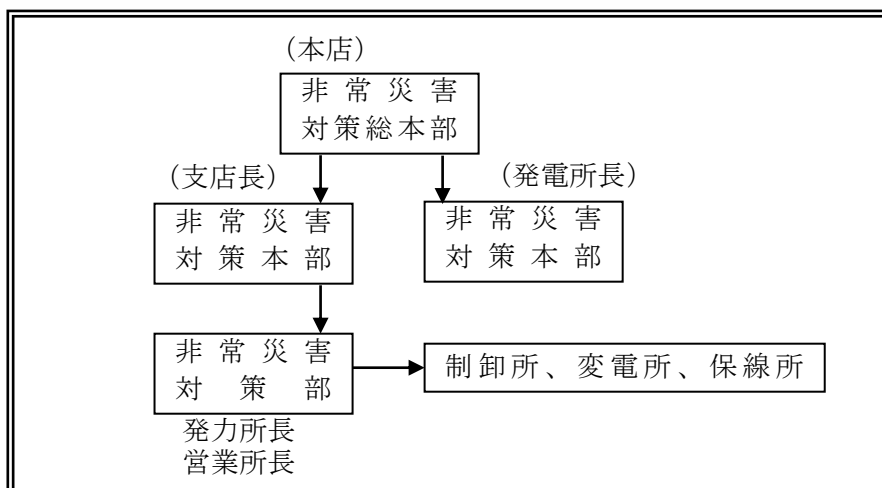
1. 電力施設災害対策（九州電力株式会社）

（1） 防災活動体制

平常時における電気事故の復旧については、日常業務組織における諸種の規制により運用を図っているが、広範囲、しかも甚大な被害を及ぼすおそれのある災害に対しては、特に情報連絡、防災体制及び復旧の迅速化、一元化を図るため防災活動体制について次のように定める。

1) 防災組織の構成

非常災害のおそれのあるときは、直ちに支店及び発電所に非常災害対策本部（以下「本部」という。）、電力所及び営業所に非常災害対策部（以下「対策部」という。）を設置する。



- 2) 指令伝達及び情報連絡
 - ア. 本部及び対策部が設けられたときの非常災害に関する指令及び情報の連絡は、すべて本部及び対策部が行うものとする。
 - イ. 本部には関係課長または、関係課長が指名したものが常時在室し、対策部及び各事業所長と緊密な連絡を保つものとする。
 - 3) 対策部の実動体制

対策部は実情に即した実動について次の事項の細則を定め、災害対策についての活動の万全を期するものとする。

 - ア. 気象状況の調査並びに伝達
 - イ. 通信回線の構成
 - ウ. 現業機関との連絡指示
 - エ. 非常呼集並びに復旧要員の編成
 - オ. 復旧資材、車両等の手配及び整備
 - カ. その他非常対策準備手配
 - 4) 社外に対する連絡

本部が設置された場合の社外との防災活動に対する協力及び連絡等の窓口は本部で行う。
- (2) 災害に関する指令、情報の伝達方法
- 1) 社内の伝達ルート
 - ア. 災害に関する指令等の伝達は本部設置とともに各対策部間に直通回線を構成する。
 - イ. 保安主幹通信回線は、無線及び電力線搬送をもって回線網を構成しており、それぞれ迂回ルートを構成することも可能であり、災害時においても最も信頼できるものであるが、状況によっては、公衆電話、非常無線等を利用する等連絡の確保に努める。
 - 2) 社外との通信施設利用の協力について

社外からの通信施設の利用の申出には、当社の利用に差し支えない限り協力する。また、当社通信施設が不通の場合は、必要に応じ日本電信電話㈱、警察電話等の機関の通信施設の利用を依頼する。
- (3) 応急対策要員の確保
- 災害の発生に備えて迅速な応急処置または復旧工事が出来るよう、次のように応急対策要員の確保につとめる。
- 1) 対策部内動員計画
 - ア. 応急対策要員の人名、住所及び連絡方法を確保しておく。
 - イ. 準備体制または非常体制が発令された場合は防災体制組織に応じ非常呼集を行い、応急対策要員の編成を行うとともに請負業者の応援体制を確立する。
 - 2) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報、その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
 - 3) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄りの事業所に出動し、所属する対策組織に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。
 - 4) 市外及び社外の応援計画
 - ア. 本部及び対策部は支店及び各事業所の要員の実態を把握し、地区間の応援等について動員体制を確立する。
 - イ. 災害が発生した場合はその地区の社員、請負業者等を充当して、復旧、その他の処置を講ずるが、必要に応じ他事業所管内の社員、請負業者を災害地に動員することとし、さらに必要がある場合は地方公共団体等の応援を要請する。

(4) 災害時における復旧資材の確保

1) 災害備蓄用資材

- ア. 変圧器、遮断器等主要部品のうち使用箇所が限定されるものは、予備品として基準を定め、常に定量を機器使用場所ごとに備え付ける。
- イ. 共通予備変圧器は市内に設置する。
- ウ. 木材、電線、柱上変圧器等の主要貯蔵品は毎月翌月分の所要数を見込んで補充し、台風時期等には復旧所要量を特に考慮する。
- エ. 高圧碍子等の一般貯蔵品は復旧用を含めた使用実績を考慮した最低在庫量を定めて、これ以下にならないよう定量を購入して補充する。
- オ. これらの貯蔵品は福岡資材センターにて必要量を確保しさらに営業所、電力所に分散配布する。

2) 応急対策用資材及び車両の確保

- ア. 電力施設の復旧資材はまず災害地近傍に保管する貯蔵品を充当し、市内の各事業所で不足があれば、他地区に保管する貯蔵品、またはメーカーの在庫品を充当する。
- イ. 市内復旧用資材の運搬及び事業所間の流用等災害地への資材運搬は、当社の車両をフルに活用するが、状況に応じては請負または運送会社等の車両を利用して運搬の手段を確保する。
- ウ. 復旧作業等に際して必要が生じた場合は、復旧資材の確保、第三者の土地等の収用について、市災対本部へ要請する。

(5) 災害時における広報宣伝

災害時には停電、電気工作物の損壊等を伴う場合が多いので、復旧の状況、感電に対する注意、負荷抑制の協力依頼等について、次の計画により迅速適切な広報宣伝を行い民生の安定を図るとともに一般の協力を求める。

1) 復旧状況の広報

災害により停電を生じた需用家及び地域に対しては、営業所でサービスカー等を巡回させて復旧状況の広報を行い同時に新聞、ラジオ放送等により更に周知を図る。

2) 事故防止に関する広報

災害により電気工作物の被害を生じた地域に対しては、前項と同様サービスカー等の機動車を動員して復旧状況を広報するとともに、電線等による感電事故の防止、復旧現場への立入禁止等の周知徹底を図る。特に被害が広範囲に及ぶ場合はラジオ等により広報する。

3) 負荷抑制等需用家に対する協力依頼

災害のため需給に不均衡を生じ、やむを得ず負荷抑制を行う場合は、主として大口需用家等に負荷制限の理由を説明し、また電力の節減を要請する。

(6) 電力施設の復旧順位

1) 電力供給設備の復旧順位

被害が広範囲に及ぶ場合は、電力の需給状況、復旧の難易とその効果等から総合的に判断して、当社本部において方針を決定し重点的に復旧工事を実施する。この場合、必要に応じ市災対本部と連絡を保つ。

2) 需用家への電力供給順位

電力供給に支障を生じた場合は、極力停電時間の短縮に努め、供給順位もできるだけ並行に復旧するが、被害が広範囲に及んだ場合、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい官公署、交通通信機関、水道、病院、さらに工場等緊急を要する負荷を優先的に復旧を進める。この

場合福岡支店及び営業所電力所の対策部は市と緊密な連絡をとるものとする。

(7) 応急対策計画のその他の事項

1) 食糧並びに宿泊施設

電力施設の復旧要員に対する食糧並びに宿泊施設は、九電において確保に努めるが、大災害、または被災地が広範囲に及び動員人員が多い場合は市の応援を求める。

2) その他

その他応急対策について「基本法第80条第2項」の規定により、指定地方行政機関または市に労務、施設、物資の確保について応援を求める場合は緊密な連絡を保つよう努める。

(8) 西地域各電力会社との相互応援

(中国電力、四国電力及び電源開発各株式会社)

1) 非常災害時の他電力との相互応援は、西地域防災要項にもとづき相互融通を実施する。

ア. 各社は、資材、役務の融通可能な資材を作成し、相互に交換し、協定を行う。

イ. 各社は、年度毎に融通資料を検討の上、協定の更新を行う。

2) 災害によって、資材、役務の融通を受ける必要が生じた会社は、必要事項を相手会社に連絡し、応援を要請する。

3) 要請を受けた会社は、直ちに要請会社に対して、融通に必要な事項について回答し、資材、役務を迅速確実に送達するよう責任をもって措置する。

4) 各社と他地域(中地域・東地域)の電力会社間の相互融通の取扱いについては、別途中央電力協議会において定めたもので実施する。

2. 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

1) 水力、火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

2) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力を活用するとともに、仮鉄柱等により応急措置で対処する。

3) 変電設備

機器損壊事故に対し系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

4) 配電設備

応急復旧工法による迅速かつ確実な復旧を行う。

5) 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

第2項 ガス施設災害対策

《 基本方針 》

災害時において、ガス施設等を災害から保護するため各種対策を行うとともに、速やかな応急復旧の作業によりガスの供給確保に努める。

1. ガス施設災害対策

地震・洪水等の非常事態の発生により、ガスの製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧した上でガスの供給を再開し、被災地住民の人身及び生活の安定に積極的に寄与する必要がある。

筑紫ガス株式会社は、保安規程、ガス漏えい及び導管事故等処理要領等により、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り、迅速な復旧をなす体制を定めている。

しかし、地震・洪水等の非常事態が発生し、導管または製造設備の被害が大きく、広範囲にわたり供給停止となり筑紫ガス単独では復旧に日数を要する場合には、日本ガス協会組織を通じて救援を要請し、的確な対応を図る必要がある。

このため、日本ガス協会では非常事態が発生し広範囲な供給停止となった場合における被災事業者、地方部会、日本ガス協会相互間の緊急連絡体制及び救援体制等を「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」によって定めている。

2. 情報の収集及び報告

本社は、気象予警報を所定の伝達経路により伝達する。なお、各事業所は通信途絶時に備え、陸上移動局及びトランジスタラジオ等を配備し、情報の収集に努める。

(1) 災害発生時の関係先との伝達方法

防災関係先への緊急連絡の迅速徹底を図る。

(2) 被害状況等の報告

各事業所は、所管施設及び管内需要施設の受けた被災状況、応急対策実施状況、その他各種の情報を所定の経路により、本社へ報告する。

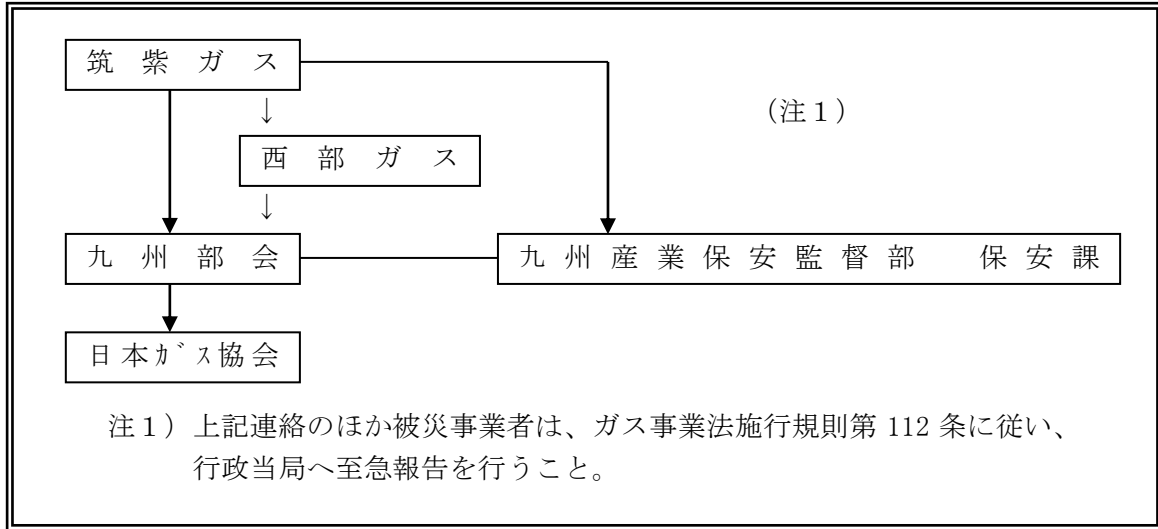
3. 応急対策要員の確保

災害の発生が予想される場合または発生した場合は、社員と関連会社を対象にした待機及び非常参集体制に基づく動員を行う。

4. 緊急連絡体制

非常事態が発生した場合は、その災害状況に関する情報が的確かつ統一的に連絡される必要がある。この情報連絡は、以後の的確な対応を図る基礎となるものであり、迅速に行われる必要がある。

(1) 連絡経路



(2) 連絡内容

- 1) 第一報（非常事態発生直後）
 - ア. 事業者名
 - イ. 連絡者名
 - ウ. 被災状況の概要及び現在までの措置内容
 - エ. その他必要事項
- 2) 第二報（全体の状況がある程度把握できた後、即刻）
 - ア. 被害状況
 - イ. 応急措置状況
 - ウ. 復旧の見通し
 - エ. 救援の要否
 - オ. その他必要事項

(3) 連絡責任者

- 1) 各事業者は、情報連絡責任者またはその代理者をあらかじめ定め、地方部会に連絡しておくものとする。
- 2) 日本ガス協会は、情報連絡責任者またはその代理者をあらかじめ定め、各地方部会に連絡しておくものとする。
- 3)

5. 救援体制

被災事業者が当該地方部会長に対し、救援要請を行った場合、地方部会長は救援体制に関し、日本ガス協会と協議を行い地方部会のみで対応する（以後「A体制」というー日本ガス協会からスタッフを派遣する場合を含む）か、地方部会及び協会本部で対応する（以後「B体制」という）かを決定する。

(1) 「A体制」による場合の取扱い

- 1) 当該地方部会長は、地方部会内に救援対策本部を設置するとともに、必要に応じて被災事業者災害対策本部内に部会現地救援対策本部を設置する。
- 2) 地方部会長は部会内事業者に対し協力を要請し、救援隊を派遣する。
- 3) 部会内救援対策本部は日本ガス協会に対し、適宜状況を報告する。

(2) 「B体制」による場合の取扱い

- 1) 日本ガス協会は、日本ガス協会内に救援対策本部を設置するとともに、必要に応じて被災事業者災害対策本部内に日本ガス協会現地救援対策本部を設置する。
地方部会長は、地方部会内に救援対策本部を設置する。
- 2) 日本ガス協会長は、他地方部会長に対し救援隊の派遣要請を行う。
- 3) その場合、他地方部会長は、部会内事業者に対し協力を要請し、救援隊を派遣する。

6. 救援活動

(1) 救援要請内容

救援隊の派遣要請にあたっては、以下の内容について依頼する。

- 1) 救援に必要な人員及びその作業内容
- 2) 救援に必要な資材、器工具、車両
- 3) 救援隊の出動日時、集結場所
- 4) その他必要事項

(2) 救援隊派遣

救援隊派遣にあたっては、各事業者は以下の準備をしておくこと。

- 1) 救援先において無線を使用する場合には、事前に自社の区域を管轄する電波管理局に対し、所要の手続き（電話連絡）をしておくこと。
- 2) 救援隊として派遣する要員に対して、出張命令等を文書により発行しておくこと。
- 3) 救援先において現場作業をする場合に、救援隊であることが明確となるよう車両への横幕、派遣要員への腕章等を持参すること。
- 4) その他必要に応じカメラ、夜間照明等の必要資材、器工具を持参すること。

(3) 救援活動

1) 救援活動の範囲

災害発生時から応急供給措置完了までとする。

2) 救援活動の内容

ア. 救援対策本部及び現地救援本部

- a. 応急復旧計画の樹立に関する協力
- b. 応急復旧人員及び機材、資材の動員に関する協力
- c. 災害情報の積極的収集及び広報活動に関する協力
- d. 災害状況の実態調査に関する協力
- e. 救援隊と被災事業者間の庶務的事項の調整
- f. その他必要な事項

イ. 救援隊

救急復旧活動への協力

3) 応急復旧活動の展開方法

原則として、被災事業者の復旧計画に則り、被災事業者の復旧隊と協力して、応急復旧活動を行う。

4) 情報連絡

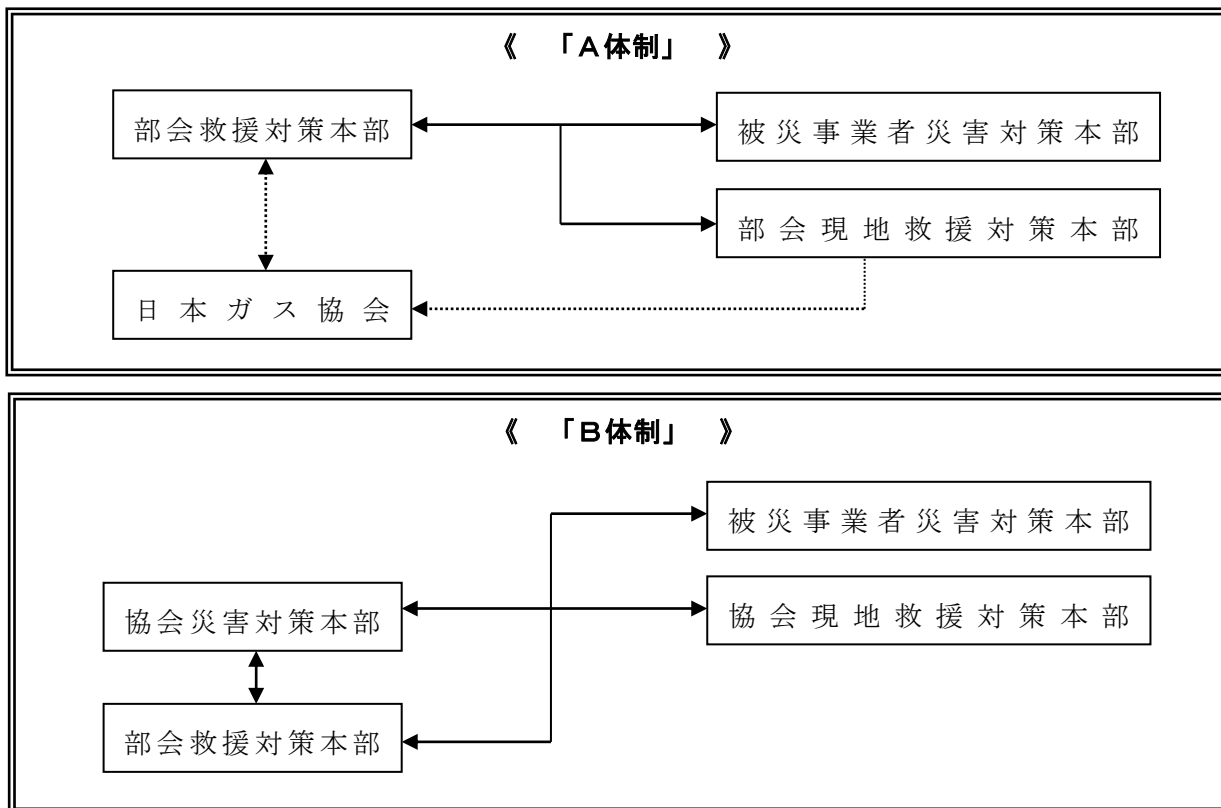
災害復旧状況及び救援隊の活動状況に関する日本ガス協会への情報連絡は、日本ガス協会現地救援本部が行う。

ただし、上記現地救援本部が設置されない場合は、地方部会救援対策本部が行う。

また、原子力保安院ガス安全課への上記情報連絡は、日本ガス協会（救援対策本部）が行い、九州産業保安官監督部保安課へは地方部会（救援対策本部）が行う。

7. 日本ガス協会の支援活動

日本ガス協会は、必要に応じて、被災事業者に技術スタッフを派遣し、復旧のための支援を行う。この場合、被災事業者以外の事業者に対し、スタッフの派遣要請を行うことがある。



8. 災害広報

災害時において、混乱を防止し被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは需要者及び住民に対し、工作車等に装備したマイクにより災害に関する各種の情報を広報する。

9. 通信連絡

災害発生による有線回線の不通事態が生じた場合の措置は次のとおりである。

- (1) 主要事業所間の通信確保のために、事業所間に災害応急復旧用無線電話を設置している。
- (2) 事業所管内の諸状況を把握するために、工作車等に陸上移動局を配置して事業所と無線連絡体制をとる。
- (3) 停電時対策として非常電源装置を活用する。

10. 防護保全対策

平常業務において、現場状況に応じて防護、修理、取替等により保全業務を行っているが、非常の際には、水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打ち合わせ等地域、場所別に重点巡視、警戒を行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。

以上のほか本社との情報連絡と被害状況により、本社司令に基づき行動する。

なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設として、重点的に監視する。

1 1. 危険防止対策

危険防止については、防護保全対策を立て、被害情報、現場状況及び本社司令に基づき、ガス供給施設（バルブ、ガバナー等）周囲の危険物除去、ガス導管の折損等危険が予想される箇所の供給遮断を行う。災害による事故発生の場合は、都市ガスによる二次災害防止のため、付近住民の避難の要請を行う等、巡視員による活動を実施する。

1 2. 応急復旧対策

供給施設の災害復旧は、ガス供給上長時間または長日時停止できない場合には、災害現場の状況により供給可能な範囲で、供給系統を変えてガス遮断区域を最小限にくとめる等の応急復旧作業にあたる。

第3項 通信施設災害対策

《 基本方針 》

災害が発生し、また発生するおそれがある場合は、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧し、通信の確保を図る。

1. 国内通信施設災害対策計画（NTT 西日本株式会社 福岡支社）

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話株式会社「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたる。

2. 通信の利用の制限

災害のため、通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、通信の利用者等に広報を行うとともに、福岡支店災害対策本部は、原則として、必要な情報を筑紫野市災対本部へ連絡する。

3. 重要通信の確保

災害が発生した場合は、電気通信設備の復旧、通信の途絶の解消及び重要通信の確保のため、次の各号の措置を講ずる。

- (1) 予備電源、非常用発電装置等による通信用電源の確保
- (2) 災害応急復旧用無線電話機の運用
- (3) 可搬無線機等または衛星通信車載局による伝送路及び回線の作成
- (4) 電話回線網に対する交換措置、伝送路切替措置等の実施
- (5) 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- (6) 大容量可搬形電話局装置等の運用

4. 通信の利用と広報

災害によって、地域全般にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と広報活動を実施する。

- (1) 通信のトラヒックを監視し、利用制限を実施して疎通調整を図る。
- (2) 非常・緊急扱いの電話及び非常・緊急扱いの電報の疎通ルートを確保し、一般の通話に優先して取り扱う。
- (3) 臨時の営業窓口を開設する。

- (4) 被災の状況に応じた案内トーキーを挿入する。
 (5) 一般利用者に対する広報活動を実施する。

5. 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

《回線の復旧順位表》

順位	復 旧 回 線
第一順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
第二順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 選挙管理機関に設置されるもの ・ 新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・ 国または地方公共団体の機関に設置されるもの(第一順位となるものを除く。)
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

(注) 新聞社、放送事業者または通信社の定義は電話サービス契約約款による。

第29節 上水道、下水道施設災害対策計画

第1項 上水道施設災害応急対策

第2項 下水道施設災害応急対策

《 基本方針 》

水道及び下水道事業者は、災害時において速やかに応急復旧を行い、給水、排水機能の維持、飲料水の確保を図る。

第1項 上水道施設災害応急対策

1. 取水施設

取水施設の被災に対しては、あらかじめ必要な応急復旧用資材により応急復旧を行う。

2. 浄水施設

- (1) 各浄水場は、原水の処理能力の低下を防止するため、原水処理薬品類を備蓄して所要の浄水能力を確保する。
- (2) 沈澱池、浄水池及びろ過等の被害に対しては応急復旧を行う。

3. 送水ポンプ施設

ポンプ場には、送水のための自吸式ポンプ等を設置して送水の応急措置をとるとともに、停電時の備えとして自家発電等による施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やかに加圧送水ができるよう努める。

4. 送水施設

- (1) 圧力管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。
- (2) 自然流下水路の被害に対しては、本復旧を行う。

5. 応急対策要員・資機材の確保

原則として市災対本部上下水道班の人員・資機材にて対応するが、市災対本部のみでは応急及び復旧対策が困難な場合には、工事店、組合等の協力を求める。

6. 応急処置の内容

《水道施設の応急措置内容》

- ア. 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
- イ. 取水，導水，浄水施設の防護
- ウ. 給水車等の応急給水の確保（使用不能の場合）
- エ. 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- オ. 施設の応急復旧計画の策定（優先給水の検討）

第2項 下水道施設災害応急対策

1. 下水道施設の応急対策

災害により被害を受けた下水道施設については、速やかに復旧することとするが、水洗トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、必要により、臨時の貯留場所を設置し、あるいは共同の仮設便所を設ける等の対策を講ずる。また、処理場への搬入についても、計画的処理をくずさないよう努力する。

2. 管渠

- (1) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針を立案する。
- (2) 工事施工中の箇所については、業者に被害を最小限にとどめるよう指揮監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
- (3) 可搬式の排水ポンプ等の資機材は所要量を整備・確保し、応急対策にあたる。

3. ポンプ場及び汚水処理場

- (1) 停電のためポンプ場及び処理場機能が停止した場合、ディーゼル発電機等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い、機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。
- (2) 特に防護の必要のあるものに対しては、洪水、その他の災害に備え、所要の資機材を備蓄し応急復旧を行う。

《下水処理施設等の応急措置内容》

- ア. 汚水処理施設の防護
- イ. 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- ウ. 汚水処理（仮設トイレの設置）に関する調整
- エ. 施設の応急復旧計画の策定（優先処理の検討）

第30節 交通施設・公共土木施設対策計画

第1項 道路施設対策

第2項 鉄道施設対策

第3項 公共土木施設対策

《 基本方針 》

都市の生活基盤をなす施設は、災害において被災した場合、都市機能の麻痺、住民の生活や社会活動に極めて影響が大きい。そのため、各施設の管理者は、相互に連携を図り、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行うものとする。

第1項 道路施設対策

1. 市・警察

各道路管理者及び警察は、相互に連携、協力し、安全で円滑な交通の確保、または緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講じる。

- (1) 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
- (2) 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。
- (3) 避難道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。
- (4) 上下水道、電気、ガス、電話等のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。

なお、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知等、必要な対策を講じ、事後速やかに通報する。

- (5) 交通信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。

この場合、緊急交通路から優先的に応急復旧を実施する。

第2項 鉄道施設対策

1. 九州旅客鉄道株式会社

- (1) 災害発生時における列車の運転規則については、「気象異常時運転規則手続」、「運転事故並びに災害応急処理標準」に基づき対処する。
- (2) 災害時の代替輸送方法
JR九州に代行輸送を依頼する。
- (3) 事故対策本部等
災害が発生した場合、または発生のおそれがある場合の応急処理、復旧、救護等については、「鉄道事故及び災害応急処理標準」により、支社に事故対策本部を、現地には復旧本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮、その他の業務を行う。
- (4) 連絡通報体制
災害発生時における連絡通報は、「鉄道事故及び災害応急処理標準」に定める連絡体系により、連絡施設を有効活用し、正確、迅速を期す。
- (5) 応急措置（案内広報等）
関係駅長及び関係列車の車掌は、司令所及び運転士と連絡を密にし、事故の状況復旧の見込み、接続関係等の情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。
- (6) 応急復旧体制
現地復旧本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行い、事故対策本部において復旧計画、資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要因の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

2. 西日本鉄道株式会社

- (1) 災害時の列車の運転規制
災害時等により列車の運行に危機が生じるおそれがあるときは、その状況を考慮して列車の運転を一時中止する等危難防止の措置を講じる。
大牟田線の鉄道路線に気象観測局を設置し、そこからの気象データを運転総合指令所の中央気象観測局に伝送集積して、運転総合指令所から列車無線等での的確に指示する。
災害発生時には「運転取扱心得」「緊急時の救急体制要綱」「異常時の対応マニュアル」に基づき対処する。
- (2) 災害時の代替輸送方法
列車の運転休止が長時間にわたると認められるときは、当社バスによる臨時輸送等の代替バス輸送を実施する。
- (3) 事故対策本部の設置
災害発生時には「緊急時の救急体制要綱」に定める事故対策本部及び現地副本部の設置基準にしたがい、本部を設置し、必要に応じて、情報の収集、調査、連絡、広報等の活動を行う。
- (4) 連絡通報体制
災害発生時には「緊急時の救急体制要綱」の定める連絡系統により、速やかに関係各所に連絡をとる。
- (5) 応急措置（案内広報等）
本社関係部署と現業各区所とは連絡を緊密にし、災害の状況、復旧作業の状態を把握し、復旧予定時刻、作業状況を逐次、広報担当へ連絡する。

また、広報担当は各報道機関の随時放送を利用し、事故状況の情報を提供し広報する。

さらに、各管理駅、乗務所、営業所を通じて、駅構内の放送施設及び社内放送を利用し、事故情報（不通区間、乗換駅、代替輸送等）の広報及び旅客の案内誘導を行い、混乱の発生を防止する。

(6) 応急復旧体制

復旧責任者を定め、指揮命令系統を明確にして、総合的な復旧体制を確立し、迅速な復旧と、正確な状況把握、情報の伝達等を行う。

第3項 公共土木施設対策

1. 公共施設等の範囲

- (1) 公営住宅
- (2) 河川、道路、橋梁及び公園等の公共土木施設
- (3) 社会福祉施設、児童福祉施設
- (4) 学校教育施設、社会教育施設及び文化財、その他関連施設

2. 応急対策

- (1) 施設被害の把握、復旧計画の策定
被害を受けた施設状況を速やかに把握し、対策に必要な要員や資機材等の必要量の算定、復旧優先順位等を検討した復旧計画を策定する。
- (2) 緊急点検の実施
災害後、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する施設や設備等の使用可否等の緊急点検を実施する。
- (3) 住民への広報
被害を受けた施設で二次災害の危険性等情况がある場合は、被害状況、災害の危険性、復旧の見込み等を掲示板、広報車等で広報する。
- (4) 応援要請
要員や資機材が不足する場合は、必要事項を確認し、市災対本部で総括し関係機関へ応援要請を行う。

3. 市災対本部との連絡及び災害現場における指揮

- (1) 災害現場には、防災無線を携帯するなどして、市災対本部との連絡を密にする。
- (2) 災害現場の指揮は、本部長の下、関係機関の応援部隊と連携する。
現場指揮は次の任務を遂行する。
 - 1) 応急対策要員の掌握と指揮
 - 2) 被災状況の把握
 - 3) 応急内容と方法の判断と実施
 - 4) 市災対本部と適切な連絡

4. 応急措置の内容

《各公共施設管理者の応急対策活動の基本》

- ア. 避難等による人命や身体的安全確保
- イ. 施設の防護（防火、防災対策、初期消火等）
- ウ. 文化財の搬出（文化財施設のみ）

（避難や文化財搬出方法等は、あらかじめ定めておく。）

5. 市施設以外の施設の応急復旧

県道、県営河川等の市施設以外の施設災害については、市災対本部から関係の管理者に通報し、連絡をとりながら対応する。

第31節 高層建築物災害応急対策計画

第1項	消防機関
第2項	警察
第3項	ガス事業者

第1項 消防機関

1. 消防活動要領

高層建築物等に係わる災害が発生した場合は、警防計画に定める「火災基本防ぎょ要領」に基づき消防活動を行う。

- (1) 出動基準の決定
- (2) 指揮本部の設定
- (3) 危険度の判定
- (4) 関係機関との通報、連携体制の確立

2. 消防活動計画

消防活動は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、各々必要な措置または対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

- (1) ガス漏れ事故
ガス漏れ事故については、特に、次の事項に留意する。
 - 1) 現場到着時の措置
 - 2) 消防機関は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生か所及び拡散範囲を推定し、直ちに、火災警戒区域を設定し、必要な措置を行う。
 - 3) ガス漏れ場所への進入
消防機関のガス漏れ場所への進入にあたっては、次の事項に留意する。
 - ア. ガス検知器等による検知が、爆発下限界の30%に達した地点を進入限界区域とする。
 - イ. 防火服を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。
 - ウ. 爆破に伴う爆風、飛散物等による被害を防止するため、窓、出入口等の開口部、無筋のパネル及びブロック壁の付近を避け、柱部または鉄筋コンクリート壁等を体の遮蔽にするとともに、できる限りの低姿勢で進入する。
 - エ. 火花を発する機器の使用及びスイッチ操作を厳禁する。
なお、エアソーを用いて破壊活動を行う場合は、切断面に対し、注水活動を併用する。
 - 4) ガスの供給遮断
ガスの供給遮断は、筑紫ガス株式会社等が行うものとする。
ただし、消防機関が筑紫ガス等に先行して災害現場に到着し、筑紫ガスの到着が相当遅れることが予測され、かつ広範囲にわたり多量のガス漏れがあり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防機関がガスの供給を遮断することができるものとする。

なお、消防機関がガスの供給を遮断したときは、ただちに、その旨を筑紫ガス株式会社等に連絡する。

5) ガスの供給再開

遮断後のガスの供給再開は、現場最高指揮者に連絡のうえ筑紫ガス株式会社等が行うものとする。

(2) 火災等

1) 人命救助

人命救助は、最優先で行い、特に、次の事項に留意する。

- ア. 救助活動体制の早期確立と実施時期
- イ. 活動時における出動分隊の任務分担
- ウ. 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用

2) 消火

消火活動については、特に、次の事項に留意する。

- ア. 高層建築物等の消防用設備等の活用
- イ. 活動時における出動分隊の任務分担
- ウ. 浸水、水損防止対策
- エ. 排煙、進入時における資機材対策

3. 航空応援要請

高層建築物火災により、消火活動及び人命救助のための特別な活動を要する場合、ヘリコプターを使用することが極めて有効な場合については、「福岡県消防相互応援協定」等に基づき要請する。

第2項 警察

1. 警察

(1) 救出対策

人命救助を最重点として、本章第13節「公安警備・救出計画」、その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

1) 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現場指揮体制を確立し、警備本部を設置する。

2) 救出救護

被災者の有無の確認及びその速やかな救助活動と消防機関、医療機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

3) 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所の要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

4) 区域の設定

二次災害防止を図るため、警戒区域の設定を行う。

5) 交通規制

救出救護活動及び復旧活動の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。

6) その他

市、その他関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び死体検視等所要の措置をとる。

第3項 ガス事業者

1. ガス事業者（筑紫ガス株式会社）

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

- (1) 事前の申し合わせにより、必要な場合は、消防機関においてガスの供給を停止することができるものとする。

第32節 危険物等災害対策計画

- | | |
|-----|----------|
| 第1項 | 危険物災害対策 |
| 第2項 | 高圧ガス災害対策 |
| 第3項 | 火薬類災害対策 |
| 第4項 | 毒物劇物災害対策 |

《 基本方針 》

危険物による災害は、その性質上、大災害に発展する危険性が大であり特に迅速な措置を要するので、関係機関は密接な連絡協力のもとに迅速かつ的確な災害応急対策を実施するものとする。

第1項 危険物災害対策

1. 消防本部、消防団

- (1) 施設の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。
 - 1) 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立。
 - 2) 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の確立。
 - 3) 災害状況の把握と状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立。
- (2) 施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

2. 応急措置の方法

危険物による災害は、その性質上、大災害に発展する危険性が大であり、特に迅速な措置を要するので、関係機関は密接な連絡協力のもとに迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

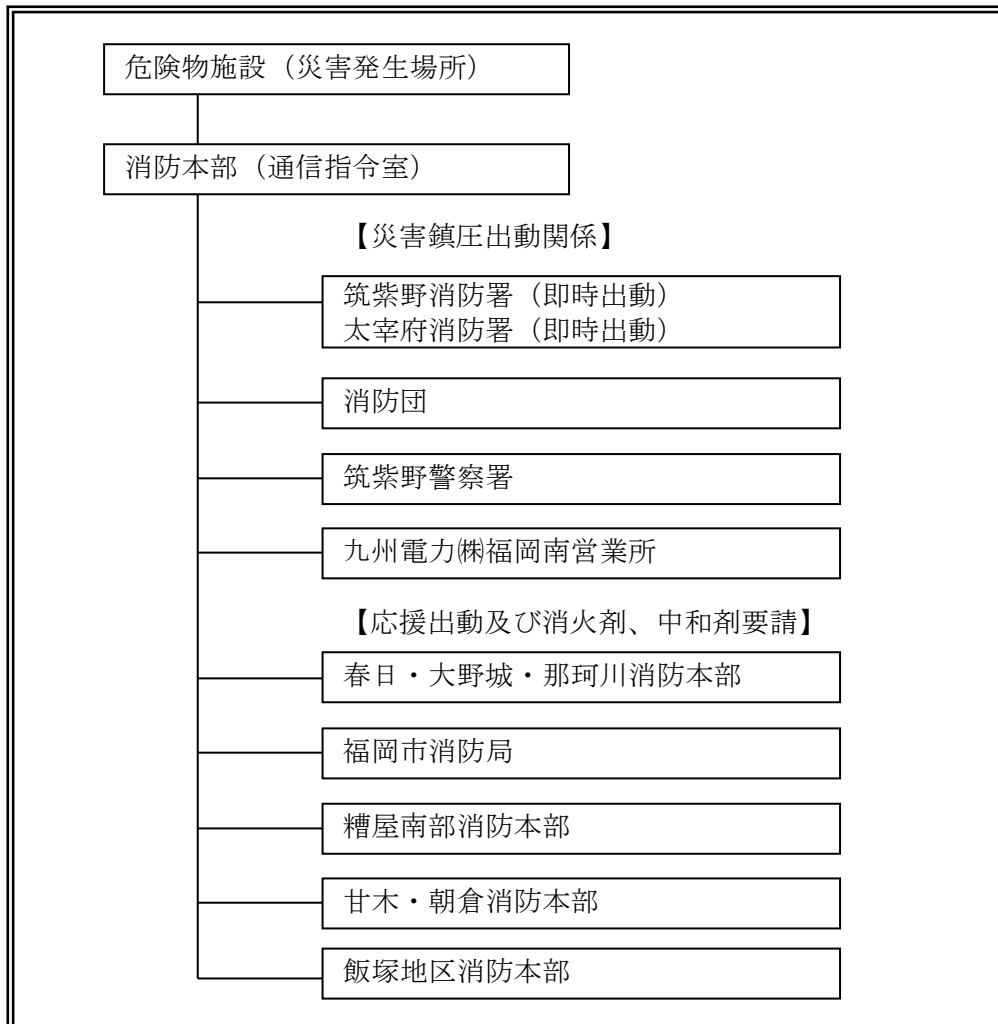
《危険物災害における管理者の応急措置の基本》

- ア. 関係機関（市、警察、消防機関）への通報
- イ. 初期消火等の応急措置
- ウ. 施設内及び近辺の人員の誘導、避難の指示等
- エ. 警戒区域の設定
- オ. 広報活動

（事前に各施設での応急対策計画を立案しておく。）

3. 緊急時の連絡系統図

市長は、災害が広域、激甚と予測され、応援の必要があると認めた場合は、消防本部と連携して、県及び関係消防機関に応援を要請する。



第2項 高圧ガス災害対策

1. 高圧ガス災害対策

高圧ガスによる災害の発生、またはそのおそれがある際には、関係機関からの要請に応じ、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

《 福岡県高圧ガス防災体制 》

ア. 目 的

この体制は高圧ガスによる災害に対処し、これに伴う業務を迅速かつ的確に処理することにより公共の安全を確保することを目的とする。

イ. 構 成

福岡県工業保安課及び各商工事務所
福岡県防災危機管理局防災企画課
福岡県警察本部及び各警察署
各市町村消防機関
社団法人福岡県高圧ガス保安協会
社団法人福岡県LPガス協会
福岡県冷凍設備保安協会
福岡県エルピーガススタンド協会
九州地区高圧ガス防災協議会福岡県支部

ウ. 応援体制

高圧ガス関係保安団体は関係機関からの派遣要請を受けた場合は、防災担当者を指名して、災害現場に派遣する。

エ. 身分証明

高圧ガス関係団体及び九州地区高圧ガス防災協議会福岡県支部の防災担当者が事故現場に立入るときは、その身分を証する腕章を呈示し、警察職員または消防職員（団員）と協力し、適切な措置を講ずる。

オ. 連絡会議

本体制の目的達成のため必要があるときは、連絡会議を開催する。

カ. 事故措置

事故発生に際しては別途「高圧ガス事故措置要綱」による。

《 福岡県高圧ガス防災体制本部機構 》

ア. 本部は別に定める事故（A級・B級）の発生状況に応じ設置する。

イ. 本部は、原則として福岡県に置き、必要に応じ各商工事務所または事故現場に現地対策本部を設置する。

ウ. 現地対策本部の機構は、本部機構に準じ、災害の規模に応じて編成し、現地対策本部の活動に際しては関係機関の協力を求める。

第3項 火薬類災害対策

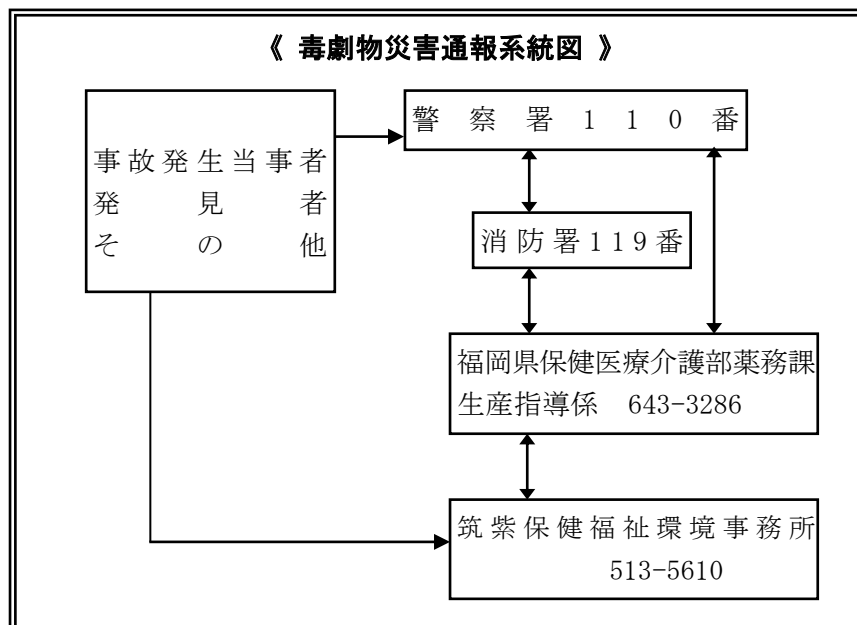
1. 火薬類災害対策

火薬類による災害発生、または、そのおそれがある際には、関係機関からの要請に応じ、火薬の運搬停止等の緊急措置、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

第4項 毒物劇物災害対策

1. 毒物劇物災害対策

- (1) 火災に際しては施設の延焼防止のための消防活動を実施するほか、汚染区域の拡大防止措置を実施する。
- (2) 周辺の毒物劇物施設が、被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい、保健衛生上危害が発生し、または、そのおそれがある際は、営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、危害防止のための応急措置を講じるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防関係機関と協調し、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。



第33節 農林業用施設等災害応急対策計画

第1項 農林業災害対策

第1項 農林業災害対策

《 基本方針 》

関係機関は、災害時において農林業用施設の被害の実情を早期に調査し応急復旧を図る。

1. 農業用施設応急対策

- (1) かんがい用排水施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。
- (2) 浸水等で広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。
- (3) 農林業施設の応急対策
 - 1) 浸水時の用水路やポンプ等による排水
 - 2) 破損箇所の応急復旧
 - 3) 流入した土砂・樹木等の除去
 - 4) 林道の応急復旧

2. 種苗の確保

- (1) 市長は、災害により、農作物の播き替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。
- (2) 病虫害防除対策
県の指導を仰ぐとともに、福岡普及指導センター、農業協同組合及びその他の関係機関と協力して、具体的な防除策を措置する。

3. 農作物応急対策

(1) 農作物等

《農作物等に対する応急措置方法》

作物	災害種別	応急措置の内容
稲、麦	風水害	1) 再生産用、代作用種子、苗の確保（米麦品質改善協会等の関係機関より）
	干 害	2) 防除機（高性能）による病害虫防除の指導及び実施 3) 計画的配水の実施
果樹	干 害	1) 敷きわら、敷草等による土壌表面の被覆（蒸発散防止） 2) 適正結果（摘果） 3) 熟期に達した果実の収穫
	風水害	1) 熟期に達した果実の収穫 2) 倒伏した樹の整備、裂枝の除去または復元固定 3) 土砂崩れ等の場合の土砂の除去 4) 落葉した樹の藁巻、石灰乳の塗布 5) 病害防除の徹底
野菜	干 害	1) 若どりの実施 2) 薬剤散布 3) 液肥の施用 4) 代作の実施 5) 敷わら、敷草または穴灌水の実施
	風水害	1) 排水、中耕、土寄せの実施 2) 窒素質肥料の追肥（草勢が弱っているとき） 3) 土砂の洗浄、薬剤散布 4) 代作の実施 5) 病害 6) 防風措置の実施
花き	干 害	1) 敷わら、敷草または穴灌水の実施 2) 液肥の灌水への加用 3) 代作の実施
	風水害	1) 排水、土寄せの実施 2) 病害防除の実施（特に地災） 3) 防風措置の実施
その他	風水害 干 害	1) 苗木の確保（農業協同組合、森林組合等と協力） 2) 種子の確保

《飼料作物に対する応急措置方法》

作物	災害種別	応急措置の内容
飼 料	干 害	1) 灌水が可能な場合には実施する 2) 発芽不良の場合は、追播、播き直しの実施
	風水害	1) 早急に地表水の排水実施 2) 窒素主体の追肥、生育の回復 3) 早急に刈り取り、青刈り、サイレージ調製 4) ソルガムは秋冬作に切り替え（9月上旬以降）

4. 畜産応急対策

《家畜管理のための応急措置方法》

伝染病の予防	(1) 福岡県中央家畜保健衛生所による予防注射の実施 (2) 診療班（家畜保健衛生所及び獣医師会で編成）による巡回家畜診療の実施 (3) 治療を要する一般疾病の発生に際しては、県、獣医師会に治療を要請する
飼料の確保	(1) 県への政府保管飼料の放出依頼 (2) 県への飼料業者に対する飼料の確保、供給の斡旋依頼

5. 林産物応急対策

市は、災害時において、被災立木竹による二次災害防止と林道機能確保及び林産物の被害を軽減するため、次のとおり県と協議のうえ被災立木竹の除去（道路網については林道のみ）、病虫害の防除、林業用種苗の供給に努める。

作物	災害種別	応急処置の内容
林産物	風水害 干害	ア. 苗木の確保（森林組合、農業協同組合等と協力） イ. 種子の確保

(1) 被災立木竹の除去

- 1) 被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設及び人家に災害を及ぼすおそれのある木竹の除去に努める。
- 2) 被災立木竹による遮断林道の機能回復に努める。

(2) 病虫害の防除

被災立木竹は、菌による腐朽及び害虫の食害を受けやすく、健全木竹への被害のまんえんを防ぐため、枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか焼却または薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

(3) 林業用種苗の供給

林業用種苗の被害を最小限に食い止めるため、市は森林組合、農業協同組合等と協力し対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。

第34節 林野火災対策計画

- | | |
|-----|-------------|
| 第1項 | 火災通報等 |
| 第2項 | 火災通報等伝達系統 |
| 第3項 | 消火活動体制 |
| 第4項 | 林野火災対策資料の作成 |

第1項 火災通報等

1. 市の措置

- (1) 市は、山林火災を知った場合は、あらかじめ定める出動体制を取るとともに関係機関（周辺市町、警察署等）に通報を行う。
- (2) 市は、地区住民、入山者等に対して周知を図る。
- (3) 市は、火災の規模等が、通報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、県（消防防災指導課）に即報を行う。
 - 1) 1時間以上延焼のおそれがある場合
 - 2) 空中消火を必要とする場合
 - 3) 住家等へ延焼するおそれがある場合
 - 4) 近くに危険物施設などが存在し、二次災害の危険性がある場合
 - 5) 以下の国の通報基準に達するか、または達することが予想される場合

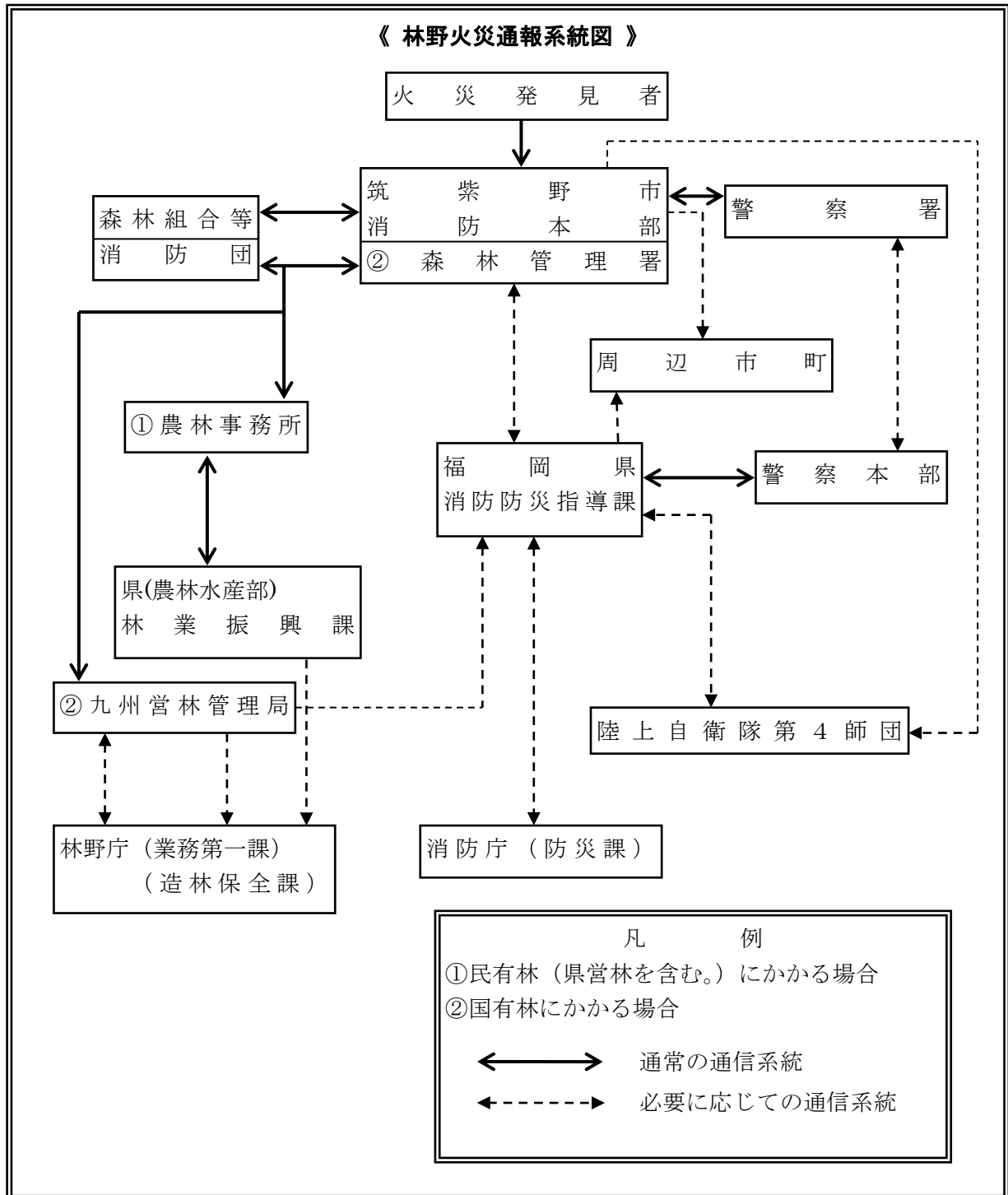
《 通報基準 》

- ア. 焼損面積が10ha以上と推定されるもの
- イ. 空中消火を要請したもの
- ウ. 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高いもの

第2項 火災通報等伝達系統

1. 火災通報等伝達系統

林野火災通報に係わる伝達系統は、次のとおりである。



第3項 消火活動体制

1. 消火活動体制

火災を覚知した市及び消防本部は、関係機関と連携協力して延焼拡大の防ぎよにあたりとともに、周辺市町等へ警戒または応援出動要請の準備を行う。

(1) 現地対策本部の設置

火災が拡大し、市では対処できないと判断される場合は、関係機関の協力を得て、現地対策本部を設置する。

現地対策本部の任務の概要は次のとおりである。

- 1) 応援協定に基づく周辺市町等の応援隊の出動要請
- 2) 自衛隊出動要請の検討
- 3) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- 4) 警戒区域の指定

(2) 空中消火体制の準備

地上隊による消火が困難と判断される場合は、県（消防防災指導課）への通報を行うとともに、次により空中消火体制の準備を行う。

- 1) 広域消防本部を経由して福岡市及び北九州市消防局消防航空隊への出動要請準備
- 2) 自衛隊出動要請のための準備
- 3) 空中消火資機材及びヘリポート等の設定準備

(3) 空中消火体制

県防災消防ヘリコプター等による円滑な空中消火を実施するため、市は、次の事項を行う。

- 1) 陸空通信隊の編成
- 2) 林野火災用防災地図の作成
- 3) 空中消火補給基地の設定
- 4) ヘリポート等の設定
- 5) 空中消火用資機材等の点検・搬入

第4項 林野火災対策資料の作成

1. 林野火災対策資料の作成

関係機関は、措置した事項を整理記録し今後の対策を樹立する。

市は、焼損面積 20ha 以上の火災の場合は、昭和 55 年 3 月 11 日付け消防地第 81 号に定める林野火災調査資料を作成し速やかに県に報告を行う。